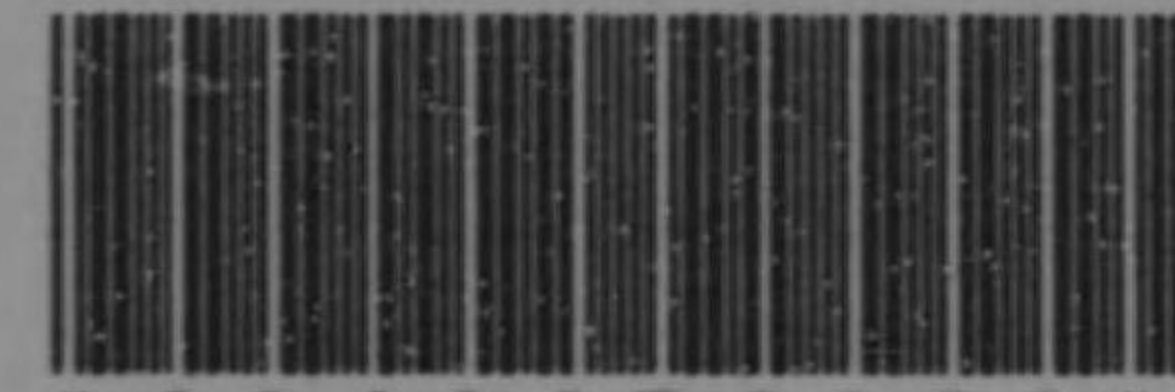


AZ  
554  
12



\*0040376000\*

0040376-000


AZ-554-12

軍人援護事業概要

軍事保護院

1940. 3

AGI



144x-84

軍人援護事業概要

軍事保護院



AZ  
554  
12



369.39

82W48424

例  
言

本篇は今次事變發生以來政府が軍人援護に關し計畫實施したる一切の事業を輯録して現在及將來に於ける斯の種施設の企畫運営に資せんとするものである。

昭和十五年三月

軍  
事  
保  
護  
院

昭和十三年十月三日内閣總理大臣ヲ召サレ賜ハリタル軍人授護ニ關スル勅語

朕カ陸海軍人ノ忠誠勇武ナル明治以來屢國難ヲ克服セリ而シテ今次ノ事變師ヲ隣疆ニ出スヤ又克ク忠烈ヲ勵ミ以テ國威ヲ中外ニ顯揚シ朕カ忠實ナル臣民銃後ニ在リテ相率キ公ニ奉シ出征ノ將兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシム朕深ク之ヲ嘉尙ス惟フニ戰局ノ擴大スル或ハ戰ニ死シ或ハ戰ニ傷キ或ハ疫癘ニ瘡ル、モノ亦少カラス是レ朕カ夙夜惻怛禁スル能ハサル所ナリ宜シク力ヲ軍人授護ノ事ニ効シ遺憾ナカラシムヘシ茲ニ内帑ヲ頒チ之レカ贄ニ充テシム卿其レ朕カ意ヲ體シ之レカ規畫ニ當リ克ク其ノ績ヲ舉ケンコトヲ期セヨ

昭和十二年九月二十一日拜したる御歌

皇后宮御歌

なくさめむことの葉もかなたゝかひの

にはをしのひてすくすやからを

昭和十二年十一月三十日拜したる御歌

皇后宮御歌

やすらかにねむれとそおもふ君のため

いのちさゝけしますすらをのとも

昭和十三年十月三日拜したる御歌

### 皇后宮御歌

あめつちの神ももりませいたつきに  
いたてになやむますらをの身を

## 軍人援護事業概要目次

序説	一
第一編 皇室の御仁慈	九
第二編 軍人援護の行政機構	二一
第一章 中央機構	二一
第一節 沿革及組織	二二
第二節 軍人援護對策審議會	三八
第三節 軍人援護關係豫算	四四
第二章 地方機構	四七
第三編 一般軍人援護	四九
第一章 總説	四九
第二章 軍事扶助法に依る扶助	五五
第一節 軍事扶助法の趣旨、沿革及内容	五五
第二節 軍事扶助法の施行に關し今次事變發生以來執りたる措置	五八
第三節 物價騰貴の對策	六四



第四節 軍事扶助法施行状況	六六
第三章 軍人援護事業の助成	六九
第一節 概説	六九
第二節 事業の概要	七一
第三節 事業実施状況	七三
第四章 軍事援護相談所	七四
第五章 其他	七九
第一節 軍人援護資金の活用	七九
第二節 軍人援護事業寄附金	八七
第三節 軍人遺族、家族に對する勞力援助の勸奨	八九
第四節 優遇	九〇
<b>第四編 歸郷軍人の援護</b>	九五
第一章 概説	九五
第二章 召集解除者生業援護事業	九六
第三章 其他	一〇五
<b>第五編 傷痍軍人の援護</b>	一〇七
第一章 總説	一〇七

第二章 醫療保護	一〇八
第一節 概説	一〇八
第二節 傷痍軍人療養所	一一〇
第三節 傷痍軍人温泉療養所	一一一
第四節 傷痍軍人精神療養所	一一三
第五節 委託療養及居宅醫療	一一三
第六節 特殊保護	一一五
第七節 國立結核療養所	一一六
第三章 職業保護	一三七
第一節 概説	一三七
第二節 職業指導及就職斡旋	一四一
第一目 傷痍軍人職業顧問	一四三
第二目 傷痍軍人職業指導専務職員	一五一
第三目 臨時東京第三陸軍病院に於ける職業相談指導	一五九
第三節 雇傭奨励	一六六
第一目 官公衙作業廳に於ける雇傭奨励	一六九
第二目 民間に於ける雇傭奨励—傷痍軍人雇傭委員會	一七三

第三目 作業設備の改善	一八〇
第四節 就業後の輔導	一八四
第五節 生業助成	一八七
第六節 職業輔導施設	一九〇
第一目 國立職業輔導所	一九〇
第二目 財團法人啓成社に於ける職業再教育	一九六
第三目 道府縣に於ける職業輔導施設	一九九
第七節 作業義肢(作業補助具)の配給(修繕)	二〇六
第八節 學資給與	二〇九
第九節 失明傷痍軍人の保護	二一一
第十節 學校教員の養成	二一六
第一目 小學校教員養成	二一六
第二目 中等學校教員養成	二一九
第四章 優遇	二二一
第一節 軍人傷痍記章	二二一
第二節 傷痍軍人臺帳	二二三
第三節 傷痍軍人子女の育英	二二七

第四節 介護要具	二三五
第五節 其他	二四二
第五章 傷痍軍人療養所其他の新營狀況	二四八
第一節 概説	二四八
第二節 豫算	二四九
第三節 設置道府縣の決定	二五二
第四節 設置場所選定方針	二五三
第五節 敷地の買収	二五六
第六節 工事執行の委任	二五八
第七節 勤勞奉仕	二六〇
第八節 工事の設計	二六〇
第九節 工事進捗の督勵及竣功検査	二七〇
第十節 資材の配給斡旋	二七二
第十一節 竣功工事其他の引繼	二七三
第六章 傷兵院	二七四
第六編 遺族援護	二七七
第一章 概説	二七七

第二章 遺族家族指導囑託……………	二八〇
第一節 遺族家族指導囑託設置の趣旨……………	二八〇
第二節 道府縣遺族家族指導囑託……………	二八一
第三節 軍事保護院遺族家族指導囑託……………	二九三
第三章 遺兒の育英……………	二九五
第四章 職業輔導……………	三〇九
第一節 一般的職業輔導……………	三〇九
第二節 教員及保姆養成……………	三一五
第五章 收容保護施設……………	三三三
第六章 優遇其他……………	三三六
<b>第七編 教化指導</b> ……………	三四九
第一章 總說……………	三四九
第二章 傷痍軍人の精神指導……………	三五三
第一節 指導目標……………	三五三
第二節 指導狀況……………	三五四
第三節 大日本傷痍軍人会……………	三六八
第三章 遺族、家族の教化指導……………	三七四

第四章 國民の教化……………	三八四
第一節 一般國民の教化……………	三八四
第二節 銃後後援強化週間……………	四一五
<b>第八編 軍人援護團體</b> ……………	四九九
第一章 恩賜財團軍人援護會……………	四九九
第二章 銃後奉公會……………	五一六
附 錄	
一 軍事保護院年表……………	五三三
二 恩給法改正及轉免役賜金令の要點……………	五四一

序

說

## 序 説

今次の支那事變は實に重大な意義を有つて居る。即ち、日滿支三國間に於ける政治、經濟及文化の緊密な提携及協力——詳言すれば善隣友好、共同防共及經濟提携の具體的方策を確立するにある——を基調とした所謂「東亞新秩序の建設」を爲さんとするにある。而して其れは實に三國間に於ける共存共榮、國民の幸福を企圖するに止まらず、惹て世界の平和、人類の福祉に貢献せんとするものに外ならない。洵に其の規模の雄大にして又其の目的の高遠なる我國有史以來未だ曾て有らざる所であつて、眞に世界史的意義を有する一大事業と謂はなければならぬ。而も斯かる大事業の生成發展を見るに至つたことは、其の由つて來る所甚だ深く且遠きものがあると同時に、其の影響の及ぶ所亦極めて廣く且大きなものがある。我々國民たる者宜しく一切の手段を盡して、事變の處理に力め、此の聖業を完成し以て今次事變終局の目的達成に努めなければならぬ。

今や、事變勃發以來既に三年に垂んとし、大元帥陛下の御稜威に依り、皇軍の嚮ふ所恰も無人の境を行くが如く、海に陸に空に各領域に亘つて絶大な戦果を收め、克く國威を中外に顯揚して、世界の驚異たらしめ得たのであつて、我が忠勇義烈な將兵の勇戦奮闘に對しては、衷心感謝感激の念禁する能はざるものがある。若し夫れ其の身命を君國に捧げ大業完成の礎石と爲つた多數の戦歿勇士、傷痕を受け又は疾病に罹つた將兵に對しては、一入尊敬と感謝の念油然而して湧出づるものがあるを覺える。

### 一 國民の協力

然しながら退いて考へるとき、我が忠勇果敢な將兵をして克く其の至誠奉公の精神を發揮し、斯かる著大な成果を收

め得しめた所以のものは、一面銃後に於ける多數國民の全面的な活動、換言すれば、戦線に於ける多數の將兵に對する衷心よりの感謝の念と聖戰目的遂行に對する深き認識理解と強烈且熟誠な協力に負ふ所の多いことは固より之を否むことを得ない。

惟ふに現代に於ける戦争が、國家總力戦であつて武力の外、一國の政治經濟文化思想等一切の成因を擧げて不可欠な要素とする所謂國家總力を擧げての戦であることは、曩の世界大戰以來、參戰諸國に於ける生きた教訓の示す所である。即ち國家總力の意義なるものが有機的全體として如何に重大性を有するものであるかを看取することが出来る。此の意味に於て軍人授護の如きも亦、國家總力の極めて重要な部分を成すものであつて、洵に戦局の發展推移に對して至大な影響を有するものと謂はなければならぬ。

而も戦争一たび勃發するや、一國內に於ける行政機構其の他一切の機構は擧げて戦争目的遂行の爲、再検討又は再編成せられ、茲に國家總動員の體制を形成し、國民の社會生活乃至經濟生活に對する重大な變更又は變革を招來するに至ることは言ふ迄もない。茲に所謂戰時態勢なる非常時體制を現出し、新らしき戰時政策の遂行に向つて發足することを必要とする。而して其の人的及物的資源の動員の國民生活に及ぼす影響は亦大なりと謂はざるを得ぬ。即ち職業、勞力、物價及生産機構の上に於ける著大な影響等之である。若し夫れ軍の巨大な需要に應ずるが爲國民の需要に對して重壓の加はることは亦已むを得ないものがある。之れ實に事變下現に我國の當面しつゝある所である。即ち國民は宜しく國體の本義に鑑み國民精神を昂揚して舉國一致態勢の實現を期すると共に、一面之を實踐に移すことの緊要であることは固より言を俟たぬ。換言すれば國民が常に嚴肅且緊張した氣分を保持し、時局に對して十分な認識と理解とを有し克く困苦に堪へ缺乏を忍ぶと共に、自ら戦線に在ると同様な意氣を堅持し、其の職務の忠實な遂行と眞劍な活動とに依り聖戰終

局の目的完遂の爲邁進する所がなければならぬ。

長くも明治天皇が 御製に於て

國をおもふ道にふたつはなかりけり

軍の場にたつもたゝぬも

と仰せ給うたことを拜して一層其の感を深くするものがある。

## 二 軍民の一致

而も前記の非常時體制の下に、眞に戦争目的遂行の實を擧げるが爲には、一面軍民一體の精神の實現を企圖することが緊要である。即ち軍隊と國民とが緊密且強力な紐帯を保持して融合協和、眞に「生きた一體」として相互不離の關係に立つことを必要とする。惟ふに我國現時の兵制が、夙に徵兵制度の確立に依る舉國皆兵の主義を採用して、國家防護の任を全うしつゝあることは、即ち軍民一體化の精神を制度の上に樹立具現したものと謂ふことが出来る。

元來我國に於ける兵役義務なるものは、憲法上極めて重大な意義を有することは言を俟たない所であつて、國民の懷抱する忠君愛國の赤誠に出發し、身命を抛棄して一意君國を防衛せんとする崇高な義務に外ならない。而して此の義務たる到底人又は物を以て代位すべからざるものである。兵役は實に斯くの如く國民の至高名譽の義務であると同時に、一面國民の有する重大な公権の一たるを失はない(軍制學教程參照)。之れ實に我國の軍隊が所謂國民的軍隊を形成して居る所以である。此の事たる我國古來の傳統たる國民の熾烈な盡忠愛國の精神に出づるものであつて、彼の大伴家持が「海行かば水漬く屍山行かば草生す屍大君の邊にこそ死なめ願みは爲じ」の歌に、又今奉部與曾布が「今日よりは願みなくておほきみの醜の御楯と出で立つ吾は」の防人の歌に既に明かな所である。

即ち我が國民は、此の崇高な兵役の義務に服することを以て、至上の光榮、無上の名譽とし、一身一家の休戚利害を顧みず、進んで、軍務の忠實な遂行に力めつゝある。而も眞に軍民一體の精神を顯現せしめるが爲には、廣く國民一般をして、其の職業の如何又地位の如何を問はず、克く軍隊に對する深き認識及理解の下に崇高な尊敬及感謝の念を捧げ、眞に一心同體軍民一如の生きた一體たらしめることが必要である。換言すれば國民全體を擧げて、眞に軍隊の確乎たる地盤又は背景と爲り軍人をして何等後顧の憂なく、安んじて身命を君國に捧げ奉公の誠を效さしめることに遺憾なきを期せなければならぬ。

### 三 軍人授護の本質

惟ふに我が軍人は、舉國皆兵主義の原則の下に、最も榮譽ある選拔を受け、國民多數の代表として崇高な献身的行爲に依り一意國家防護の重任を擔當する。若し夫れ一旦緩急あらば敢然起つて兵燹の巷を馳驅し、其の身命を抛つて君國に殉ずるを常とする。斯かる事實に想到するときは、國民全體を擧げて之が忠實且強力な支援者と爲り、一死以て報效の赤誠を效さしめると同時に、精神物質兩面に亘り、出來得る限り之が十分な優遇措置を講じ以て衷心其の献身的な活動に對し報ゆる所あるべきは、固より當然と謂はなければならぬ。而も戦死者又は傷痕を受け若は疾病に罹つた者に對しては國家を始め國民は只管尊敬感謝の至情を捧げ以て之が授護の完璧を期し、軍人自身に對しては固より、其の遺族及家族をして苟も悲惨な境遇に沈淪せしめるが如きことなきを期せなければならぬ。

元來我が軍人が凡らゆる危険と困厄とを冒し、一意國家の防護に當る所以のものは、其の忠勇義烈君國に報ゆる一片歌々の赤誠の發露たるのみならず、而も一面國家の干城としての名譽と矜持とを重んずる光輝ある軍人精神に出發するものなることは、固より言を俟たぬ。然るに軍人にして若し其の經濟生活又は社會生活に對する脅威不安の爲、軍人としての名譽を保持し又は社會的地位若は體面を維持すること能はざるが如き悲況に立到らんか、其の熱烈な士氣を振作鼓舞し、専心奉公の至情を效さしめることは、遂に之を期待し得ざるに至ることなきを保せぬであらう。仍ち重大任務に就かんとする多數の軍人をして些かも後顧の憂なからしめ、勇躍征途に上らしむべく之が授護の萬全を期することは、洵に國家及國民に課せられた重大な使命乃至責務であると謂はなければならぬ。

### 四 軍人授護の重要性

以上の意味に於ける我が軍人授護の制度は、實に其の身命を捧げて君國防衛の任に當る軍人に對する國家及國民を擧げての全面的な尊敬感謝の表徴表現に外ならない。即ち授護の目標とするものは、軍人が其の崇高な軍務に服することに依つて受くべき身體的、精神的及經濟的障害を出來得る限り軽減若は除去し又は之が補填若は恢復への方途を講ずることにある。即ち傷痕を受け若は疾病に罹つた本人自身又は其の家族若は遺族に對して之が恢復其の他の手段を講ずるの外、經濟生活に對する保護を爲す等専ら軍人として社會的名譽と矜持とを保持せしめると共に、一面之に依て克く軍民一體の實を擧げ國家兵力の根蒂たる精銳無比な皇軍の士氣を振作昂揚して、一意奉公の赤誠を效さしめんとするものに外ならない。

而して前記の如く軍人授護は實に國家及國民全體の有する一大責務である。故に其れは常に國家の經營施設のみならず、廣く隣保相扶の精神を基調とし普く國民一般の自發的な協力又は活動を促進し、獎勵して、其の平時たると戦時たるとを問はず、眞に國家の總力を擧げて一意之が擴充強化に力めることを緊要とする。此の事たる實に近代戦の一大特色とする大規模の科學戰の展開せられ、巨大な動員計畫の實施を見、多數の戦死者、戦傷病者の簇出するの已むを得ない現時の狀勢下に在つては、一層其の緊要なることを痛感せしめるものがある。

## 五 軍人援護の實施

之を要するに、軍人援護は實に國家の組織的計畫的企圖の下に之が實施を見ることを必要とする所のものであるが、而も眞に本事業窮極の目的を達成するが爲には、其の有効適切な經營施設を爲すと共に、一面堅實且根柢ある遂行運営を期することが必要である。之即ち事變の發展推移に伴ひ、其の制度組織に對し再檢討又は再編成を要する所以である。此の意味に於て曩に軍人援護に關する行政機構を改正して、新に軍事保護院の設置を見たことは、事變下洵に意義深いものがある。

政府は曩に傷痍軍人保護に關し、傷痍軍人保護對策審議會に諮問、其の答申を得て、之が保護の實效を收め、更に長期建設の新段階に處すべく過般軍人援護對策審議會に諮問、之が答申を得た。即ち該答申は將來軍人援護對策の完璧を期するに付根本方針を樹立したものであつて、極めて重大な意義を有するものと謂ふべきである。

斯くして今や、傷痍軍人に對しては醫療保護、職業保護其の他の施設を講じ、遺族及家族に對しては、隣保相扶を基調として扶助育英授産其の他の援護を爲し、又歸郷軍人に對しては、生業援護其の他適切な保護施設を爲す等、各般の施設を擴充強化し、戦線に活躍する出征軍人をして些かも後顧の憂なからしめることに最善の努力を拂ひつゝある。

畏くも上 皇室に於かせられて、軍人援護の事に數々の御仁慈を垂れさせ給うて居ることは、洵に畏くも畏き極みである。殊に曩に 優渥なる 勅語を賜はり「惟フニ戦局ノ擴大スル或ハ戦ニ死シ或ハ戦ニ傷キ或ハ疫癘ニ墮ル、モノ亦少カラス是レ朕カ夙夜惻怛禁スル能ハサル所ナリ宜シク力ヲ軍人援護ノ事ニ効シ遺憾ナカラシムヘシ」と仰せられ且多額の御内帑金を下賜あらせられた、此の宏大無邊の 聖慮を拜して戦線統後一億國民は齊しく其の有難さに感泣して居る所である。

今や事變の推移に伴ひ、軍人援護は愈々其の重要性を加へ、之が施設の整備強化を要すること益々緊切なるものがある。宜しく國家及國民を擧げて該事業の圓滿な遂行を企圖して所期の目的の貫徹に力め 皇室の有難き 御仁慈に對へ奉らんことを期すべきである。殊に今年は 畏くも 神武天皇肇國の大業を確立し給ひ八紘一宇、養正の大詔を宣布せさせ給うて以來正に二千六百年、洵に嚴肅にして且意義ある年に際會して居る。恰も今次事變の理想とし目標とする所が 畏くも肇國の大精神に副ひ奉る所以であることに想到し、舉國一體更に感激を新にし益々軍人援護の完璧を圖り、事變を光榮ある終局に導き、以て此の曠古の重大使命の達成に努めなければならぬ。



第一編 皇室の御仁慈

## 第一編 皇室の御仁慈

皇室に於かせられて、常に軍人援護の事に限なき 御仁慈を垂れさせ給うて居ることは、洵に恐懼感激に堪へない所である。畏くも 明治天皇が 御製に於て夙に

いかならむ藥あたへて國のため

いたておひたる人をすくはむ

こらは皆軍のにはにいてはて、

翁やひとり山田守るらむ

國の爲たふれし人を惜むにも

思ふはおやのこゝろなりけり

と仰せられ傷痍軍人、出征軍人の家族、戦歿者の遺族の上に 大御心を注がせ給ひ、又靖國神社を創建して護國の英靈を祀らせ給うたことは洵に畏き極である。而して今次事變發生以來、軍人援護に仰ぎ奉つた 皇室の御仁慈に對しては、恐懼感激更に新なるを覺ゆる次第である。今茲に其の一端を掲げて御仁慈の程をしのび奉ることとする。

### 天皇陛下の御仁慈

一 軍人援護に關する勅語及御内帑金の下賜

天皇陛下に於かせられては、常に 大御心を傷痍軍人、戦歿軍人の遺族及出征軍人の家族の上に垂れさせられ、洵に畏き極であるが、昭和十三年十月三日には近衛内閣總理大臣を召させられ、軍人援護に關する優渥なる 勅語を賜はり、

且軍人援護の質として御内帑金三百萬圓下賜の恩命を垂れさせ給うた。皇恩の無疆にして 聖慮の深遠なる洵に恐懼感激の至に禁へない所である。

## 二 祭糒料の下賜

今次事變に際し、聖業の礎石と爲り身命を君國に捧げた戦歿者に對しては、殊の外深く御憐愍の情を垂れさせられ、兩陛下の御名に依り祭糒料を下賜あらせられて居る。

## 三 靖國神社行幸

畏くも 天皇陛下に於かせられては、靖國神社合祀の臨時大祭を行はせらるゝ際は、親しく社頭に行幸あらせられる。臣下として光榮之に過ぐるものなく、遺族一同只管感涙に咽んで居る。

## 四 御下問

畏くも 天皇陛下に於かせられては、戦傷病軍人、應召軍人及之等軍人の家族遺族並に戦歿者の遺族の状況に付ては、常に 大御心を注がせ給ひ、又折に觸れ、主管大臣より詳細奏上せしめ給ふのである。殊に昭和十三年一月二十日木戸厚生大臣は御内意を拜して同夜深更迄恰も地方長官會議の爲上京中の各地方長官より地方に於ける軍人援護状況を詳細聴取し、翌日拜謁を賜はり長時間に亘り委曲奏上し奉つた。

其の他地方長官會議の際は地方長官を官中に召させられ、特に銃後に於ける各地の實情を詳しく御聴取遊ばされて居る。

## 五 御進講

昭和十五年二月十二日 畏くも 天皇陛下に於かせられては、本庄軍事保護院總裁を官中に召させられ「軍事保護に就て」約一時間に亘る御進講を親しく御聴取遊ばされた。

## 六 陸軍病院へ行幸

昭和十四年三月十四日 畏くも 天皇陛下に於かせられては、臨時東京第三陸軍病院へ行幸、親しく戦傷將兵の療養状況を覽はせられた。將兵は何れも 天恩の宏大無邊なるに感激し愈々再起奉公の決意を固くした。

## 七 侍従の御差遣

更に昭和十四年四月二十日には、傷痍軍人千葉療養所へ侍従を御差遣、具に傷痍軍人の療養状況を視察せしめ給うた。入所者は孰れも 天恩の有難さに病床に跪座し感涙に咽んだのであつた。

超えて昭和十五年二月二十日には、侍従を失明傷痍軍人寮及傷痍軍人東京療養所に、同二十二日には傷痍軍人愛知療養所に、同二十四日には傷痍軍人福岡療養所及傷痍軍人福岡職業補導所に御差遣遊ばされ、傷痍軍人が不撓不屈克く修養勉學に又療養に力めつゝある状況を具に視察せしめ給うたのである。

## 皇后陛下の御仁慈

### 一 結核の豫防並に治療に關する令旨及御内帑金の下賜

畏くも 皇后陛下に於かせられては、昭和十四年四月十八日平沼内閣總理大臣を召させられ、一般國民の結核の豫防並に治療に關する左の有難き令旨を賜ひ、且御内帑金五十萬圓を下賜あらせられた。懿徳の宏遠なる、洵に恐懼感激に堪へない所である。

國民體力ノ向上ハ國本ニ培フ所以ニシテ現下特ニ心ヲ致スヘキ所ナリ而シテ近時結核ノ蔓延甚シク其ノ國力ニ及ホス影響ノ大ナルニ鑑ミ誠ニ憂慮ニ堪ヘサルナリ茲ニ内帑ヲ頒チ之レカ豫防並ニ治療ニ關スル施設ノ一助タラシムトス官民克ク力ヲ戮セ之レカ目的ノ達成ニ努ムコトヲ望ム

### 二 繻帶、義眼及義肢の下賜

畏くも 皇后陛下に於かせられては、事變發生以來日夜御自ら繻帶を御巻き遊ばされ又は女官を督勵して卷かしめら

れ傷病將兵に領ち給ひ、又失明し若は手足を失つた戦傷將兵に對しては義眼又は義肢を下賜あらせられて居る。

三 御内帑金の下賜

支那事變に際し、出征及應召の軍人遺族並に家族を援護するの目的を以て、諸團體相協力して之が援護の實を擧ぐる趣被聞食、昭和十二年九月二十一日 長くも 皇后陛下に於かせられては御内帑金下賜の 御沙汰あらせられた。

四 御菓子の下賜

(一) 戦死又は殉職の陸海軍人及警察官に對する下賜

昭和十二年十一月三十日、長くも 皇后陛下に於かせられては、支那事變に於て戦死又は殉職の陸海軍將校以下及關東局並に外務省警察官吏に對し御菓子下賜の旨 御沙汰あらせられ、又昭和十三年九月二十一日には張鼓峰事件に關し事變地に於て、超えて昭和十四年七月二十日にはノモンハン附近に於ける衝突事件に關し、戦死の陸軍將校以下に對しても同様御菓子下賜の有難き 御沙汰を拜した。

(二) 遺兒に對する御菓子の下賜

皇后陛下に於かせられては昭和十四年八月六日 財團軍人援護會の斡旋に依り、戦歿者遺兒(尋常小學校第六學年の者千三百十五人)靖國神社參拜の際、特別の 思召を以て、之等遺兒に對し御菓子下賜の 御沙汰あらせられた。

超えて昭和十五年三月二十六日亦戦歿者遺兒(尋常小學校第五及第六學年の者三千九十一人)靖國神社に參拜の際 思召を以て前年同様賜物の 御沙汰あらせられた。

五 有難き御歌を拜す

皇后陛下に於かせられては、昭和十二年九月二十一日、出征及應召の軍人遺族並に家族の上に深く 御心を留めさせ給ひ、左の有難き 御歌を拜し奉つた。

ながさめむことのはもがなたゝかひの

にはをしのびてすぐすやからを

更に同年十一月三十日には、支那事變に於て戦死又は殉職の陸海軍將校以下及關東局並に外務省警察官吏に對し やすらかにねむれとぞおもふ君のため

いのちさゝげしますらをのとも

の 御歌を拜し奉り(御歌複本は思召を以て關係者に下賜あらせられる旨の有難き御沙汰を拜して居る)、超えて昭和十三年十月三日には陸海軍軍人として傷痍を受け又は疾病に罹つた民草の上に 御心を注がせ給ひ左の有難き 御歌を拜し奉つたことは、傷病將兵は固より全國民の齊しく 懿旨の宏遠なるに感激し奉つて居る所である。

あめつちの神もりませいたつきに

いたでになやむますらをの身を

六 陸軍病院及陸軍軍醫學校並に海軍病院へ行啓

昭和十二年十一月十二日 皇后陛下には、傷病將兵御慰問の爲臨時東京第一陸軍病院及陸軍軍醫學校に行啓遊ばされた。兩所を通じ實に一時間半の長きに互つて病室十四室を懇に御巡視遊ばされた。尙此の日別に女官を御名代として東京第二陸軍病院に御差遣、御慰問あらせられた。次で同月十七日には横須賀海軍病院に親しく行啓御慰問遊ばされた。

七 靖國神社へ行啓

皇后陛下に於かせられては、今次事變以來三たび靖國神社に行啓遊ばされた。

八 日本赤十字社へ行啓

昭和十四年十一月二十日皇后陛下に於かせられては、日本赤十字社へ行啓、聖戰下に意義深き同社の事業及各妃殿下に

も名譽會員として御力添への恤兵作業及軍衛生材料加工奉仕作業に活躍する日本赤十字社篤志看護婦人會の状況を親しく御覽遊ばされた。又前線に派遣中の救護班員一同に對し長くも御慰勞の 思召を以て 御菓子を下賜あらせられた。

#### 九 各宮妃殿下の御差遣

皇后陛下に於かせられては、昭和十三年四月より七月に亙り傷病將兵御慰問に併せ各地に於ける銃後の援護事業の概況御聴取の 思召を以て各宮妃殿下を陸海軍病院及各道府縣へ御差遣遊ばされた。其の延日數實に百三十一日に及び、而も御慰問を辱うした病院實に百七十八箇所の多きに達して居る。

#### 十 草花の種子及球根並に楓苗の下賜

##### (一) 草花の種子及球根の下賜

昭和十四年四月二十二日 皇后陛下に於かせられては、傷痍軍人千葉療養所收容中の傷病將兵に對し、御見舞として草花の種子及球根を賜はる旨の有難き 御沙汰を拜した。

##### (二) 楓苗の下賜

超えて昭和十五年三月四日軍事保護院所管の傷痍軍人療養所、傷痍軍人職業補導所、失明傷痍軍人寮、教員養成所其他の施設に入所中の傷痍軍人、戦没者寡婦を御慰め遊ばさるる 思召を以て吹上御苑に芽生えた楓の苗約七百本下賜の有難き 御沙汰を拜した。

#### 皇太后陛下の御仁慈

##### 一 御内帑金の下賜

皇太后陛下に於かせられては、夙に傷痍軍人の上に御心を留めさせられ、曩に昭和八年十二月二十六日、傷痍軍人保護資金の中に 御手許金下賜の有難き 懿旨を拜した。

##### 二 御菓子の下賜

戦地に在る病院及内地病院に在る傷病將兵に御菓子を下賜あらせられた。

##### 三 日本赤十字社へ行啓

昭和十二年十一月五日には 長くも日本赤十字社へ行啓あらせられ、親しく篤志看護婦人會の恤兵奉仕作業の状況を御覽遊ばされた。

#### 宮家王公家の御仁慈

各宮家王公家に於かせられては、出征將兵に對し屢々御慰問品を下賜あらせられ、又傷病將兵を御慰問遊ばされ、時には特に傷兵を御殿に召させられ、殿下妃殿下御手づから茶菓を賜はる等種々御慰め遊ばされたこともあつた。尙、各宮妃及王公妃殿下に於かせられては御共同の上温き下衣、褌袴類を御製作遊ばされ、或は將校婦人會員として靴下及襟巻を編ませられて戦地に送らせられ、或は毎週一回赤十字社に成らせられ、褌帯巻及藥品包装作業を遊ばされ傷病將兵に賜はつて居る。

以上 皇室の御仁慈は實に傷痍軍人、軍人遺族、家族の無上の光榮感激なるのみならず、一億國民の齊しく恐懼感激に堪へない所である。宜しく國を舉げて 皇室の御仁慈を奉體して、軍人援護の事に盡し以て鴻恩の萬一に報い奉らなければならぬ。

皇室の御仁慈に對し奉り政府に於て執つた措置の概況を示せば左の通である。

#### 一 軍人援護に関する訓令

長くも軍人援護に関する優渥なる 勅語を賜はり且多額の御内帑金を下賜あらせらるるや、木戸厚生大臣は謹みて道府縣に對し左の訓令を發すると共に、御下賜金を本とし、恩賜財團軍人援護會を創設せしめ政府の施設と相俟ち各般の軍人援

護を行はしめることとし、有難き 聖旨の萬一に對へ奉ることとした。

(昭和十三年十月三日)  
厚生省訓第二八四號

一六

本日内閣總理大臣ニ對シ優渥ナル 勅語ヲ下シ給ヒ且軍人援護ノ實トシテ御内帑金下賜ノ恩命ヲ垂レサセ給フ 皇恩ノ無疆ニシテ 聖慮ノ深遠ナル洵ニ恐懼感激ノ至ニ禁ヘズ

惟フニ傷痍軍人軍人遺族家族ノ援護ノ完璧ヲ期スルハ平時戰時一貫シテ國運伸張ノ要諦ナリ今ヤ時局愈々擴大シ帝國ノ聖業前途尙遠遠ナルノ秋將兵ヲシテ一意忠誠ヲ盡スニ些ノ遺憾ナカラシムルヲ期スルハ現下喫緊ノ要務ニ屬ス職ヲ軍人援護ノ事ニ奉ズル者宜シク淬勵任ニ當リ運営宜シキヲ制シ遍ク國民ヲシテ協心戮力報效ノ誠ヲ輸サシメ舉國一體銃後施設ノ完備ヲ圖リ以テ 聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スベシ  
右訓令ス

## 二 結核の豫防並に治療に関する訓令

結核の豫防並に治療に関する 令旨及多額の御内帑金を下賜あらせらるるや、廣瀬厚生大臣は謹みて道府縣に對し左の訓令を發すると共に 御下賜金を本とし結核豫防會を創設せしめ、結核豫防並に治療に関する有難き 懿旨に報い奉ることとした。

尙傷兵保護院總裁は、傷痍軍人療養所に對し宜しく 懿旨の存する所を奉體し協心戮力一層結核の豫防並に治療に力を致し以て國運の進展に寄與せんことを期すべき旨訓令する所があつた。

(昭和十四年四月二十八日)  
厚生省訓第二三五號

畏クモ 皇后陛下ニハ本日内閣總理大臣ヲ召サセラレ有難キ 令旨ヲ下シ給ヒ且結核ノ豫防並ニ治療ニ關スル施設ノ

資トシテ御内帑金下賜ノ 御仁慈ヲ垂レサセ給フ 懿德宏遠恐懼感激ノ至ニ禁ヘズ

惟フニ近時結核ノ蔓延甚ダシク國民ノ憂苦國家ノ損失極メテ大ナルモノアリ今ヤ帝國ハ興亞ノ大業ヲ遂行センガ爲長  
期建設ノ途上ニ在リテ國民體力ノ向上ヲ圖ルノ要愈々切ナリ仍テ結核ノ豫防ヲ徹底シ銃後國民ノ健康増進ヲ期スルハ  
方ニ喫緊ノ要務ナリトス然ルニ結核豫防ノコトタル尙今後ノ施設經營ニ俟ツ所甚ダ多シ此ノ時ニ當リ茲ニ深厚ナル  
御惠澤ニ浴ス 坤德ノ洽キ洵ニ畏キ極ナリ

宜シク 懿旨ノ存スル所ヲ奉體シ協心戮力一層結核ノ豫防並ニ治療ニ力ヲ致シ以テ國運ノ進展ニ寄與センコトヲ期ス  
ベシ

右訓令ス

## 三 皇后陛下御下賜金並に御歌に関する訓令

(一) 諸團體相協力して出征及應召の軍人遺族並に家族援護の趣 聞召され、畏くも 皇后陛下より多額の 御下賜金並に有難き 御歌を拜するや、馬場内務大臣は地方長官に對し左の訓令を發し銃後の後援に遺憾なきを期せしめた。尙内務次官は依命通牒を發し、速に適當の方途に依り 思召の徹底に努め以て 懿旨の萬一に應へ奉らんことを期せしめた。

(昭和十二年九月二十一日)  
内務省訓第六九八號

今般支那事變ニ際シ出征及應召ノ軍人遺族並ニ家族ヲ救護スルノ目的ヲ以テ諸團體相協力シテ之カ援護ノ實ヲ舉クル  
趣被聞食 畏クモ 皇后陛下ヨリ 思召ヲ以テ御内帑金ヲ下賜セラレ併テ難有 御歌ヲ拜ス

懿德宏遠洵ニ感激ノ至ニ禁ヘズ宜シク 懿旨ノ存スル所ヲ奉體シ一層淬勵ノ誠ヲ效シ以テ銃後ノ後援ニ遺憾ナキヲ期ス  
ベシ

右訓令ス

(一) 戦死又は殉職の陸海軍軍人將校以下及關東局並に外務省警察官吏に對し御下賜品を辱うし、又御歌を拜するや、馬場内務大臣は地方長官に對し左の訓令を發し遺族援護に遺憾なきを期せしめた。尙社會局長官より速に適當の方途に依り 思召の徹底に努め、御下賜品の傳達に遺憾なきを期すべき旨依命通牒を發する所があつた。

(昭和十二年十一月三十日  
日内務省訓第八五六號)

今般支那事變ニ於テ戦死又ハ殉職ノ陸海軍軍人並ニ警察官吏ニ對シ畏クモ 皇后陛下ヨリ 思召ヲ以テ御菓子下賜ノ旨御沙汰アラセラレ併テ難有 御歌ヲ拜ス 懿德宏遠洵ニ恐懼感激ノ至ニ禁ヘズ宜シク 懿旨ノ存スル所ヲ奉體シ益々淬勵ノ誠ヲ致シ關係遺族ノ援護ニ遺憾ナキヲ期スベシ

右訓令ス

(三) 皇后陛下 御歌に關する訓令

傷痍軍人に對し有難き 御歌を拜するや、木戸厚生大臣は地方長官に對し左の訓令を發して傷痍軍人の指導並に援護に遺憾なきを期せしめた。尙傷兵保護院副總裁より宜しく 懿旨の存する所を奉體し、傷痍軍人をして益々精神修養に努め、終生奉公の實を擧げしめると共に傷痍軍人の援護に遺憾なきを期し以て 懿旨の萬一に應へ奉らんことを期すべき旨依命通牒を發する所があつた。

(昭和十三年十月三日  
厚生省訓第二八五號)

畏クモ 皇后陛下ニ於カセラレテハ陸海軍軍人トシテ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹レル民草ノ上ニ 御心ヲ注ガセ給ヒ本日有難キ御歌ヲ拜ス 懿德宏遠洵ニ恐懼感激ノ至ニ禁ヘズ 宜シク 懿旨ノ存スル所ヲ奉體シ一層淬勵ノ誠ヲ效シ以テ傷痍軍人ノ指導並ニ援護ニ遺憾ナキヲ期スベシ

右訓令ス

四 遺兒に對する御菓子下賜の傳達及訓示

恩賜軍人援護會主催の靖國神社參拜の尋常小學校第六年在學中の戦死者遺兒に對し客年、又尋常小學校五六年に在學中の戦死者遺兒に對し今年 皇后陛下より 思召を以て御菓子下賜の旨 御沙汰あらせらるるや、厚生大臣(客年は廣瀬大臣本年は吉田大臣)は遺兒一同に對し舉式傳達して思召の存する所を訓示すると共に、地方長官に對し宜しく 懿旨の存する所を奉體し益々淬勵の誠を效し、戦死者遺兒の援護に遺憾なきを期すべき旨依命通牒を發せしめた。

五 大日本傷痍軍人會に對する御下賜金の交付

昭和八年十二月二十六日 畏くも皇太后陛下より下賜あらせられた御手許金は陸軍海軍及内務の三省協議の上從來之を陸軍省に於て保管し、一部を傷痍軍人保護資金に充て來つたのであるが、昭和十三年九月十六日大日本傷痍軍人會の組織を財団法人に變更強化するに當り、右御手許金を其の基本財産として同會に交付し、以て傷痍軍人をして永く有難き 懿旨をしのび奉らしめることとした。

六 其他

(一) 尙支那事變に於て戦死又は殉職の陸海軍將校以下及關東局並に外務省警察官吏に賜はつた御歌は、複本一葉宛御下賜あらせられ、宮内省より地方長官を通じて關係遺族に傳達せらるゝに因り、之が傳達に萬遺漏なきを期すべき旨、社會局長官より地方長官に對し依命通牒を發した。

(二) 出征及應召の軍人家族遺族に對し下賜あらせられた御歌は、謹寫し奉り三葉を送附したるに因り永く 思召をしのび奉る様、社會局長官より地方長官に對して通牒を發し、適當の措置を執らしめた。

(三) 其他張鼓峰事件に關し事變地に於て戦死の陸軍將校以下に對し、又ノモンハン附近に於ける衝突事件に關し

戦死の陸軍將校以下に對し、皇后陛下より 思召を以て今次事變戦死者同様御歌（複本）及御菓子下賜の旨 御沙汰あらせらるゝや、前者の場合は厚生次官より後者の場合は軍事保護院副總裁より 懿旨の存する所を奉體して 思召の徹底に努むべき旨依命通牒を發する所があつた。

## 第二編 軍人援護の行政機構



## 第二編 軍人援護の行政機構

### 第一章 中央機構

#### 第一節 沿革及組織

中央に於ける軍人援護行政機構は、今次事變勃發以來其の推移に伴ひ幾多の變遷を經、逐次擴充強化せられ今日に至つたのであるが、左に其の概況を述べることにする。

##### 一 臨時軍事援護部の設置

軍人援護に關する事務は事變發生當初に於ては、内務省の外局たる社會局の社會部保護課の一部に於て、極めて小規模の組織を以て之に當つて居つたのであるが、一たび事變勃發するや、之が事務は俄然極度に繁劇を加へると共に著しく社會の關心を喚起した。仍て政府に於ては昭和十二年十一月一日社會局に臨時軍事援護部を設置し、書記官二人、事務官三人、技師一人、屬技手十八人を置き、部長は社會部長を以て充つることとし、以て事變下に於ける軍人援護對策に付萬遺憾なきを期することとした。超えて昭和十三年一月十一日厚生省の新設せられると同時に、該事務は同省に移管されたのである。

臨時軍事援護部は軍事扶助課、傷兵保護課及勞務調整課の三課を以て組織したのであるが、各課の分掌事項は左の通であつた。

- 一 軍事扶助課 (一) 軍事扶助法の施行 (二) 他課の主管に屬せざる軍事扶助に關する事項
- 二 傷兵保護課 (一) 傷兵院法の施行 (二) 傷兵軍人の療養 (三) 傷兵軍人の職業保護に關する事項 (四) 其の他傷兵軍人の保護に關する事項

- 三 勞務調整課 (一) 軍需勞務の需給調節其の他職業の紹介 (二) 入營者職業保障法の施行 (三) 歸郷軍人の職業に關する事項

### 二 傷兵軍人保護對策専門委員の設置

軍人援護對策の中、傷兵軍人の保護に關しては特に慎重なる調査研究を遂げ、之が對策を樹立するの要あるが爲、臨時軍事援護部の設置せらるゝや、傷兵保護課に於て先づ急速に之が調査研究に着手したのであるが、元來此の對策は、我が國に於ては殆ど創始のものといふべく、又其の内容極めて複雑多岐且幾多の困難を伴ふものであつて、之が樹立に當つては特殊の技術的知識を必要とするに因り、不取敢昭和十二年十二月十六日各方面の學識經驗ある者十二人に對し傷兵軍人保護對策の専門調査を委囑し、之が研究を爲すこととした。而して十二月八日以降同月十七日に至る間、小會同を併せ専門委囑者會同を行ふこと五回に及び、専門的見地よりする「傷兵軍人保護對策として攻究すべき事項」を決定した。而して右の専門調査は官制上の専門委員として之を爲さしめることより適切なるを認め、昭和十三年一月八日臨時軍事援護部官制を改正して新に専門委員を置き、以て専門事項を調査せしめる爲前記の委囑者を之に任命し、更に傷兵軍人の保護方策を攻究せしめることとした。

### 三 傷兵軍人保護對策審議會の設置

更に傷兵軍人保護對策に關しては其の重要性に鑑み、朝野の學識經驗ある者を網羅したる調査機關を設置して之が根本方策を樹立するの緊要なるを認め、昭和十三年一月十五日勅令第三十六號を以て傷兵軍人保護對策審議會を設置して委員五十四人の任命を見た。

而して該審議會は厚生大臣の諮問に應じ、同年一月十七日より同二十七日迄の間總會を開くこと一回、特別委員會を開くこと五回に及び、慎重審議の結果廣汎なる傷兵軍人保護對策を答申したのである。之が對策樹立は當時焦眉の急務であつた爲、時恰も帝國議會の開會中であつたが、該審議會は殆ど連日に亘り又時としては夜間之を開會する等、克く短時日の間に討議を竭したのであつて、當時の政府關係官及委員の勤勞は竝大抵のものではなく、後世忘るゝこと能はざるものである。其の諮問及答申を擧ぐれば左の通である。

諮問第一號

傷兵軍人保護對策審議會

現下ノ情勢ニ鑑ミ傷兵軍人保護ノ爲採ルベキ方策ニ付其ノ會ノ意見ヲ諮フ

昭和十三年一月十七日

厚生大臣侯爵 木 戸 幸 一

### 說 明

今次事變ノ推移ニ伴ヒ多數ノ傷兵軍人ヲ生ジ從前ヨリノ傷兵軍人ヲ併セ之ガ保護對策ノ樹立ハ眞ニ重大ニシテ其ノ内容モ亦頗ル複雑多岐ヲ極ム 殊ニ傷兵軍人ノ多數ガ歸郷スルノ日モ目睫ノ間ニ迫リタルヲ以テ事態ニ即應スル爲慎重且急速ニ其ノ對策ヲ樹立スルト共ニ之ガ實施ニ付格別ノ措置ヲ講ジ以テ傷兵軍人保護ニ萬全ヲ期セザルベカラズ而シテ戦死者遺族ノ保護對策ハ本對策ト關聯シテ考究樹立スルノ要アリト認ム

依テ其ノ會ノ意見ヲ求ム

答 申

今次事變ニ因ル多數ノ傷痍軍人及従前ヨリノ傷痍軍人ニ對スル保護對策ハ現下ノ情勢ニ鑑ミ眞ニ重要ナル問題ニシテ其ノ樹立ニ方リテハ深ク我が國體ノ本義ニ稽ヘ指導精神ヲ確立シ且ハ過去ニ於ケル内外ノ經驗ヲ參酌シテ採長補短其ノ萬全ヲ期セザルベカラズ

惟フニ身ヲ挺シテ皇國ニ報ジタル傷痍軍人ニ對シテハ官民舉ツテ感謝ノ至情ヲ效シ此等ノ勇士ガ郷ニ在ツテ更ニ至誠奉公克ク國民タルノ本分ヲ盡スニ遺憾ナカラシムルヤウ優遇保護ノ方策ヲ講ズベキモノトス此ノ趣旨ノ下ニ傷痍軍人ノ保護對策ハ其ノ動員前ノ状態ヲ目標トシテ心身ノ恢復ヲ圖ルト共ニ恩給ノ支給ニ加ヘテ傷痍軍人ノ社會的經濟的復活ニ資スル各般ノ措置ヲ執ラザルベカラズ

凡ソ傷痍軍人各自ノ傷病ノ種類程度及其ノ境遇等ハ全ク各人各様ナルヲ以テ其ノ心身ノ狀況ト希望トニ應ジ各種ノ地位職業ニ復活セシムルニハ個別的ニ措置スルヲ旨トスベシ又傷痍軍人ノ心理ニ鑑ミ一般國民ノ傷痍軍人ニ對スル心情感度ガ年月ヲ經ルニ從ヒ變化スルガ如キコトナキヤウ指導スルト共ニ傷痍軍人保護對策ガ恒久的ニ持續セラルルヤウ企畫スベキモノトス而シテ其ノ對策タルヤ一般ノ慈善救濟トハ趣ヲ異ニシ何レモ國家トシテ當ニ爲スベキ處ヲ盡スヲ以テ本義トス素ヨリ其ノ成果ノ完璧ヲ期スル爲ニハ民間ノ適切ナル協力ト相俟ツベキコト絮説ヲ要セズ

以上ノ觀點ニ基キ實施ヲ要スト認メラルル事項概ネ左ノ如シ

一 優遇ニ關スル事項

傷痍軍人優遇ノ途ヲ講ズルニ方リテハ其ノ名譽ヲ重ンズルト共ニ苟モ將來弊害ヲ醸スガ如キコトナキヤウ留意スル

コト

(一) 名譽ノ表彰

(イ) 軍人傷痍記章ヲ改正シテ名譽ト矜特トヲ表徴スルニ足ルモノタラシメ之ガ授與ヲ嚴肅ニ行フコト尙之ニ關聯シテ傷痍軍人證ヲ携帯セシメ本人ノ身分ヲ明ナラシムルト共ニ傷痍軍人臺帳ヲ設ケテ記章所持者ヲ地方廳ニ登録シ優遇保護ノ徹底ニ資スルコト

(ロ) 傷痍軍人ノ門戸ニ全國一樣ノ標示ヲ爲スコト

(ハ) 死亡ノ際ニハ國トシテ弔意ヲ表スル途ヲ講ズルコト

(二) 各種特典ノ付與

(イ) 國及公共團體經營ノ各種文化慰安施設ヲ無料ニテ利用セシムルコト

(ロ) 國及公共團體ニ於テ隨時又ハ定時實施スル公式ノ慶アル祝典會同等ニハ傷痍軍人參列方ヲ配慮スルコト

(ハ) 國有鐵道、其ノ他ノ鐵道、軌道、船舶等ノ利用ニ付適當ナル優遇ヲ與フルコト

(三) 生活ノ保全

(イ) 恩給制度ヲ改正シ傷痍軍人及家族ノ生活保全ニ努ムルコト

(ロ) 身上相談所ヲ設ケ傷痍軍人ノ生活問題、家庭問題、職業問題、配偶者問題等各般ニ亙リ之ガ指導援助ニ當ル

コト

(ハ) 傷痍軍人ノ子弟育英ハ心身不自由ナル傷痍軍人ノ重大關心事ナルヲ以テ育英助成上適當ナル方途ヲ講ズルコト

(ニ) 家族ニシテ恩給法、軍事扶助法ノ適用ヲ受ケザル内縁ノ妻等ニモ扶助ヲ徹底セシムルコト  
二 教養教化ニ關スル事項

傷痍軍人ノ教養ヲ高ムルト共ニ一般國民ヲシテ永ク傷痍軍人ニ感謝セシムルコト

(一) 傷痍軍人ノ教養

(イ) 一般的ニ素養ノ向上ヲ圖リ傷痍軍人タルノ矜持ヲ保持シ國家ノ恩遇ニ忤レズ模範ノ國民タルノ信念ヲ涵養セシムルコト

(ロ) 職業ニ精進スルコトニ因リ心性ヲ向上セシムル爲職業教育ニ重キヲ置クコト

(二) 一般國民ノ教化

傷痍軍人ニ對スル慰問感謝ノ徹底及持續ヲ期スル爲左ノ方法ヲ講ズルコト

(イ) 事變中ヨリ國民感謝運動ヲ起シ爾後毎年定期ニ感謝ヲ強調シテ永ク之ガ持續ヲ圖ルコト

(ロ) 國定教科書ニ「傷痍軍人」ノ事項ヲ挿入シ小國民ノ時ヨリ趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト

(ハ) 一般國民ガ日常生活ノ間ニ於テ傷痍軍人ニ對シ常ニ温キ感情ヲ以テ良好ナル接遇ヲ爲スヤウ適切ナル指導ニ努ムルコト尙一般接客業者ニ對シテハ特ニ強調シテ其ノ趣旨ヲ徹底セシムルコト

三 保護施設ニ關スル事項

各般ノ保護施設實施ニ方リテハ傷痍軍人ノ家庭生活ヲ顧慮シ可成其ノ現住地ニ於テ保護スルコトトシ施設ノ種類ニ依リ現住地ヲ離レテ收容スベキ場合ニ在リテモ家族關係ニ萬全ノ注意ヲ拂フコト

(一) 醫 療

(イ) 物療科等ヲ伴フ保養所(溫泉療養所)ヲ經營シ傷痍軍人ノ心身ノ恢復ヲ圖ルコト

右保養所ノ經營ノ外事宜ニ依リ一般保養施設、溫泉旅館ノ借上ゲ利用等ヲ圖ルコト

(ロ) 傷兵院法ヲ改正シ特殊ナル重症者及類齡者ニシテ家庭ニテ醫療介護ヲ爲ス能ハザル者ノ醫療介護ニ當ルト共ニ家庭ニテ醫療介護ヲ爲シ得ル重症者ニ付テハ醫療介護手當ヲ支給シ其ノ恢復醫療ニ努ムルコト

(ハ) 結核、胸膜炎ノ患者ニ付テハ其ノ療養所ヲ經營スルコト

(ニ) 精神障害者ノ治療收容ニ付テハ一般精神病患者トハ取扱ヲ異ニスル必要アリ精神障害者收容ノ療養所ヲ特設スルカ又ハ一般病院中ニ委託シテ特別ナル取扱ヲ爲シ得ルヤウ考慮スルコト

(ホ) 傷痍軍人ガ隨時隨所ニ於テ醫療ヲ受ケ得ルヤウ方途ヲ講ズルコト

(二) 職 業 教 育

(イ) 職業再教育施設ヲ樞要ノ地ニ設ケ高度ノ再教育ヲ施スモノトスルコト此ノ場合ニ於テ本施設ヲ中心トシ事宜ニ依リ學校、工場、商店等ヘノ委託教育ヲモ併セ考フルコト

(ロ) 職業再訓練施設ハ大體各府縣ニ分布シ主トシテ輕度ノ教育ヲ行ヒ素養ノ向上ニ努ムルコト此ノ場合ハ施設ヲ特設スルヨリモ寧ロ既存ノ學校、試驗場、工場、商店等ヘノ委託訓練ヲ主トスルコト

(ハ) 傷痍軍人ノ職業教育及就職ニ付テハ専門的ナル智識經驗ヲ有スル職業顧問指導職員ヲ設置シ再教育及就職ノ指導ヲ爲シ爾後ノ保護ニ當ラシムルコト

(ニ) 傷痍疾患ト適業トノ關係ヲ明シ職業教育及職業選擇ニ遺憾ナキヲ期スルコト

(ホ) 作業義肢及補助具ヲ支給スル爲再教育施設ニ製作所ヲ附設シ更ニ各府縣ニハ之ガ配給系統ヲ樹立シ併セテ義

肢及補助具一般ノ修繕ニ當ルコト

(三) 職業保護

入營又ハ應召前職業ヲ有セシ者ハ原則トシテ原職ヘ復歸セシムルノ方針ヲ採リ復歸シ得ザル者及從前職業ノ無カリシ者ニハ職業ヘノ就職ヲ圖ルコト尙職業保護ニ付テハ家族ヲ一體トシテ考慮スルコト

(イ) 國及公共團體ガ率先使用スルハ素ヨリ民間產業界モ亦從前ヨリノ使用人ハ勿論然ラザル者ニ付テモ使用ノ途ヲ拓キ爾後ノ職業保障ニ遺憾ナキヤウ制度ヲ樹立スルコト殊ニ傷痍軍人ノ傷痍疾患ニ適應セル作業方法及作業設備ノ改善ヲ實現スルコト

(ロ) 我が國ニハ自營業者多キニ鑑ミ之ガ適當ナル指導斡旋ヲ圖ルト共ニ許可認可營業ニ付優先的取扱ノ範圍ヲ擴張シ又資本ヲ要スル者ニ對シテハ生業資金ノ融通ヲ爲スコト 更ニ販路顧客等ノ維持獲得ニ付テハ一般ノ支援ヲ求ムルコト

(ハ) 授産場、共同作業場等ノ經營ニ付テハ特ニ獨占的ナル製品又ハ特定ノ販路アル製品ヲ生産スル場合ニ非ザレバ所期ノ目的ヲ達シ難キニ付充分考慮ノ上措置スルコト

(ニ) 職業紹介機關ニハ傷痍軍人ノ職業紹介ニ必要ナル専門的部門ヲ設クルコト

(ホ) 就職ニ關シ必要ナルトキハ能力檢定證ヲ發給スルヲ得ル制度ヲ設クルコト

四 其ノ他

(イ) 傷痍軍人ノ相互修養及福利増進ノ爲義ニ大日本傷痍軍人會ノ設立ヲ見タル處此ノ際一層其ノ活動ヲ促進スルコト

(ロ) 傷痍軍人ノ保護ニ關シテハ國ノ方策ニ即應シテ各種後援團體ノ活動ヲ促進スルコト

(ハ) 一部不良ノ行爲アル者ノ爲一般傷痍軍人ガ迷惑セザルヤウ其ノ取締ニ付適切ナル措置ヲ執ルコト

惟フニ傷痍軍人ノ保護ハ特ニ最モ敏速、懇切、的確ナルヲ要スルガ故ニ以上事項ノ具體的實施ニ方リテハ中央地方ヲ通ジテ行政機構ノ整備擴充ヲ圖ルノミナラズ殊ニ施設ノ組織運營等ニ付テハ舊來ノ觀念ニ囚ハル、コトナク最モ機宜ニ適スルヤウ格別ノ工夫ヲ講ズル要アリト認ム其ノ參考案トシテ別紙帝國傷兵保護院要綱ヲ提示ス

上記ハ傷痍軍人ニ關スル保護對策ナルモ之ト關聯シ併セテ實施ヲ必要トスルハ戰死者及傷痍軍人遺族ノ保護對策ナリ傷痍軍人保護對策トシテ掲ゲタル事項中

一 優遇ニ關スル事項

(一)ノ(イ) (一)ノ(イ)(ロ)(ハ) (二)ノ(イ)(ロ)(ハ)(ニ)

二 教養教化ニ關スル事項

(一)ノ(イ)(ロ)

三 保護施設ニ關スル事項

(二)ノ(イ)(ロ)(ハ)

四 其ノ他

(ロ)

ノ各項ニ付遺族ノ保護施設タルニ適當ナル變更ヲ加ヘテ實施シ更ニ寡婦乳幼兒等ノ保護施設ヲ考究實施スルヲ必要ト認ム

### 帝國傷兵保護院要綱

- 一 傷兵軍人保護ノ施設ヲ整備シ之ヲ運營スル爲帝國傷兵保護院ヲ置ク法律ヲ公布スルコト
- 二 帝國傷兵保護院ニハ法人格ヲ與ヘ政府之ヲ監督スルコト
- 三 帝國傷兵保護院ノ經營又ハ助成スル事業ノ概目ハ左ノ如クスルコト
  - (イ) 傷兵軍人ノ療養事業
  - (ロ) 傷兵軍人ノ職業保護事業
  - (ハ) 其ノ他傷兵軍人保護ニ必要ナル事業
- 四 政府ハ必要ナル經費ヲ帝國傷兵保護院ニ交付スルコト
- 五 傷兵軍人對策一段落ト爲リタル時ハ政府ハ帝國傷兵保護院ノ解散ヲ命ジ其ノ指揮下ニ清算セシメ國ニ引キ繼グベキ事業及財産ト民間等ニ委譲スベキ事業及財産トニ整理スルコト
- 六 帝國傷兵保護院ノ幹部役員ハ政府之ヲ命ズルコト
- 七 帝國傷兵保護院ノ事業ニ參畫セシムル爲法人ノ機關トシテ關係官廳代表者、貴衆兩院代表者及學識經驗有ル者ヲ以テ構成スル委員ヲ置クコト

### 附 帶 決 議

- 一 今次事變ニ伴ヒ傷兵軍人保護對策ノ實施ハ我が國現下ノ緊急要務ナルヲ以テ之ガ豫算竝ニ法制ノ作成ニ方リテハ大局的見地ニ立チ機ヲ逸セズ事態ニ對應シ得ルヤウ政府ニ於テ特段ノ配意アランコトヲ望ム
- 二 傷兵軍人ノ保護ニ方リテハ公平ナル處遇ヲ爲スト共ニ全般的恒久的ニ保護ニ當ル行政官廳ノ存スルヲ必要ト認ムル

ガ故ニ保護對策ハ努メテ之ヲ一行政官廳ノ主管ニ纏ムルヤウ政府ニ於テ配意アランコトヲ望ム

- 三 傷兵軍人及戦死者遺族ニ對スル恩給扶助料及賜金等ノ支給ハ極力之ヲ速カナラシムルト共ニ其ノ支給ニ至ル迄ノ間ニ於テ生活ニ支障ヲ來サシメザルヤウ政府ニ於テ臨機ノ措置ヲ講ゼラレンコトヲ望ム

### 四 臨時軍事援護部の擴充

事變の擴大するに伴ひ軍人援護事務の漸次増嵩するに鑑み、昭和十三年三月十八日臨時軍事援護部官制を改正して事務官四人、理事官一人、技師三人、屬技手二十人を夫々増員して陣容の整備に努めた。

### 五 傷兵保護院の設置

傷兵軍人保護事業は迅速懇切且的確なる措置を要する實情に鑑み、之が施設組織の運營に付ては舊來の觀念に由ることなく機宜に適する様特別の工夫を講ずる要ありとし、傷兵軍人保護對策審議會に於ては特別の團體たる帝國傷兵保護院要綱を參考案として答申中に提示したのであるが、政府に於ては其の後慎重審議の結果團體としてよりも寧ろ國の機關として之を設置するの適當なるを認め、所要經費を昭和十三年度追加豫算として第七十三議會の協贊を經、昭和十三年四月十八日勅令第二百五十八號を以て傷兵保護院を設置し、専ら傷兵軍人の保護を掌らしめることとした。之に伴ひ、臨時軍事援護部傷兵保護課に於て從來主管し來つた事項は必然的に總て傷兵保護院に移管せられ、又之と同時に厚生省に職業部設置せられ、勞務調整課の主管事項は同部の所管と爲つた爲、臨時軍事援護部は軍事扶助課一課のみと爲り、軍事扶助法の施行其の他一般軍人援護事業を專管することと爲つた。

傷兵保護院は所謂厚生省の外局であつて、名譽官たる總裁一人、局長二人の外秘書官一人、書記官五人、事務官五人、理事官五人、技師十人及屬技手九十人を置き之が事務を分掌せしめた。尙顧問五人以内參與十五人以内及

専門委員を置き、本院事務の円滑なる遂行を期することとした。

而して傷兵保護院には、人事・文書及會計に關する事務並に他の主管に屬せざる事務を掌る總裁官房の外、保護事業の企畫及工營に關する事務並に業務局の主管に屬せざる保護事業に關する事務を掌る計畫局、療養及職業補導・就職援護其の他の職業保護に關する事務を掌る業務局が置かれた。

尙各局に於ける各課及其の分掌する所を掲げると左に關する事項である。

總裁官房總務課

- (一)人事 (二)總裁及副總裁の官印並に院印の管守 (三)文書の接受及發送 (四)文書の編纂及保管 (五)經費及諸收入の豫算及決算並に會計 (六)統計

計畫局

- 計畫課 (一)傷痍軍人保護事業の企畫調査 (二)傷兵院法の施行 (三)傷痍軍人保護施設の監察 (四)傷痍軍人保護團體の助成監督 (五)身上相談 (六)他の局課の主管に屬せざる保護事業に關する事項

指導課 (一)傷痍軍人の指導教化 (二)傷痍軍人の優遇表彰 (三)一般國民の教化 (四)育英助成

工營課 營繕

業務局

- 業務課 (一)雇傭制度 (二)職業指導 (三)作業設備及作業方法の改善 (四)介護要具 (五)他課の主管に屬せざる事項

補導課

- (一)職業再教育 (二)職業再訓練 (三)義肢及作業補助具

醫療課 醫療

六 臨時軍事援護部及傷兵保護院官制の改正

臨時軍事援護部は前記の通昭和十三年四月以來 (一)軍事扶助法の施行 (二)其の他一般軍人援護事業を管掌し來つたのであるが、其の後遺族援護の重要性を加へ來つたのに鑑み、昭和十三年十月二十日厚生省訓第三〇一號を以て厚生省分課規程を改正して該部に遺族援護課を設け、「遺族ノ援護ニ關スル事項」を分掌せしめることとした。

又同年同月二十六日には勅令第六百九十九號を以て傷兵保護院官制を改正し、「厚生大臣ハ傷兵保護院ノ事務ノ一部ヲ分掌セシムル爲職業補導所又ハ療養所ヲ設クルコトヲ得其ノ名稱及位置ハ厚生大臣之ヲ定ム」ることとした。而して當初之等職業補導所又は療養所の職員は待遇官吏であつたが、其の後昭和十四年三月二十八日勅令第八十二號を以て更に官制改正の結果本官たるに至つた。即ち前記十三年の改正に依り、傷兵保護主事二十一人、傷兵保護技師四人、傷兵保護醫百二十九人、傷兵保護調劑員五十一人、傷兵保護書記八十人、傷兵保護技手二人、傷兵保護看護婦長十七人を置いた。而して傷兵保護醫は内九五人奏任官待遇傷兵保護調劑員は内一七人奏任官待遇である。之を昭和十四年三月二十八日勅令第八十二號の改正に依り事務官十一人、理事官十八人、技師四人、醫官百三十五人、調劑官十九人、屬技手百二十二人、醫官補六十人、調劑官補六十六人、看護婦長二十五人と改め、補導所又は療養所の長には事務官又は醫官を充てることとした。又臨時軍事援護部に於ても、更に昭和十四年四月十一日勅令第六百二十四號を以て同部の官制を改正し、事務官一人、屬技手六人を増員して、曩に設置せる遺族援護課に所屬せしめ、其の援護に遺憾なきを期することとした。

七 軍事保護院の設置

然るに、其の後事變は愈々擴大し所謂長期建設の段階に進んだ。之に伴ひ、戦歿者遺族に關する軍人援護は一層其の

複雑且重要な度を加へ、軍人家族及歸還軍人の援護も亦緊要の問題と爲り、之等援護事務をして長期持久の態勢に副はしめるべく、茲に整然たる組織と統制ある機構の下に之が計畫施設を爲すの必要を痛感するに至つた。而も一面、傷痕軍人に對する援護と軍人の家族及遺族に關する援護其の他歸還軍人に關する援護事業とは、密接不可離の關係を有するが爲、兩者の援護對策は一元的に之を統合し、総合的に之が實施を爲すことの極めて緊要なるを認むるに至つた。仍ち曩に厚生省に設置せられた臨時軍事援護部と其の外局たる傷兵保護院とを合體し、新に軍事保護院を設け、兩事業を一括掌理し、事變の新段階に對處し、積極的且統合的な運営企畫に力め、以て事業の完璧を期することと爲り、昭和十四年七月十五日勅令第四百七十九號を以て臨時軍事援護部及傷兵保護院を廢止し、新に軍事保護院を設置した。

軍事保護院は厚生省の外局で名譽官たる總裁(親任)の外、副總裁一人(勅任)、局長二人(勅任)、秘書官一人、書記官六人、事務官二十人、理事官二十四人、技師十五人、醫官百三十五人、調劑官十五人、屬技手二百三十二人、醫官補六十人、調劑官補六十六人、看護婦長二十五人(以上調劑官以上は奏任、屬技手以下は判任)の職員を置いて居る。

而して本院は専ら軍人援護の中樞機關として之が全般的企畫の外、各般の援護事業の直接實施の衝に當ると同時に、道府縣其の他の事業の指導監督助成を爲して居る。

今本院の所管事項を擧げると左の通である。

「軍事保護院ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ左ニ掲グル事務ヲ掌ル」ことは官制第一條の定める所である。即ち

(一)傷痕軍人 軍人又は之に準すべき者として戰闘其の他の公務に因り傷痕を受け又は疾病に罹りたる者(傷痕軍人)の療養、職業保護其の他の援護に關する事項。

(二)軍人遺族 軍人又は之に準すべき者として戰闘其の他の公務に従事し爲に死歿したる者の遺族(軍人遺族)の援護

(三)軍人家族 軍人又は之に準すべき者として戰闘其の他の公務に従事する者の家族(軍人家族)の援護

(四) 其他 其他軍人援護に關する事項である。

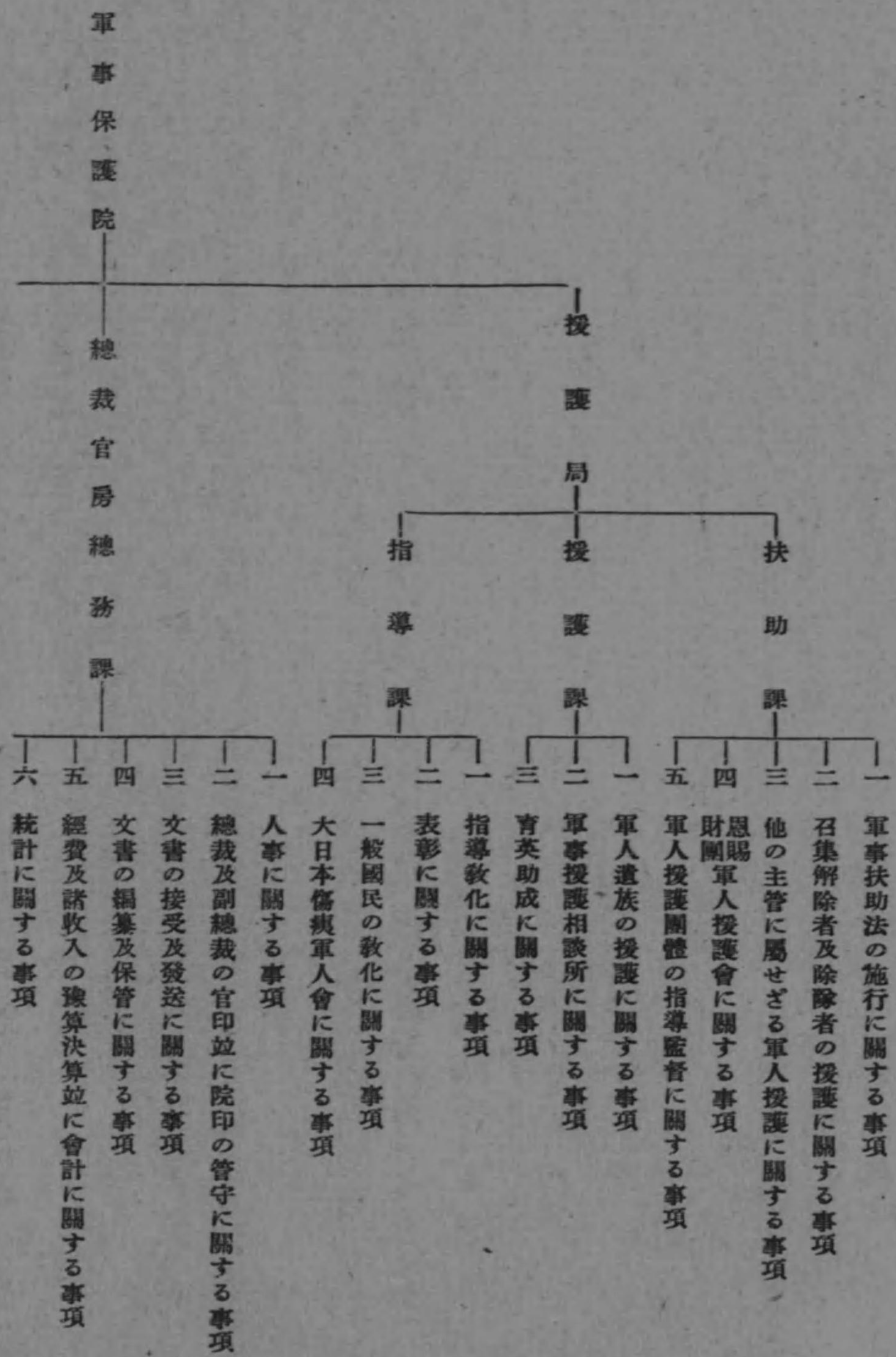
本院は、人事文書及會計に關する事務並に他の主管に屬せざる事務を掌る總裁官房の外、軍事扶助法の施行、軍人遺族及軍人家族の援護並に業務局の主管に屬せざる軍人援護に關する事務を掌る援護局、傷痕軍人の療養及職業保護に關する事務を掌る業務局から成つて居る。

而して、本院の組織は左表の如く、總裁及副總裁の下に總裁官房總務課長の外、援護及業務の兩局長、援護局長の下に扶助、援護及指導の三課長、業務局長の下に業務、輔導、醫療及工營の四課長を置き、之が事務を掌らしめつゝある。

軍事保護院の組織







(備考) 軍事保護院設立當初温泉療養に関する事項は醫療課所管であつたが昭和十四年九月九日軍事保護院訓第八號に依り分課規程を改正し之を業務課に移管、之と同時に醫療課の所管事項も本表の通り變更された。

尙「厚生大臣は傷痍軍人の療養又は職業保護に関する院務の一部を分掌せしめる爲、療養所又は職業補導所を設けることを得る」。而して其の長は醫官又は事務官を以て充て得ることと爲つて居る。

其の他本院の顧問、參與、専門委員の制度は傷兵保護院當時と全く同様である。

#### 八 国立結核療養所事務の移管

国立結核療養所は、從來厚生省豫防局の所管であつたが、同所は陸海軍下士官兵にして結核の爲一種以上の兵役を免ぜられた者を收容する施設であり、本院の所管と爲すを適當と認め、又之が營繕に關する事務は從來厚生大臣官房會計課に於て取扱つて來たのであるが、之又傷痍軍人療養所の新營事務を本院に於て遂行しつゝある實情に鑑み、本院に移管するを妥當とし、昭和十五年二月二十二日勅令第五十九號を以て本院官制を改正し、本院職員定員中に該療養所營繕關係職員定員（技師一人、屬一人及技手二人）を増加し、業務局所管事務中に国立結核療養所に關する事務を追加した。

又国立結核療養所は從來茨城縣に設置して居る村松晴嵐莊のみであつたが、静岡縣に建築中であつた天龍莊の竣工を見た爲、之が職員定員を増加すべく右軍事保護院官制改正と同時に勅令第六十號を以て国立結核療養所官制を改正し、醫官四人、事務官一人、醫官補二人、調劑官補二人、書記三人及看護婦長專任一人を増員した。

#### 第二節 軍人援護對策審議會

軍人援護對策審議會は、昭和十四年十月十一日勅令第六百九十七號を以て設置された。本會は厚生大臣の監督に屬し其の諮問に應じて軍人援護に關する重要事項を調査審議する。而して該重要事項に付關係各大臣に建議することと爲つて居る。

本會は會長一人（厚生大臣を以て之に充つ）副會長一人（軍事保護院總裁を以て之に充つ）及委員若干人（關係各廳高等官及學識經驗ある者）を以て之を組織して居る。

本會は昭和十四年十二月十八日第一回總會を厚生省に開催した。當日左記厚生大臣の諮問があり爾來特別委員十七人を擧げ、特別委員會を開催すること四回、昭和十五年一月十六日第二回總會を開催して左記答申を爲す所があつた。

#### 諮問第一號

#### 軍人援護對策審議會

今次事變ノ推移ニ鑑ミ愈々軍人援護事業ノ完璧ヲ期スルノ要アリト認ム仍テ之ガ方策ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年十二月十八日

厚生大臣 秋 田 清

#### 說 明

今次事變ノ長期ニ亘ルニ伴ヒ軍人援護事業ハ益々其ノ重要性ヲ加フルノ狀況ニ在リ之ガ事態ニ對應シ克ク所期ノ目的ヲ達成センガ爲ニハ尙一層斯業ノ完璧ヲ期シ其ノ運営ニ改善ヲ加フルノ要アリ仍テ之等ノ點ニ關シ調査攻究ヲ遂ゲ其ノ根本方策ヲ確立セントス

#### 答 申

今次事變勃發以來皇軍將兵ノ勇戰奮闘ニ依リ所期ノ戰果ヲ收メツツアルハ銃後國民ノ深く感謝感激スル所ナリ今ヤ聖戰既ニ四年ニ亘リ將兵ノ勞苦愈々其ノ多キヲ加ヘントス宜シク義ニ賜ハリタル軍人援護ニ關スル 勅語ノ 聖旨ヲ奉體シ舉國一致益々銃後奉公ノ精神ヲ昂揚シテ軍人援護ノ強化持續ヲ圖ラザルベカラズ  
抑々軍人援護ノ要諦ハ第一線ノ將兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメ安ンジテ聖戰ノ目的達成ニ邁進セシムルニ在リ而シテ

其ノ對策ハ物心兩面ニ亙リ彼此相俟ツテ其ノ宜シキヲ制スベキハ論ヲ俟タザル所ナルモ特ニ軍人遺族家族傷痍軍人等ヲシテ我方國體ノ本義ニ徹シ皇恩ノ深キヲ念ヒ自奮自勵愈々奉公ノ誠ヲ效サシムルト共ニ國民モ亦政府ノ施設ニノミ倚頼スルガ如キコトナク我方國古來ノ醇風タル隣保相扶ノ精神ヲ基調トシ各々其ノ分ニ應ジ進ンデ之ガ授護ニ當ルノ意氣ヲ堅持シ永ク克ク授護ヲ要スル者ノ境遇心情ニ思フ致シテ其ノ自立ニ協力セシムル所ナカルベカラズ

固ヨリ政府ニ於テハ今次事變發生以來時宜ニ適セル軍人授護諸對策ヲ樹立實施セラレツツアリト雖モ時局愈々長期建設ノ段階ニ入ルニ及ビテハ尙事業運営ノ實際ニ鑑ミ改ムベキハ之ヲ改メ施設スベキハ之ヲ施設シ籌畫經營宜シキヲ制シ以テ軍人授護ノ完璧ヲ期スルニ遺憾ナカラシメンコトヲ要ス而シテ傷痍軍人及遺族ノ授護ニ關シテハ曩ニ傷痍軍人保護對策審議會ニ於テ其ノ對策ヲ答申セラレタル所ナルガ尙左ニ掲グル事項ノ如キハ現下軍人授護事業施行ノ實情ニ照ラン何レモ緊要ノ事項ト認メラルルヲ以テ速ニ之ガ實現ヲ期セラレンコトヲ望ム

記

第一 軍人授護機構ニ關スル事項

(一) 銃後奉公會ノ育成發達

時局ニ鑑ミ愈々銃後奉公會ノ育成發達ヲ圖ルノ要アルヲ以テ左ノ通施設スルコト

(イ) 道府縣ニ銃後奉公會ノ指導ニ當ラシムル爲專任ノ指導職員ヲ設置セシメ之ガ經費ニ對シ助成ノ方途ヲ講ズルコト

(ロ) 銃後奉公會ニ專任職員ヲ設置セシメ之ガ經費ニ對シ助成ノ方途ヲ講ズルコト

(ハ) 市町村內ニ於ケル軍人授護事業ハ努メテ銃後奉公會ニ於テ統合實施スルヤウ指導スルコト

(ニ) 銃後奉公會ニ對シテハ 恩賜財團軍人授護會支部ニ於テ補助助成ノ途ヲ講ジ實質上ノ分會トシテ之ヲ活用セシムルヤウ指導スルコト

(二) 軍人授護關係地方機構ノ充實

軍人授護事業ノ徹底強化ヲ期スルニハ道府縣及市町村ニ於ケル軍人授護關係職員ヲ充實スルノ要アルヲ以テ左ノ通施設スルコト

(イ) 道府縣ニ軍人授護專任職員ヲ増置スルコト

(ロ) 市町村ニ軍人授護事務ニ關スル係員ヲ増置セシメ財政困難ナル市町村ニ對シテハ之ガ經費ニ對シ助成ノ方途ヲ講ズルコト

(三) 内地外地ニ於ケル軍人授護事業ノ調整

軍事保護院內ニ關係各省官吏ヨリ成ル連絡機關ヲ設置シ内地外地ニ於ケル軍人授護事業ノ調整ヲ圖ルコト

第二 教化指導ニ關スル事項

(一) 國民教化ノ徹底

一般國民ノ傷痍軍人遺族家族等ニ對スル授護ノ心操ヲ一層昂揚持續セシムル爲左ノ方途ヲ講ズルコト

(イ) 中央及地方ニ於ケル國民教化網ノ整備ヲ圖リ特ニ地方ニハ教化指導者ヲ設置スルコト

(ロ) 青少年ノ教化ニハ一層ノ力ヲ效シ學校教育、家庭教育及團體教育等ヲ通ジテ其ノ實效ヲ期スルコト 就中學  
校教育ニ於テハ各學年用ノ國定教科書中ニ「軍人授護」ニ關スル事項ヲ挿入スルノ外關係教育資料ヲ編纂スル等之  
ガ徹底ヲ圖ルコト

(二) 軍人遺族家族ノ指導

(イ) 軍人遺族家族ヲシテ國家ノ恩遇ニ狃レズ自奮自勵家庭ノ強化ニ努メ愈々奉公ノ誠ヲ效サシムル爲メ銑後奉公會  
其ノ他各種團體ノ活動ヲ促進スル等一層精神指導ニ努ムルコト

(ロ) 遺兒ノ教養ニ付テハ其ノ重要性ニ鑑ミ特ニ力ヲ效スコト

(ハ) 道府縣遺族家族指導囑託ヲ各郡市ニ増置シ銑後奉公會ニ婦人指導員ヲ設置セシムルト共ニ一層方面委員ノ協  
力ヲ求メ以テ相談指導網ノ整備擴充ヲ圖ルコト

(三) 傷痍軍人ノ指導

(イ) 大日本傷痍軍人會支部ニ精神指導專任職員ヲ設置スル等傷痍軍人ノ精神指導機構ノ整備擴充ヲ圖ルコト

(ロ) 傷痍軍人ニ對スル精神指導ノ實效ヲ期スル爲メ傷痍軍人トシテ除役セラルル以前ヨリ其ノ指導ニ益々力ヲ效ス  
コト

第三 軍人遺族家族ノ援護ニ關スル事項

(一) 遺族ノ職業補導施設

(イ) 遺族ノ職業補導ハ既存ノ工場、商店、投産場等ヘノ委託ニ依ルヲ主トシ大都市ニ於テハ必要ニ應ジ特ニ遺族  
職業補導施設ヲ設クル等遺族ニ對シ積極的ニ職業補導ノ勸奨ニ努ムルコト

(ロ) 其ノ他短期講習會ノ開催等地方ノ實情ニ即シ適切ナル方途ヲ講ズルコト

(二) 投産施設

(イ) 投産事業ノ調整ヲ圖リ受託、原材料ノ配給等ノ圓滑ヲ期スル爲メ道府縣ニ連絡機關ヲ設クルコト

(ロ) 家庭投産ノ指導及其ノ普及ヲ圖ルコト

(三) 託兒施設

遺族家族ノ勤勞ヲ容易ナラシムル爲メ託兒施設ノ擴充ヲ圖リ特ニ投産施設、遺族職業補導施設ニハ之ヲ附設スルコト

(四) 收容保護施設

遺族家族中適當ナル保護者ナキモノノ保護ニ付テハ母子寮其ノ他ノ收容保護施設ノ擴充ヲ圖リ之ガ助成ノ方途ヲ講  
ズルト共ニ其ノ運営ニ當リテハ常ニ精神指導ヲ基調トシ特ニ子女ノ保育教養ニ付留意スルコト

(五) 醫療保健施設

遺族家族ノ醫療並ニ乳幼兒ノ保健ニ付一層適切ナル方途ヲ講ズルコト

第四 歸郷軍人ノ援護ニ關スル事項

(一) 歸郷軍人ニ對スル醫療保護ヲ一層徹底スルト共ニ健康相談ノ途ヲ講ズルコト

(二) 歸還狀況ニ即應シ歸郷軍人ノ職業保護ノ萬全ヲ期シ特ニ左ノ諸點ニ留意スルコト

(イ) 自營業者ニ對スル物資ノ配給ニ付特別ノ考慮ヲ拂フコト

(ロ) 産業奉仕委員、銑後奉公會、方面委員等相互間ノ連絡ヲ一層密ニスルコト

第五 傷痍軍人ノ援護ニ關スル事項

(一) 結核性疾患者ノ職業保護

(イ) 輕快者ニ對シ療養所退所後ノ職業ニ備ヘ延テハ再發防止ヲ圖ル爲メ其ノ病勢及個性ヲ考慮シ積極的ニ作業療法  
ヲ行フコト





軍人援護に關する事務は地方廳に於ては、學務部が中心と爲り専ら關係部課との緊密な連絡を保持し、之が處理上遺憾なきを期して居る。

而して、道府縣學務部に於ては主として社會課に於て之が事務を管掌しつゝあるも、或る府縣に於ては特に軍事援護課を設けて之に當つて居るものがあり、又社寺兵事課に於て之が一部を分掌しつゝあるものもある。尙軍人援護事務の中、傷痍軍人の職業保護に關する事務は、職業課を設置した道府縣に於ては主として同課に於て之が事務を擔當せしめて居る現況である。

市町村に於ては軍人援護事務に關し、特に軍事援護課を設けて之が管掌に力めつゝあるものもある。

殊に軍人の家族遺族の家業の維持、紛議の調停其他家事萬般の相談に應ぜしめるが爲、國の補助を以て道府縣に軍事援護中央相談所、市區町村に市區町村軍事援護相談所を設置せしめ、之が事務の圓滑を圖つて居ることは後述の通である。

### 第三編 一般軍人援護

## 第三編 一般軍人援護

### 第一章 總 說

昭和十二年七月七日今次支那事變勃發するや、多數の將兵大陸に動き、爲に之等將兵を激勵鼓舞して後顧の憂なからしむべく、軍人援護事業は頓に其の重要性を加へるに至つた。仍て政府は之が施策の宜しきを制すべく、緊急各般の措置を講じたのであるが、殊に其の基本分野たる一般軍人援護に關しては、萬遺憾なき様諸般の方策を樹立實施する所があつた。

今其の概要を述べれば左の通である。

#### 一 一般軍人援護事業の趣旨の普及徹底

政府は事變勃發以來屢次の通牒を發して、軍事扶助法を初め其他一般軍人援護事業の趣旨徹底を圖り、各關係機關をして之が實施に遺憾なきを期せしめると共に、屢々地方長官會議を初め道府縣學務部長、學務部社會課長其他關係係官會議に於て指示する所があり、以て援護の實施に萬遺憾なきを期せしめた。而も之と同時に一般國民に對しても、機會ある毎に或は「ラヂオ」に依り、或は「冊子」に依り、之が趣旨の普及徹底に努めたのであるが、特に我國軍人援護事業の根本精神たる隣保相扶の道義を強調して國民的援護の昂揚を圖ると共に、一面民間軍人援護團體の積極的活動を促す所があつた。

今一般軍人援護事業の趣旨徹底及之が強化等に關して發せられた通牒中重なるものを擧げると左の通である。



一 支那事變ニ關シ出動又ハ應召セル軍人ニ關スル軍事扶助ノ件

(昭和十二年七月二十八日發社第八八號)  
各地方長官宛社會局長官通牒)

今次事變ニ際シテハ舉國一致之ニ當ルノ精神ヲ振起シ出動又ハ應召軍人ノ激勵ニ努ムルハ勿論其ノ家族遺族ニ對スル慰藉並ニ扶助ニ遺憾ナキヲ期スルノ要緊切ナルモノ有之右ニ關シテハ既ニ適切ナル方途ヲ講ゼラレツツアリト存候得共特ニ左記各項御留意ノ上之ヲ實施ニ付一段ノ努力ヲ致サレ度依命此段及通牒候也

記

- 一 軍事扶助法ニ依ル扶助ニ付テハ市町村長ヲ督勵シ要扶助者ノ實地調査ヲ勵行セシメ扶助ヨリ漏ルルモノナキヲ期スルト共ニ扶助ニ關スル事務ニ付テハ特ニ迅速且適正ニ之ヲ取進メ扶助上支障ヲ來スガ如キコトナキヤウ努ムルコト
- 二 軍事扶助法ニ該當セザルモ扶助ノ必要アルモノニ對シテハ軍人援護資金ノ活用ニ依ルノ外市町村又ハ民間軍事扶助團體ノ活動ヲ促シ扶助ノ徹底ヲ期スルコト
- 三 今次事變ニ關シ應召シタル各種事業ノ被傭者ニ付テハ雇傭主ヲシテ入傭者職業保障法ノ勵行活用ヲ圖ラシムルハ勿論出來得ル限り優遇ノ方途ヲ講ゼシメ又其ノ家族遺族ニ對シテモ可及的慰藉ヲ爲サシムルコト尙職業紹介機關ヲシテ應召者關係家族ノ就職斡旋ニ付キ特別ノ考慮ヲ拂ハシムルコト
- 四 軍事扶助事業ノ統制連絡ニ付テハ特ニ意ヲ用ヒ現在設置シアル軍事扶助地方委員會ヲシテ一層其ノ機能ヲ發揮セシムルヤウ努ムルト共ニ方面委員各種社會事業團體其ノ他關係方面ノ協力ヲ促スコト
- 五 常時管内ノ扶助狀況ヲ查察シ關係者ニ對シ指導督勵ヲ加フル等適切ナル方法ニ依リ扶助並ニ慰藉ニ付遺憾ナキヲ期スルコト

六 從來ヨリ滿洲並ニ中南支等ノ方面ニ派遣セラレアル在外部隊ニ關シテモ勿論前各項ニ準ジ取扱フベキコト

一 今次事變ニ關シ出動又ハ應召セル軍人家族ニ關スル軍事扶助等ノ件

(昭和十二年八月四日發社第九二號)  
各地方長官宛社會局長官依命通牒)

支那事變ニ關シ出動又ハ應召セル軍人ニ關スル軍事扶助等ニ付テハ先般留意スベキ大綱ヲ通牒致置候次第モ有之夫々適當ナル方途ヲ盡サレツツアルコトト存候得共尙左記事項特ニ御留意ノ上適切ナル措置ヲ講ゼラレ度依命此段及通牒候也

追テ標記ノ件ニ關シ貴管下ニ於テ現ニ行ハレツツアル事項及計畫中ニ屬スル事項折返シ當局ニ御報告相成度

記

- 一 關係家族遺族中事實生活困難ニ陥レルニ不拘軍事扶助ノ方途アルヲ知ラザルニ因リ又ハ扶助方法ノ積極的組織的ナラサルコト等ノ事由ニ因リ扶助ニ漏ルルガ如キ者無キヲ期スルコト最モ緊要ナリト思料セラルルヲ以テ市役所、町村役場、區役所、方面事務所、町會事務所等ニ於テ成ルベク出動又ハ應召軍人家族遺族ニ對スル相談所又ハ世話係等ヲ設ケ常時積極的ナル活動ニ依リ之ヲ慰藉保護ノ上ニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ方面委員、在郷軍人會員、町會役員等ノ活動ヲ促シ軍事扶助法又ハ其ノ他ノ方法ニ依ル軍事扶助ノ方途ヲ周知徹底セシムルコト
- 尙道府縣廳ニ於テ軍事扶助ノ方途一般ニ關シ簡易ナル手引書ノ如キモノヲ印刷シ右相談所世話係等ニ備置カシムルト共ニ扶助關係者並ニ關係家族遺族ニ配付スルコト
- 二 關係家族遺族ノ後援ニ付テハ此ノ際特ニ隣保相扶ノ精神ヲ發揮スベキ義ト存ゼラルルヲ以テ近隣者ハ勿論在郷軍人會男女青年團婦人會等各種民間團體員ヲシテ最寄ノ關係家族遺族ニ對シ常時慰問ニ努メシムルト共ニ特ニ必要ニ應ジ

家事農事其ノ他ニ關スル勞力援助ヲ行ハシムルコト

三 關係家族遺族ニ對シテハ家庭ノ情況ニ應ジ投産授職ノ普及徹底ヲ圖リ營業ノ保護斡旋指導ヲナシ或ハ生業資金融通ノ方途ヲ講ズル等其ノ生計ノ維持ニ不安ナカラシムルニ努ムルコト

四 軍人授産資金ハ今次事變ニ關シ出動又ハ應召セル軍人ノ家族遺族ノ扶助ニ要スル費用ニ限り必要アル場合ハ明治三十九年八月十四日地甲第一五八號通牒ニ不拘其ノ支出額ガ昭和十二年度當初同資金元本現在額ノ二分ノ一ヲ超エザル範圍ニ於テ特ニ稟請ニ及バズ支出シ差支ナキヲ以テ右御舍ノ上一層之ガ活用ヲ圖ルコト

一 軍事扶助中央委員會加盟團體ノ申合ニ關スル件

(昭和十二年七月三十日發社第八九號各地方長官宛社  
會局長陸軍省人事局長海軍省人事局長通牒)

去ル七月二十四日內務省ニ開催ノ軍事扶助中央委員會ニ於テ其ノ加盟團體代表者ガ時局ニ鑑ミ別紙寫ノ通申合相成候ニ付右御了承ノ上地方關係團體ニ於テモ團體相互ノ連絡ヲ一層緊密ニシ益々斯業ノ圓滿ナル發達ヲ圖リ以テ軍人授産ノ實ヲ擧グルニ遺憾ナキ様格段ノ御配慮相成度

申 合

我等軍事扶助關係團體ハ夙ニ軍事扶助中央委員會ヲ組織シ連絡提携以テ軍人及其ノ遺家族ノ授産事業ニ從事スル所ナルモ現下時局ノ推移ニ鑑ミ其ノ責務ノ愈々重大ナルヲ痛感ス仍テ此ノ際益々一致協力各自其ノ分擔スル事業ノ達成ニ邁進シ以テ銃後ノ後援ノ至キヲ致サンコトヲ期ス

昭和十二年七月二十四日

軍事扶助中央委員會加盟團體

帝國軍人後援會

- 財團 報 效 會
- 財團 義 濟 會
- 財團 愛 國 婦 人 會
- 大日本國防婦人會
- 帝國在郷軍人會
- 日本赤十字社
- 恩賜 濟 生 會
- 財團 財團法人啓成社

### 二 軍事扶助法に依る扶助擴充

國家的軍人授産施設の根幹とも謂ふべき軍事扶助法は大正七年七月一日より施行せられ、以來克く其の機能を發揮し來つたのであるが、昭和十二年三月時勢の推移に鑑み其の一部を改正、而も此の改正法が今次事變の勃發直前昭和十二年七月一日より實施せられたことは正に豫期せざりし僥倖であつた。然しながら、本法に依る扶助をして今次事變の如き大事變に於て眞に效果あらしめんが爲には、尙二三の點に付改正を要すべきものがあつた爲、政府は後述の如く、昭和十二年十二月本法施行令の一部を改正すると共に生活扶助費の限度引上を行ひ、之が扶助の適正を期した。而して本法の施行に要する費用に關しても亦議會の協贊を経て之を増額し、其の實施に支障なからしめた。其の他本法施行の適正を期するが爲執つた措置も固より二、三にして止まらないが、其等の點に付ては後述する所に譲る。

### 三 軍人援護事業の助成

平時に於ては、軍事扶助法の施行に依り大體一般軍人援護に遺憾なきを期することを得るのであるが、今次事變の如く多數の出動又は應召軍人ある場合に於ては、本法の施行のみを以てしては援護の萬全を期し難き點も亦尠からざる狀況なるに鑑み、政府は特に軍事扶助法に依らざる一般軍人援護事業を強化擴充する爲、國庫助成金を道府縣に交付するの途を講じ、以て道府縣をして軍事扶助法の及ばざる部分に對する一切の援護事業を實施せしむることとした。

### 四 軍事援護相談所

事變長期に亘るに伴ひ、出征軍人の遺族家族の家業の經營維持、子弟の教育其の他身上竝に家事萬般に亘り之が相談指導に當ると共に、戦歿軍人遺族の間に動もすれば惹起され易き扶助料、特別賜金等の恩典を繞る紛争を隱密裡且情誼を以て解決する機關の必要を見るに至つた爲、政府は斯の種機關を全國道府縣及市區町村に設けしめることとし、之が設置を助成する爲國庫より助成金を交付することとした。

### 五 其の他

以上の外政府に於ては或は道府縣の保有する軍人援護資金、厚生省に寄託せられた軍人援護事業寄附金等の活用に依り軍人援護の物的方面を擴充すると共に、民間に於ける勞力援助を勸奨して軍人遺族家族の勞力不足を補はしめ、又一面事變長期に亘るに伴ひ精神的援護の重要なに鑑み、銃後遺族家族の家庭強化運動の實施展開に意を致す等物心兩面に亘り一般軍人援護に遺漏なきを期した。

以上の如く、今次事變下一般軍人援護事業は各方面に亘り整備擴充されたのであるが、以下章を改めて其の詳細を述べることとする。

## 第二章 軍事扶助法に依る扶助

### 第一節 法の趣旨、沿革及内容

軍事扶助法は、兵役の大任に服する者をして後顧の憂なく安んじて軍務に専心せしめる趣旨を以て、大正六年七月法律第一號「軍事救護法」として公布、翌大正七年一月より施行せられ、爾來我國軍人援護事業の樞軸として著々其の實績を收め來つたものであるが、其の間時勢の變遷に即應して、昭和六年三月法律第二十七號に依り被救護者の範圍及扶助の種類を擴張、更に昭和十二年三月には法律第二十號を以て再び改正、名稱も「軍事扶助法」と改めると共に被扶助者の範圍を擴張し、扶助を受け得べき場合の條件を緩和するの外、下士官兵の家族の扶助期間を延長したのである。而して此の改正法律は、昭和十二年六月勅令第二百七十五號を以て同年七月一日より施行せられたのであるが、同年同月七日には今次事變が勃發し、爲に茲に此の改正法律が直に其の機能を發揮することゝ爲つたものである。

左に現行軍事扶助法の内容を記すこととする。

#### 一 本法に依り扶助を受け得る者

- (一) 傷病兵
  - (二) 傷病兵の家族若は遺族
  - (三) 下士官兵の家族若は遺族
- であるが、

(一) 傷病兵にして扶助を受くるは、戦闘又は公務の爲、或は現役中又は應召中故意又は重大なる過失に因らずして傷痍を受け又は疾病に罹り、一種以上の兵役を免ぜられ、之が爲生活困難と爲つた場合。

(一) 傷病兵の家族若は遺族にして扶助を受くる家族に付ては、下士官兵が傷病に因り傷病兵と爲つたが爲に、又遺族に付ては、傷病兵が死亡したが爲に生活困難と爲つた場合。

(二) 下士官兵の家族又は遺族が扶助を受けるのは、家族に付ては現役兵の入營、下士官兵の應召の爲、又遺族に付ては現役兵若は應召下士官兵が戦死又は一に述べた如き傷病の爲死歿した爲生活困難と爲つた場合に限られるのである。

## 二 本法に依る扶助の方法、種類及程度

### (一) 扶助の方法

扶助を受ける者の住居に於て扶助する(居宅扶助)のが原則であるが、居宅扶助が不適當又は不可能な場合に於ては、病院其の他適當な施設に收容(收容扶助)し若は收容を委託して扶助を行ふものである。

### (二) 扶助の種類及程度

扶助の種類としては生活扶助、醫療、助産、生業扶助の四種があるが、尙其の外災害の場合に於ける臨時生活扶助があり、又被扶助者が死亡した場合は埋葬したり又は埋葬費を給與することも出来る。

#### (1) 生活扶助

##### (イ) 居宅扶助の場合

居宅に於ける生活扶助の限度は一人一日、六大都市に於ては五五錢乃至六〇錢以内、人口五萬以上の市に於ては四二錢以内、人口五萬未満の市に於ては四〇錢以内、其の他町村に於ては三五錢以内、

と例外もあるが大體右の通に爲つて居る。

而して右の限度以内に於て、地方長官が各人の生活狀況を調査し具體的給與額を決定するのであつて、給與金品は大體一箇月分宛前渡して居る實情である。

##### (ロ) 收容扶助の場合

適當な施設に收容し又は收容を委託した場合に於ける生活扶助の限度は、地方長官が厚生大臣の認可を受けて之を定めることと爲つて居るが、現在の認可額は大體一人一日四〇錢程度である。

#### (2) 醫療

扶助を受ける資格のある者が傷病を受け又は疾病に罹つた場合には、醫師の診療を受け又は病院に入院することが出来る。而して其の費用は、地方長官から概ね醫師又は病院に直接支拂はれるものであつて、該費用の限度は地方長官が厚生大臣の認可を受けて定めることと爲つて居る。而して現在の認可額は各府縣區々であるが、大體普通の料金より幾分低廉に定められて居り、入院の場合に於ても一人一日最高二圓五十錢、最低一圓程度である。然し手術料其の他特別に必要な経費は其の實費を支出することが出来ることと爲つて居る。

#### (3) 助産

扶助を受ける資格のある者が分娩する場合には醫師や産婆の手當を受けることが出来る。又必要あれば病院や産院に入院することも出来る。而して其の費用は、醫師産婆又は病院産院に地方長官から概ね直接支拂はれるのであつて、居宅助産の場合には一件十二圓以内と云ふ定めであり、收容助産の場合には地方長官が厚生大臣の認可を受けて之を定めることと爲つて居るが、現在の認可額は一人一日最高二圓最低一圓程度である。

#### (4) 生業扶助

扶助を受ける資格のある者を生業に就かしめる場合には、其の生業に必要な資金、器具、資材等を給與又は貸與することが出来る。又必要あるときは生業に必要な技能を授けることも出来る。而して其の費用の限度は、地方長官が厚生大臣の認可を受けて之を定めるのであつて、地方に依り多少の相違はあるが、資金、器具、資料等の給貸與の場合は大體一世帯に付五十圓乃至百五十圓、技能を授くる場合の居宅扶助は一人一日十錢乃至三十錢、收容扶助は一人一日五十錢乃至七十五錢程度に定められて居る。

(5) 臨時生活扶助

扶助を受ける資格のある者が火災、水害等に罹つた場合には、被服、寢具、炊事具等を臨時に求める必要がある爲、一世帯三十圓以内で金品を給與することが出来る。

(6) 埋葬

扶助を受けて居た者が死亡した場合、其の遺族が埋葬費も出せないときか又は死者に遺族がなく縁故者が埋葬をしたとき等には、其の埋葬費を給與し、又埋葬者が居ないときは地方長官が埋葬を行ふことゝ爲つて居る。其の費用の限度は一件十二圓以内である。

三 本法の扶助機關及扶助の手續

(一) 扶助は地方長官が行ふのであるが、其の下に市町村長が補助機關として働くことと爲つて居る。

(二) 手續としては、扶助を受けようとする者から又は其の者の住所地の市町村長から地方長官に申請書を提出することと爲つて居るが、假令申請書が提出されない場合に於ても地方長官が扶助の必要を認めるときは、積極的に扶助を行ふことが出来る。

第二節 軍事扶助法の施行に關し今次事變發生以來執りたる措置

今次事變勃發直前、本法が改正整備せられたことは前記の通であるが、事變の進展に伴ひ之が適正な運営を期する上に、尙幾分整備を要すべき點があつたので、其等の點に付之が改正を行つた。

一 生活扶助費の限度額引上

本法に依る生活扶助費の限度額は從來一人一日三十五錢以内、六大都市等の如く特別の事情ある所に於ては厚生大臣の認可を得て五十錢以内迄に増額して居つたのであるが、今次事變下に於ける扶助の適否は直接國民生活に重大な影響を及ぼすものがあることに鑑み、當局としては或は關係係官を派して地方の實情を視察せしめ或は各地方長官より扶助實施の状況を具に報告せしめる等、慎重に其の實情を調査した結果、從來の扶助額限度にては主として扶助を受ける家族が少人數の場合不足を生ずるの實情に在ることが判明した爲、之等必要を充すが如き改正を爲すと共に、此の機會に於て從來各道府縣間に多少存在した限度額不均衡の是正をも爲す方針の下に、左の通牒を發する所があつた。

一 軍事扶助法ニ依ル扶助費用限度ニ關スル件

(昭和十二年十二月發臨軍第一二號)  
各地方長官宛社會局長官通牒

軍事扶助法施行令第二條ノ三ニ規定スル居宅扶助ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ノ限度額ハ今次事變勃發以來其ノ實施ノ狀況ニ徴スルニ現在ノ限度額ニテハ實際運営上主トシテ少人數世帯ノ場合ニ於テ支障アル哉ニ思料セラレ候ニ付テハ左記各號御參照ノ上各地方ノ實情ニ應ジ之ガ増額ヲ圖リ本法ノ圓滑ナル運用ヲ期スルニ一段ノ御配意相成度依命此段及通牒候也

記

第一 増額シ得ル限度

一人一世帯ノ場合ノ限度額ハ左ノ範圍ニ依リ一世帯二人以上ノ場合ノ限度額ハ漸次之ヲ減額シ定ムルコト但シ其ノ選

減ノ割合ハ一率ニ定ムルコトナク世帯人員一人又ハ二人等ノ如ク少人数ノ場合ト三人以上漸次多人數トナル場合トハ一人當ノ生活費ニ相當差異アルベキヲ以テ是等ノ點ヲ十分考慮シ定ムルコト

一 六大都市ニ在リテハ現行限度額ノ二割以内但シ現行限度額ガ特ニ低キモノニ在リテハ大體三割増ト爲スコトヲ得ルコト

- 二 人口五萬以上ノ市ニ在リテハ四十二錢以内
- 三 人口五萬未満ノ市ニ在リテハ四十錢以内
- 四 町村ニ在リテハ三十五錢以内

諸般ノ事情ガ第二號乃至第四號ノ標準額ニ依リ難キモノニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト

第二號乃至第四號ノ場合ニ於ケル増額ハ特別ノ事情ナキ限り現行内規限度額ノ二割（現在既ニ前示限度額ヲ超過セルモノハ其ノ儘）以内トスルコト

**第二 限度額ノ増額ヲ爲ス場合ノ手續**

一 第一第一號乃至第三號ノ場合ハ施行令第二條ノ三ノ規定額ヲ超ユルヲ以テ同令第十條ノ規定ニ基キ内務大臣ニ對シ認可申請ヲ爲スコト

二 第一第四號ノ場合ニ於テハ從來ト同様豫メ當局ニ協議ヲ爲スコト  
將來之ヲ變更セントスル場合ニ於テモ同様ナルコト

三 前各號ニ依リ申請又ハ協議ヲ爲ス場合ニ於テハ増額ヲ要スル理由書及現行限度額ト改正セントスル限度額トノ比較對照表ヲ添付スルコト尙第一第二項ニ依リ特別ノ標準ヲ定ムル必要アルモノニ付テハ適用市町村ヲモ明記スルコト

四 限度額ノ増額ヲ必要トスルモノニ付テハ可成昭和十三年一月一日ヨリ實施ノ豫定ニ依リ當局ニ提出スベキ申請書又ハ協議書ハ來ル十二月二十七日迄ニ必着スル様取進ムルコト

斯くして此ノ通牒に基き道府縣は、居宅扶助の場合に於ける生活扶助費の限度額の引上を行ひ、扶助の適正を期した。

**二 軍事扶助法施行令の改正**

本法の趣旨を徹底せしめ扶助の適正を期するが爲、昭和十二年十二月二十七日に本法施行令の一部改正を行つたのであるが、其の要旨は左の通である。

(一) 市町村長又は之に準ずる者の軍事扶助に對する實際上の活動狀況に鑑み、規定と實情とを合致せしめる爲め地方長官の補助機關たるの地位を確保し、之をして一層積極的に活動せしめむことを期した。

(二) 事實上生活すること困難にして扶助を受けたい希望を有するも、之が申請手續を躊躇し、爲に一層生活困難を招來するが如き虞ある場合は、當該要扶助者の矜持を尊重し扶助申請を俟たず進んで扶助を行ふを適當と認め、住所地市町村長又は之に準ずる者よりも扶助の申請を爲し得る途を拓き、軍人家族遺族の矜持を尊重すると共に扶助より漏るゝが如き者なき様努めた。

**三 其の他本法運用の適正を期する爲執りたる措置**

以上の外、尙左の通牒を發して本法施行の適正を圖つた。

一 今次事變ニ因ル軍事扶助法該當者ノ生活費中家賃、府税、水道使用料等減免ニ關スル取扱方ノ件

(昭和十二年九月四日收社第一二二〇號)  
地方長官宛社會局社會部長通牒

標記ノ件ニ關シ別紙甲號東京府知事ノ照會ニ對シ乙號ノ通回答致候條爲御參考

(甲號)

丑社發第八七二號

昭和十二年九月三日

東京府知事

六二

社會局社會部長殿

支那事變ニ因ル軍事扶助該當者ノ生活費中家賃、府稅、水道、瓦斯及電燈使用料等減免ニ關スル取扱方ノ件  
支那事變ニ因ル出動又ハ應召軍人ノ遺家族ニ關シ軍事扶助法ニ依リ扶助スベキ場合被扶助者ノ生活費ヲ決定スルニ左  
記費用ハ其ノ遺家族ニ對スル一時的優遇方法ニシテ且隣保相扶ノ精神作興ヨリ謂フモ減免ノ有無ニ不拘生活費中ヨリ之  
ヲ控除スルコトナク算定差支ナキモノト被存候ヘ共聊カ疑義相生ジ候ニ付至急何分ノ御回示相煩度候  
追而右減免ニ關スル資料別紙之通御參考迄ニ送附致候

記

一 家賃、府稅、市稅、水道使用料、瓦斯料金、電燈使用料及尿尿汲取手数料等

(乙號)

收社第一二三〇號

昭和十二年九月四日

社會局社會部長

東京府知事殿

支那事變ニ因ル軍事扶助該當者ノ生活費中家賃、府稅、水道、瓦斯及電燈使用料等減免ニ關スル取扱方ノ件  
本月三日丑社發第八七二號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件右ハ御見込ノ取扱可然ト存候

一 軍事扶助事務ニ關スル件通牒

(昭和十二年十月十六日發社第一二六號)  
(各地方長官宛社會局社會部長通牒)

今次事變勃發以來軍事扶助事務ノ處理ニ付テハ各方面共出來得ル限り敏速ニ取運ブベク銳意努力セラレツツアル處ニ  
有之候處市區町村長ノ提出スル軍事扶助調書ニ戶籍謄本ヲ添附スルコトトセル關係上扶助事務ノ處理遲延スル場合アル  
ヤニ及開候ニ就テハ此ノ臨機ノ措置トシテ右調書ニ添附スヘキ戶籍謄本ニ付テハ扶助ニ直接關係ヲ有セザル死亡者並ニ  
除籍者等ノ事項ヲ省略シタル抄本ヲ以テ之ニ代フルモ差支ナキコトトシ又要扶助者が寄留者ナル場合ニ於テハ不取敢寄  
留簿ノ謄本又ハ抄本ニ依リ事務ヲ取運ビ置キタル後本籍地ヨリ戶籍謄本若ハ抄本ヲ取寄セ提出セシムルガ如キ便法ヲ講  
ジ一層軍事扶助事務ノ敏速ナル處理ヲ期セララルル様致度

一 軍事扶助法ニ依ル要扶助者ニ關スル生活扶助額算定ニ關スル件

(昭和十二年十一月十五日收臨軍第一二二號)  
(各地方長官宛社會局臨時軍事援護部長通牒)

標記ノ件ニ關シ別紙甲號東京府知事ノ照會ニ對シ乙號ノ通回答致候條爲御參考

(甲號)

丑社發第一一五〇號

昭和十二年十一月十三日

東京府知事

社會局臨時軍事援護部長殿

軍事扶助法ニ依ル要扶助者ニ關スル生活扶助額算定ニ關スル件  
今次事變ニ因ル出動又ハ應召セル軍人關係ノ家族遺族ノ要扶助者ニ對シテハ努メテ收入ノ方途ヲ講ズル様指導シツツ

第三編一般軍人援護

六三

アル結果進デ内職ニ從事シ漸次収入アル向モ有之候處是等内職程度ノ不確實ナル少額収入ニ付テハ法ノ趣旨ニ反セザル限り之ヲ收入ニ計上セズシテ扶助額ヲ算定スルハ勤勞ノ美風ヲ助成シ機宜ヲ得タル措置ト存ジ候ヘ共本法取扱上聊カ疑義有之至急何分ノ御回示相仰度此段及御照會候

(乙號)

收臨軍第一二號

昭和十二年十一月十五日

社會局臨時軍事援護部長

東京府 知事 殿

軍事扶助法ニ依ル要扶助者ニ關スル生活扶助額算定ニ關スル件

本月十三日丑社發第一、一五〇號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件右ハ御見込ノ通取扱可然ト存候

### 第三節 物價騰貴の對策

今次事變發生するや、政府は本法に依る生活扶助費從來の限度額を以てしては扶助の適正を期し難きことを認め、昭和十二年十二月社會局長官通牒を以て前記の通其の引上を行つたのであるが、其の後事變の長期化に伴ひ漸く顯著と爲つた生活必需品の缺乏と物價騰貴の影響等に因り、軍人遺族家族等の中には相當生活に困難する者も生ずることゝ爲つた。仍て之等遺族家族に對する援護の完璧を期せんが爲には、何等か之が方策を講ずる必要あるに至つたのであるが、政府に於ては物價趨勢の見透困難なる點及事變完遂に缺くべからざる低物價政策との關係を考慮して、此の際軍事扶助法に依る生活扶助費の限度額は之を引上げざることゝし、昭和十五年二月五日軍事保護院發援第一〇號各地方長官宛軍

事保護院副總裁通牒を以て、「近時ノ經濟事情ニ因リ軍事扶助法ニ依リ扶助ヲ受クル者ノ中ニハ其ノ生活ニ相當ノ影響ヲ蒙リツツアル向モアルヤニ思料被致貴官ニ於テモ夫々御考慮中ノコトトハ存候得共右ニ關シテハ此ノ際被扶助者ノ實情ニ慎重檢討ヲ加ヘ個々ノ事情ニ應ジテ軍事扶助法ノ適切ナル運用ヲ圖ル一方、努メテ勤勞自活ノ風尙ヲ鼓舞シ副業其ノ他ノ生業ニ依リ多少トモ收入増加ノ方途ヲ講ゼシムルト共ニ他面<sup>恩賜</sup>財團軍人援護會支部、銃後奉公會等ノ活動ヲ強化シ相俟ツテ生活ニ不安ナカラムル様萬全ノ措置ヲ講ゼラレ度云々」と指示した。而して之と同時に政府は軍事保護院の保有する全國各廳職員の離出金中より若干圓を<sup>恩賜</sup>財團軍人援護會に交付し、同會は之に自己資金若干圓を加へて、差當り昭和十五年二月以降昭和十六年三月迄の應急施設として、軍事扶助法に依る被扶助者に對して臨時生活援護を行ふことゝ爲つた。

今其の要領を示せば左の通である。

- 一 本事業は資金を<sup>恩賜</sup>財團軍人援護會支部に交付して行ふ
- 二 本交付金に依る援護は成るべく銃後奉公會をして實施せしむること
- 三 本交付金は主として軍事扶助法に依る扶助金のみにより生活する者にして近時の物價昂騰に因り生活困難と爲りたる者に對する援護費に充當すること
- 四 援護金額は地方の經濟事情、要援護世帯の生活狀況等を斟酌し、豫め、支部に於て支給標準額(例へば月五圓、三圓、二圓等)を定め、銃後奉公會若は市區町村長をして個々の實情に應じ毎月夫々適當なる額を支給せしむること
- 五 現に支部又は銃後奉公會其他に於て同様趣旨の援護を爲しつゝある向は之を繼續せしめ、本交付金を以て其の肩替と爲さしめざること但し其の額にて不足したる場合は前項支給標準額迄之を補ふことは差支なきこと



- 六 本交付金は豫め所要見込額を銃後奉公會若しくは市區町村長に交付し置く等敏速なる實施を期するに努むること
- 七 猶本事業に依る援護に當りては都市生活者並に寒氣厳しき地方にて多額の薪炭費を必要とする等特殊の事情ある者の援護に特に留意すること

第四節 施行狀況

本法に依る扶助費は從來概ね一箇年三百萬圓乃至四百萬圓程度であつたのであるが、今次事變勃發以來扶助人員、戸數金額共に急激なる増加を來たし、左表の如き實績を見つゝある。

最近五箇年間扶助種類別實績調

年 度 別	生活扶助			醫 療			葬 助			産 業 扶 助		
	戸數	人員	金額	戸數	人員	金額	戸數	人員	金額	戸數	人員	金額
昭和九年度	三、九七七	一〇五、六五三	二、七四三、七四一	一、〇〇〇	一、一八〇	六、〇九三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十年度	三、五三三	一一一、四三三	二、八二五、〇九六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇九三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十一年度	三、〇九七	一一七、七九六	二、八七九、三九六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇九三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十二年度	三、六六一	一二三、九六三	三、〇九一、五九六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇九三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十三年度	三、五三三	一二〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇九三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
平均	三、五三三	一一一、四三三	二、八二五、〇九六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇九三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

年 度 別	臨時生活扶助			埋 葬			合 計		
	戸數	人員	金額	戸數	人員	金額	戸數	人員	金額
昭和九年度	一一一	一、一八〇	六、〇九三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇九三	二、一〇〇	二、一〇〇	一二、一八六
昭和十年度	一〇三	一、〇〇〇	六、〇九三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇九三	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一二、〇八六
昭和十一年度	一〇三	一、〇〇〇	六、〇九三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇九三	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一二、〇八六
昭和十二年度	一一三	一、一八〇	六、〇九三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇九三	二、一〇〇	二、一〇〇	一二、一八六
昭和十三年度	一一三	一、一八〇	六、〇九三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇九三	二、一〇〇	二、一〇〇	一二、一八六
合計	五三三	五、五三三	二、八二五、〇九六	五、〇〇〇	五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、八五〇、〇九六
平均	一一一	一、一八〇	六、〇九三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇九三	二、一〇〇	二、一〇〇	一二、一八六

備考 括弧内ノ數字ハ二種以上ノ扶助ヲ受ケタルモノヲ示ス  
最近五箇年間被扶助者別實績調

年 度 別	傷 兵		病 兵 及 其 ノ 家 族		下 士 官 兵 ノ 家 族	
	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額
昭和九年度	一三七	一、三三七	一、五三一	六、五三三	二、九〇九	九、九二三
昭和十年度	一六八	一、一六八	一、四九八	六、三三七	二、九〇九	九、九二三

第三章 軍人援護事業の助成

扶助種別	延 人 員	平均一日一人當單價	備 考	扶助種別	
				扶助種別	延 人 員
生活扶助	五二四、七一四、二九六	一四九		生活扶助	五二四、七一四、二九六
療助	六、三〇九、四九九	六四五		療助	六、三〇九、四九九
産(收)	二、一七三	一、六九六		産(收)	二、一七三

備考 家族ヲ有スル傷病兵ノ分ハ「傷病兵及其ノ家族」欄ニ之ヲ算入シ更ニ其ノ傷病兵數ハ「傷病兵」欄ニ△ヲ附シ再掲ス  
昭和十三年軍事扶助法ニ依ル扶助狀況調

年 度	傷病兵ノ遺族		下士官兵ノ遺族		計	
	戸數	人員	戸數	人員	戸數	人員
昭和九年度	三七	八七三	六〇	一、三二六	三、九九六	二、八〇九、三二八
昭和十年度	三五五	九五一	五四四	一、一三五	三、六一一	二、八九七、六四五
昭和十一年度	三九三	一、〇六六	四九三	一、〇二七	三、五、三九	二、九六八、八三八
昭和十二年度	五三七	一、五七〇	六六〇	三、四四六	三、七、六五四	三、三、九七、九七
昭和十三年度	八五三	二、七六五	一、五、四〇三	五、七、七六九	二、一、〇、七、三二七	八、四九一、七四八
平均計	二、四四五	七、二三五	三、七、八二六	七、九、七〇三	三、八、〇〇、一、三三	一、二、七、二、八五、一四六
平 均	四八九	一、四四五	六三、五六五	四、七、四四	一、五、九四一	七、六〇、〇二六

前章に述べた如く、軍事扶助法は國家の行ふ軍人援護の樞軸として今次事變に於ても大に其の機能を發揮し、此の法律に依て扶助を受ける者の數も亦莫大な數に上つて居るのであるが、元來法律に依る扶助は一定の限界あるを免がれず、今次事變の如く極めて多數の出征者を出すに至ると、實際上何等かの援護を要すべきに拘らず所定の資格要件を缺くが爲、本法に依る扶助を受けることが出来ない者の數も尠くなく、従つて本法の施行のみを以てしては事變下に於ける援護の萬全を期し得ない状態と爲るに至つた。

而して之等軍事扶助法に該當せざる者に對する援護は、我國軍人援護事業の根本精神たる隣保相扶の情誼に基き、或は道府縣又は市區町村の手に依り或は民間の各種軍人援護團體に依り、夫々平時に於ても實施されて居る。然るに今次事變勃發するや之等軍事扶助法以外の援護を要する者が著しく激増した爲、政府は曩に述べた昭和十二年七月二十八日及同年八月四日の再度の通牒にも示された通、或は道府縣の保有する軍人援護資金の活用を圖らしめ或は道府縣、市町村又は民間軍人援護團體の活動を促す等適切なる措置を講じたのであるが、之に應じて各團體等に於ては、取急ぎ追加豫算を計上する等應急處置を講じて事業の擴張を行ふと共に、既設團體のみに依ては急激に増加した之等要援護者に對し十分なる援護を遂行し難い状態に鑑み、道府縣、市町村等に於ては夫々其の管内を事業單位とする銃後々援會を組織し、多額の資金を募集して之が援護に當ることゝ爲つた。然しながら更に事變の進展するに伴ひ、政府に於ても之等軍事扶助法に依る扶助以外の援護事業の重要性に鑑み、單に隣保相扶の情誼の發露のみに委すことの適當ならざるを認め、昭和十二年度不取敢之に對する助成費として百萬圓の豫算を計上し、之を道府縣に交付して斯の種事業の充實を圖ることゝした。而して昭和十三、十四兩年度に於ては一面愈々斯の種事業の重要性が痛感されるに至つたのと、他面地方に於ける財源の枯渴等をも考慮し、助成金を夫々一千萬圓に増額した。

斯くして政府の助成金を得た道府縣は、本助成金交付の趣旨に基き軍事扶助法に依る扶助の及ばざる部分に對する一切の援護事業を實施し、一面隣保相扶の情誼の昂揚を圖りつゝ、他面軍人援護事業全般に亘り遺漏なからしめんことを期しつゝある。

## 第二節 事業概要

本助成金の交付に當ては數次の通牒に依り其の助成要綱が示されたのであるが、今其等通牒に照して本事業の内容を記すと左の通である。

### 一 事業主體

本助成金は道府縣費豫算に計上することゝし、主として道府縣が其の實施に當ることゝ爲つて居るが、事情に依ては恩賜財團軍人援護會支部其の他適當と認める軍人援護團體に本助成金を交付して實施せしめるも支障ない事と爲つて居る。

### 二 援護を受け得る者及援護の内容

本事業の對象は今次事變に際し出動又は應召した軍人の外、現役軍人及軍屬の家族遺族を包含し、之等の者の内  
 (一) 軍事扶助法に依ては扶助を爲し得ざるも我國家族制度の精神に則り實情上何等かの援護を要する者、例へば出動又は應召した軍人と同一世帯に在る内縁の妻、私生子、伯叔父母、甥姪等に對して軍事扶助法に依る扶助に準じて各種の援護を行ふものであり、政府の助成金は先づ優先的に之等の者の援護に充當すべきものとされて居る。

(二) 小商工業者又は小農山漁家にして一家の中心者が出動又は應召したが爲、家業の經營に支障を來し生活困難と爲る虞ある者に對し業務維持其の他適當な措置を講ずる。即ち此の場合に於ては斯くの如き援護に依り當該被援護者の生活地盤たる其の家業を維持せしめ、以て將來軍事扶助法に依る扶助階級に顯落せざる様事前の措置を講ずる。

(三) 軍事扶助法に依る扶助實施前急遽援護を要する者に對して法に依る扶助開始前の應急措置を講ずる。  
 (四) 以上の外、軍事扶助法に依ては扶助を爲し得ざるも實際上何等かの援護を必要とする情況に在る者、例へば軍事扶助法に依り扶助を受ける程度に於ては生活困難ではないが、之と殆ど紙一重の生活状態に在り(所謂要援護階級)、此の儘放置するに於ては軍事扶助法に依り扶助を受ける階級に墮落する虞ありと云ふが如き者に對して、事前に生活墮落防止の意味を持つた援護を行ふものである。  
 而して之等の者に對する援護の内容は、本事業が軍事扶助法の及ばざる部分に對する一切の援護を行ふと云ふ原則の下に實施せらるべきものであり、且生活墮落防止の意圖を以ても行はれる事業であるが爲、所謂軍事扶助法準用扶助としての生活援護、一時的(歳末)生活援護、醫療、助産、生業援護、埋葬、罹災者臨時援護等を初め或は投産授職施設、共同利用施設、託兒事業、勞力奉仕等各種各般の形に於て實施されて居るのであつて、其の詳細は後に掲げる昭和十三年度及昭和十四年度軍人援護事業成績調に依て付之を知ることが出来る。

三 事業實施の方針

本事業の實施方針として示されたものは左の通である。

(一) 援護の重點を生活費の給與に置くときは、動もすれば勤勞精神を損ふ虞あるが爲、生業援護の活用に意を用ひ獨立自營の方途を講ぜしめる様努めること(註、此の點は本事業が生活墮落防止的意圖に於て實施せられる部面が極めて大なることに鑑み特に強調されねばならぬ所である)  
 (二) 本助成金は軍事扶助法に依る扶助の及ばざる部分に對する一切の援護事業費に充當すべきものであつて、右は事變長期に亘るも關係家族遺族の生活に不安を招來せしめるが如きことなからしめんとの意圖に出でたものなるが爲、

其の趣旨に依り現に軍事扶助法に依る扶助に該當せざる者であつて將來扶助を要するが如き事態に立到らしめることなきを期すること

(三) 本事業は銃後産業施設と關聯實施するを適當とするものがあるべき點に留意し關係部課並に各種施設と緊密なる連絡保持の下に之を計畫すること

(四) 本助成金は現に軍事扶助法に依り扶助しつゝある者に對する追加扶助の爲之を支出せざること

(五) 商工業者、漁業者の生業援護に付ては一層之が改善工夫に力め一般に不均衡なき様特に留意すること

第三節 事業實施狀況

今本事業の實施以來の成績を示せば左表の通である。

昭和十二年度軍人援護事業成績調

種	目	戸數	金額	備考	種	目	戸數	金額	備考	
生活援護	生業	八三、六三五	一、三五九、五〇八		罹災者ノ臨時援護	埋	一、二五〇	七、七六四		
	助産	一九、二九九	七、六五四			其	(一、八)			
	醫療	三、四三三	七、四七〇			計	(一、七)	一、九六四		
	小工商業	三、四三三	一、四七〇				三〇、八九一	一、八八、九六三		
	其他	三、〇五九	三、四三六				(一、六)	一、九七四、三五九		助成金額
授職	一、八二四	一、六二五				(一、六)	一、〇〇〇、〇〇〇圓			
勞務	(七九)									

備考 括弧内ノ數字ハ同一家族ニシテ二種以上ノ援護ヲ受ケタル者ヲ示ス

種 目	戸 (件) 數	金 額	種 目	戸 (件) 數	金 額
生 活 授 護	一四八、〇一九	四、三三、九五七	共 同 利 用 施 設	二、一五三	一三二、九二六
一 時 的 生 活 授 護	三三三、一三〇	一、三三、八四八	託 兒 所 助 成	一七、九九三	四一八、三九〇
醫 療 授 護	九五、〇四五	六九、二七三	勤 勞 奉 仕 事 業 助 成	一七、三五一	二七、三三三
助 産 授 護	七、七七〇	三〇、五三三	生 業 指 導	三、九四四	三〇四、八二一
生 業 授 護	三三、三六九	三、五三、二六〇	巡 回 ( 出 張 ) 診 療	八、一三一	四七、一八六
埋 葬 授 護	二、五〇八	一八、三九六	醫 藥 又 ハ 產 具 等 配 給	四九、二四九	七、九四四
罹 災 者 臨 時 授 護	一四、七〇九	一〇、五五二	家 庭 強 化 ( 精 神 授 護 )	三、三二〇	二四三、六二〇
小 計	七三三、八三三	一〇、〇七、七二二	其 他	二八、六二一	一四三、二七〇
銃 後 奉 公 會 助 成	一、九三三	三三、五五五	小 計	—	二、五九、三三四
授 産 事 業 助 成	八九五	四三、五六	合 計	—	一三、六〇、〇二五
授 産 授 職 講 習 會	一、八〇八	一八、八〇五			

### 第四章 軍事援護相談所

#### 一 趣 旨

事變の長期に亘るに従ひ、軍人援護事業の内容は益々複雑多岐と爲り、之が圓滑な遂行を圖るが爲には、遺族家族等に

對し軍人援護全般に亘り相談指導を行ふ機關の設置が必要と爲り、又戦歿者遺族家族間に扶助料、賜金等を繞る家庭紛議が漸次増加せんとする傾向があるに鑑み、迅速且隱密裡に之が調停斡旋を爲す機關の必要が痛感されるに至つた。茲に於て政府は昭和十三年度より國費助成を以て左の要綱に基き全國各道府縣及市區町村に遺族家族の相談指導に當るべき綜合的軍事援護相談所を設置せしめ、以て銃後々授の圓滿な遂行を期することとした。尙昭和十四年度以降に於ては市區町村軍事援護相談所は成るべく之を銃後奉公會に移し同會の事業として之を運営せしめて居る。

#### 二 軍事援護相談所設置要綱

今、軍事援護相談所設置要綱を擧げると左の通である。

##### (一) 種 類

道府縣中央相談所

市區町村相談所

##### (二) 事 業 種 目

- (1) 家業の經營維持、其の他身上及家事萬般に關する相談指導
- (2) 恩給、一時金等各種恩典の給與又は賜與後の保護に關する相談指導
- (3) 前號各種恩典を繞る紛議の調停
- (4) 家族及遺族の戸籍整理
- (5) 子弟の教育斡旋
- (6) 職業紹介機關との連絡斡旋

(7) 其他銃後施設全般に關する指導相談

(三) 組織

(1) 直接相談指導に當る機關として各市區町村(地方の實情に依り通學區域其他適當なる區域に依るも妨げない)に市區町村相談所を置き、之等市區町村相談所の指導連絡機關として各道府縣に中央相談所を置く

(2) 道府縣中央相談所は事務所を道府縣廳内に置き地方長官を代表者とし、市區町村相談所は事務所を市區町村役場内に置き市區町村長を代表者とする

(3) 相談所の委員其他必要なる人的組織に付ては知事又は市區町村長に於て適當と認める者を委囑するものとする

三 軍事援護相談所の經費

政府は昭和十三年度及同十四年度に於て軍事援護相談所設置助成費として豫算百萬圓を計上し、十三年度に於ては道府縣及市區町村相談所に於ける

- (一) 會議費
  - (二) 旅費
  - (三) 辯護士代書人等の囑託料及手数料
  - (四) 通信費消耗品費其他の諸雜費
- (一) 專任指導職員設置に要する經費
- に助成したのであるが、十四年度に於ては相談所の實情に鑑み、助成金を右の外更に

(二) 相談委員等の實務指導講習會の開催、巡回指導等  
必要なる事業の施行に要する經費に充當せしめた。

四 軍事援護相談所の設置及活動狀況

(一) 軍事援護相談所の設置狀況

昭和十四年三月末日現在に於ける中央相談所の數は各道府縣一箇所宛にて四七、市區町村相談所は一、一、四五一箇所(全國市區町村數より多きは市區町村の外兵庫縣、高知縣は町内に、愛知縣、富山縣は學區に、青森、秋田、千葉、石川福井、奈良各縣は警察署にも置く爲である)と爲つて居る。

(二) 軍事援護相談所の活動狀況

軍事援護相談所の受理する相談事項は其の數非常に多く其の内容も亦複雑多岐を極めて居るが、開設以來の相談事項を内容別に擧げると左の通である。

軍事援護相談所取扱種目別件數 (昭和十三年度)

種目別	受理件數	解決件數	繰越件數
各種恩典ヲ繰ル紛争	七、二七〇	六、一〇四	一、一六六
扶助及援護手續	三〇五、〇〇三	二九一、二〇〇	一三、八〇三
借家問題	七、五九八	七、三二四	二七四

種目別	受理件数	解決件数	繰越件数
小作問題	三、二二三	二、九七四	二五九
戸籍問題	三〇、五七〇	二九、二五九	一、三一
家業維持經營	四四、八九七	四三、五六八	一、三二九
子弟教育	一一、三七六	一一、〇五六	三二〇
就職幹教	二八、一七七	二七、七七六	四〇一
其他	一一八、五〇五	一一六、八五〇	一、六五五
計	五五六、六二九	五三六、一一一	二〇、五一八

七八

軍事援護相談所取扱種目別件数 (昭和十四年(自四月)至九月)

種目別	受理件数	解決件数	繰越件数
各種恩典ヲ繰ル紛争	二、五三〇	一、八二九	七〇一
扶助及援護手續	七〇、一四八	六四、三六七	五、七八一
借家問題	六八七	六二〇	六七
小作問題	六二三	五一〇	一一三
戸籍問題	九、〇四〇	六、九五九	二、〇八一
家業維持經營	一五、九七一	一四、九六九	一、〇〇二
子弟教育	二、八一	二、五五九	二五二
就職幹教	六、七六五	五、六三一	一、一三四
計	二〇、六一一	一八、七〇五	一、九〇六
其他	一一九、一八六	一一六、一四九	一三、〇三七

### 第五章 其の他

以上述べた通政府は軍事扶助法の適正なる施行を圖る一面、法の及ばざる部分に對しては軍人援護事業助成費に依つて之を補ふと共に、相談指導施設として軍事援護相談所を設置せしめる等、鋭意一般軍人援護の完璧を期する所があつた。其の他物心兩面に亘り愈援護に遺憾なからしめる様各般の方途を講じた。

以下之に付て概説する。

#### 第一節 軍人援護資金の活用

道府縣は夫々特別會計として軍人援護資金を有つて居るのであるが、此の資金は素と日露戰爭當時に於て出征應召軍人の遺族及家族並に傷病兵等を援護し、軍人をして後顧の憂なからしめんことを期する爲、民間篤志家より帝國軍人後援會に譲出した恤兵金であつたが、明治三十九年八月同會より其の殘餘金の全部を擧げて道府縣に分配し、永く其の精神を傳へて軍人援護事業に供せしめた旨の申出があつた爲、内務大臣は同年八月十四日訓令を發して之を道府縣に分配した。而して道府縣に於ては之を特別會計として保管し、之より生ずる利子收入を以て或は道府縣自體或は適當なる民間軍人援護團體等に補助して軍事扶助法適用範圍外の者の援護を行つて來たのであつて、原則として其の元本を支出することとは之を許さず、特に已むを得ざる事情ある場合に限り厚生大臣の許可を得て之を支出し得ることが原則と爲つて居た

然るに今次事變に於ては斯かる法外の授護を要する者が激増した爲、曩に述べた如く昭和十二年八月四日の通牒を以て「今次事變ニ關シ出動又ハ應召セル軍人ノ家族遺族ノ扶助ニ要スル費用ニ限り必要アル場合ハ…中略…其ノ支出額ガ昭和十二年度當初同資金元本現在額（註 全國總額二百二十七萬九千九百三十九圓）ノ二分ノ一ヲ超エザル範圍ニ於テ特ニ稟請ニ及バズ支出シ差支ナキ」旨指示し、以て本資金の適切有效なる活用を促したのである。其の活用狀況は後に掲げる昭和十二年度及昭和十三年度同資金歳入歳出決算額調並に昭和十四年度同資金歳入歳出豫算額調に明かである。

尙昭和十三年十月軍人授護團體の統合を意圖して 恩賜軍人授護會が設立され且其の支部が各道府縣に設置された趣旨に鑑み、昭和十四年七月十二日厚生次官通牒を以て「軍人授護資金ヲ 恩賜軍人授護會支部ニ交付シ本資金ノ趣旨達成ノ爲有效適切ニ活用致度希望ノ向有之候處右資金ハ地方ノ實情ニ依リ同支部ニ基本財産トシテ交付セラルルハ差支無之」旨指示する所があつた。

軍人授護資金現在調

（昭和十四年四月一日現在）

府縣	有價證券	貸付金	保管金	計
北海道	二九、五〇〇		八、六七〇	三八、〇七〇
青森	七、三三五		八、九九九	一六、二三四
岩手		三三、〇〇〇	一、七一一	三四、七一一
宮城			五、六六九	五、六六九
秋田				
山形		四、五四三	六、〇九九	一〇、六四二
計				一〇八、六二一
府縣 <th>有價證券</th> <th>貸付金</th> <th>保管金</th> <th>計</th>	有價證券	貸付金	保管金	計
福島	一九、九九九		七、三三三	二七、三三三
茨城	四三、九九〇		九、一〇〇	五三、〇九〇
栃木		一五、〇〇〇	六、〇〇〇	二一、〇〇〇
群馬		六、七七七	一〇、〇〇〇	一六、七七七
埼玉		一、四〇八	三、三三三	四、七四一
千葉			九、五九五	九、五九五
計				一五、五九八

府縣	有價證券	貸付金	保管金	計
東京	三三、〇〇〇		一一、九九八	四四、九九八
神奈川	一五、〇〇〇		三、三三三	一八、三三三
新潟		二六、七〇〇	一六、九九九	四三、六九九
富山		一、一〇〇	一、一一一	二、二一一
石川		一、一〇〇	一、一一一	二、二一一
福井	六、〇〇〇		三、七六七	九、七六七
山梨	一、〇〇〇		二、九八四	三、九八四
長野		二二、三〇〇	三	二二、三〇三
岐阜	三七、六五〇		二〇、七七八	五八、四二八
静岡		四九、〇三三	二、三三八	五一、三七一
愛知	二二、九三三		八、八二八	三一、七六一
三重	三三、五〇〇		四、五九九	三八、〇九九
滋賀	一四、八四七		四、七六一	一九、六一〇
京都		二六、八〇〇	一、七五〇	二八、五五〇
大阪		三、〇〇〇	四、七六一	七、七六一
兵庫	三六、九九八		三、三三三	四〇、三三一
奈良	一、一一一		二、九九九	三、一一〇
和歌山	二二、〇〇〇		一、七七五	二三、七七五
鳥取	二、五〇〇		一、三三三	三、八三三
計				一、八二五、四三三
府縣 <th>有價證券</th> <th>貸付金</th> <th>保管金</th> <th>計</th>	有價證券	貸付金	保管金	計
岡山	八、九九九		一、三三三	一〇、三三三
広島		四〇、〇〇〇	二五、七七七	六五、七七七
山口	四、九九〇		二〇、八八八	二五、八七八
徳島		二、二二二	一、一一一	三、三三三
香川		二、七六九	五	二、七七四
愛媛			三〇、九九九	三〇、九九九
高知			一、九七三	一、九七三
福岡		五、二一七	五、二一七	一〇、四三四
佐賀			一、七六一	一、七六一
長崎		六、四四九	三、五五八	一〇、〇〇七
熊本			三、五五八	三、五五八
大分			一、八八九	一、八八九
宮崎		一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
鹿児島		六、七五五	六、七五五	一三、五一一
沖縄		一〇、〇〇〇	二	一〇、〇〇二
計				一、八二五、四三三



昭和十三年度軍人援護資金歳入歳出決算調

府 縣	歳 入			歳 出				
	生資 ズル 収入	一 般 會 入 計	其 ノ 他	計	援護 金	補助 金	其 ノ 他	計
北海道	一、六二六	二、五三三	—	一、六二六	—	一、四〇〇	二	一、四〇二
青森	四三九	二、五三三	—	二、九七二	一、四一六	二、九七〇	—	一、五〇二
岩手	一、三二五	一、四六六	—	二、七九一	一、七四〇	二、〇〇〇	—	一、七九一
宮城	二、一九四	—	八、三三九	一〇、五三三	—	一、五〇〇	—	一〇、〇三三
秋田	—	—	—	—	—	—	—	—
山形	二、二二六	一、〇四〇	—	三、二六六	—	—	—	三、二六六
福島	四、七二七	一〇、〇〇〇	—	一四、七二七	—	—	—	一四、七二七
茨城	三、〇〇〇	—	—	三、〇〇〇	—	—	—	三、〇〇〇
栃木	二、六四六	—	—	二、六四六	—	—	—	二、六四六
群馬	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—	—	—	—
富山	—	—	—	—	—	—	—	—

第三編 一般軍人援護

府 縣	歳 入			歳 出				
	生資 ズル 収入	一 般 會 入 計	其 ノ 他	計	援護 金	補助 金	其 ノ 他	計
石川	一、六二六	—	—	一、六二六	—	—	—	一、六二六
山梨	—	—	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—	—	—
岐阜	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知	—	—	—	—	—	—	—	—
三重	—	—	—	—	—	—	—	—
滋賀	—	—	—	—	—	—	—	—
京都	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫	—	—	—	—	—	—	—	—
奈良	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取	—	—	—	—	—	—	—	—
島根	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山	—	—	—	—	—	—	—	—
広島	—	—	—	—	—	—	—	—
山口	—	—	—	—	—	—	—	—

第三編 一般軍人援護

岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜
1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115
1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115
1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115
1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115
1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115
1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115
1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115
1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115
1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115

昭和十四年度軍人援護資金歳入歳出豫算調書

府 縣	歳 入			歳 出		
	歳入	歳出	差	歳入	歳出	差
青森	1,000	1,000	0	1,000	1,000	0
北海道	1,000	1,000	0	1,000	1,000	0
德島	5,800	5,800	0	5,800	5,800	0
香川	1,000	1,000	0	1,000	1,000	0
愛媛	3,150	3,150	0	3,150	3,150	0
高知	1,190	1,190	0	1,190	1,190	0
福岡	7,670	7,670	0	7,670	7,670	0
佐賀	5,720	5,720	0	5,720	5,720	0
熊本	4,480	4,480	0	4,480	4,480	0
大分	1,950	1,950	0	1,950	1,950	0
宮崎	2,090	2,090	0	2,090	2,090	0
鹿児島	3,560	3,560	0	3,560	3,560	0
鹿兒	1,100	1,100	0	1,100	1,100	0
沖繩	8,300	8,300	0	8,300	8,300	0
計	1,115	1,115	0	1,115	1,115	0

第三編 一般軍人援護

種別	金額	使用・済額	残額
官吏離出金	二、七四五、三九二・七七	一、八六四、七六三・四九	八八〇、六二九・二八

政府寄託ノ軍人援護事業寄附金ニ關スル調

(昭和十四年十一月二十八日現在)

今次事變勃發するや軍人援護に關する國民の熱誠は日を追うて昂まり、各方面よりの陸、海、厚生各省に對する寄附金品と爲つて現はれ、其の内厚生省に寄託せられた寄附金總額は、昭和十四年十一月二十八日現在にて六百二十五萬七千五百九十七圓四十五錢の巨額に達したのであるが、政府は寄託者の意思に副ふべく、別紙内譯の通各種軍人援護事業費に充當支出した。

第二節 軍人援護事業寄附金

種別	金額	使用・済額	残額
佐賀	1,571,100	1,328,810	242,290
長崎	1,001,000	1,001,000	0
熊本	1,101,000	1,101,000	0
大分	1,000,000	1,000,000	0
宮崎	1,000,000	1,000,000	0
鹿兒島	1,010,000	1,010,000	0
沖繩	1,010,000	1,010,000	0
計	7,574,100	6,758,810	815,290

種別	金額	使用・済額	残額
靜岡	2,101,000	1,310,000	791,000
愛知	1,101,000	1,101,000	0
三重	1,101,000	1,101,000	0
滋賀	1,101,000	1,101,000	0
京都	1,101,000	1,101,000	0
大阪	1,101,000	1,101,000	0
兵庫	1,101,000	1,101,000	0
奈良	1,101,000	1,101,000	0
和歌山	1,101,000	1,101,000	0
鳥取	1,101,000	1,101,000	0
島根	1,101,000	1,101,000	0
岡山	1,101,000	1,101,000	0
広島	1,101,000	1,101,000	0
山口	1,101,000	1,101,000	0
徳島	1,101,000	1,101,000	0
香川	1,101,000	1,101,000	0
愛媛	1,101,000	1,101,000	0
高松	1,101,000	1,101,000	0
福岡	1,101,000	1,101,000	0
計	17,574,100	13,288,810	4,285,290

一般篤志家寄附金	三、五一二、二〇四・六八	二、〇九五、二四九・一八	一、四一六、九五五・五〇
計	六、二五七、五九七・四五	三、九六〇、〇一二・六七	二、二九七、五八四・七八

八八

備考

官吏疎出金ハ次官會議ノ委任ニ依リ其ノ慰問方ニ付内閣書記官長及外務陸海軍各次官協議ノ結果出征軍人軍屬並ニ在支警察官ノ遺族及家族ノ慰問ニ充ツルコトニ決定

支出濟額内譯

内	譯	金	額	附	記
一官 吏 疎 出 金		一、八六四、七六三・四九			
(一) 在支陸海軍人等ノ遺族家族慰問		一七八、一八六・一三	昭和十二年十二月十三日各廳府縣へ配付		
(二) 在支警察官ノ遺族家族慰問		一〇、〇〇〇・〇〇	昭和十二年十二月十三日外務省ヲ通シ外地へ配付		
(三) 戦歿軍人並ニ殉職在支警察官ノ遺族及出征軍人ノ家族等慰問		一、六七六、五七七・三六	昭和十三年九月十九日各廳府縣へ及拓務省、對滿事務局ヲ通シ外地へ配付		
一 一般 特 志 家 寄 附 金		二、〇九五、二四九・一八			
(一) 軍事 授 護 事 業 資 金		三〇〇、〇〇〇・〇〇	昭和十二年八月十七日各廳府縣へ配付		
(二) 在支陸海軍人等ノ遺族家族慰問		一一一、八一三・八七	昭和十二年十二月十三日各廳府縣へ配付		
(三) 召集解除者又ハ除隊下士官兵ニ對スル生業授護資金		一七、八四二・五二	昭和十三年三月九日各廳府縣へ配付		
(四) 出征又ハ應召軍人遺族家族ニ對スル水害見舞金		一〇〇、〇〇〇・〇〇	昭和十三年七月二十九日兵庫縣外八府縣へ配付		
(五) 大日本傷痍軍人會設立資金		六〇、〇〇〇・〇〇	昭和十三年九月八日交付		
(六) 戦歿軍人ノ慰靈祭執行費		七九、八八一・七一	昭和十三年九月十二日各廳府縣へ配付		

(七) 出征軍人母ノ會開催助成	三、四〇〇・〇〇	昭和十四年三月十三日東京府中等學校輔導協會へ交付
(八) 銃後遺族家族家庭強化運動ニ對スル助成	六、〇〇〇・〇〇	昭和十四年四月二十日大日本聯合女子青年團へ交付
(九) 同	一、三〇〇・〇〇	昭和十四年四月二十日中央教化團體聯合會へ交付
(一〇) 失明傷痍軍人寮ビアノ購入費	一、〇〇〇・〇〇	昭和十四年四月二十二日支拂
(一一) 遺族精神強化資料冊子等印刷配付	一九、八八九・六八	昭和十四年四月二十六日、五月四日、六月八日各府縣へ配付
(一二) 出征又ハ應召軍人ノ遺族家族ニ對スル震災見舞金	七、〇〇〇・〇〇	昭和十四年五月九日秋田縣へ送金
(一三) 銃後遺族家族家庭強化運動ニ對スル助成	七、〇〇〇・〇〇	昭和十四年六月八日日本方面委員聯盟へ交付
(一四) 傷兵保護施設附屬養護安設備ニ對スル助成	九二六、六七〇・〇〇	昭和十四年七月十九日 財團軍人授護會へ交付
(一五) 戦歿軍人ノ慰靈祭執行助成	一五〇、〇〇〇・〇〇	昭和十四年八月二十八日 財團軍人授護會へ交付
(一六) 出征又ハ應召軍人遺族家族傷痍軍人及其ノ遺族家族ニ對スル風水害見舞金	一〇、〇〇〇・〇〇	昭和十四年九月十三日鹿兒島縣へ交付
(一七) 軍人遺族家族ニ對スル早害見舞金	二五〇、〇〇〇・〇〇	昭和十四年十月四日廣島縣外十五府縣へ配付
(一八) 失明傷痍軍人寮慰安及運動施設敷地擴張費	三六、二五四・四〇	昭和十四年十一月四日支拂
(一九) 銃後奉公會章圖案作成ニ對スル謝礼金	二五〇・〇〇	昭和十四年十一月十八日支出

第三節 軍人遺族、家族に對する勞力援助の勸奨

名譽ある戦歿軍人及出征軍人の遺族、家族に對する隣人の温い勞力奉仕が、國民赤心の現れとして銃後援中最も尊く且美しいものであることは言ふ迄もないが、其の必要性も亦都市農村を通じて極めて大である。殊に事變が長引くに於ては勞力援助は益々其の必要性を加へるのであつて、銃後の援護としては勿論、一面に於ては軍需工業に對する勞力の充實、又他面に於ては銃後産業の維持等の諸問題と關聯して慎重に考慮されなければならない問題であるが、政府は

其の重要性に鑑み、事變勃發直後の昭和十二年八月四日の社會局長官依命通牒を以て、「關係家族遺族ノ後援ニ付テハ此ノ際特ニ隣保相扶ノ精神ヲ發揮スベキ義ト存ゼラルルヲ以テ近隣者ハ勿論在郷軍人會、男女青年團、婦人會等各種民間團體員ヲシテ最寄ノ關係家族遺族ニ對シ常時慰問ニ努メシムルト共ニ特ニ必要ニ應ジ家事農事其ノ他ニ關スル勞力援助ヲ行ハシムルコト」と指示して勞力援助を勸奨する所があつたが、之に應じて各道府縣に於ては、或は軍人援護事業助成費の活用により或は又關係各種團體等に對する鞭撻に依り、極力勞力援助の徹底を圖ることゝ爲つた。

尙農林省に於ても軍人の應召、馬匹の徵發等に因り勞力の不足を來し、農林漁業上幾多の困難が豫想されるが爲、農山漁村の隣保相扶の精神を昂揚し、勤勞報國の至誠を基調とする勤勞奉仕運動を更に一層強化することゝし、全國各町村に勤勞奉仕班の編成を促し、其の活動に依り銃後農山漁村の勞力補給の萬全を期した。更に商工省に於ても應召中小商工業者の營業援護施設として産業奉仕委員制度を設置し、中小商工業者戰歿軍人及出征軍人の遺族、家族に對し營業資金の融通、仕入販賣等の斡旋及指導、店員の雇入、職業勞務の斡旋等を行はしめることゝ爲つたのであつて、今次事變下勞力援助は各關係省の施設、努力の下に極めて圓滑に行はれつゝある狀況である。

#### 第四節 優 遇

##### 一 租税の減免

- (一) 軍人從軍中の俸給及手當並に扶助料及傷痍疾病者の恩給又は退隱料には、所得税を課せられない(所得税法第十八條)、又戸數割納稅義務者の資力算定標準たる所得額に算入しない(地方税に關する法律施行規則第二十五條)。
- (二) 支那事變の爲從軍した軍人及軍屬に對する第三種所得稅、地租及收益稅の減免及徵收猶豫(昭和十二年法律第九十四號)。

##### (三) 出征軍人家族に對する地方税等減免及其の滞納處分の緩和。

内務省に於ては、今次事變の出征軍人の家族にして生活困難なる者に對しては、各地方團體をして必要に應じ成るべく戸數割、營業稅等の地方稅並に公營の電氣水道事業の使用料の減免を行はしめると共に、其の滞納處分の執行に付ても滞納に至りたる原因並に生活狀況等を調査の上事情已むを得ずと認められる者に付ては、成るべく強制徵收等の方法を避けしむべき方針を指示したのである(昭和十二年八月四日地發乙第三三三號、同、年八月十一日發地第百三號、各地方長官宛内務省地方局長通牒)。

##### 二 授業料の減免

- (一) 戰爭又は戰爭に準すべき事變に際し公務に依り從軍したる者にして、公務の爲死亡したる者及一箇月以上生死分明ならざる者並に傷痍を受け又は疾病に罹り恩給法に依る恩給等を給せられ又は給せらるべき者と同一戸籍内に在る子及弟妹に付ては、管理者は市町村立小學校の授業料を免除することゝ爲つて居る。尙特に下士官以下の軍人に付ては、戰時平時に拘らず右と同様の取扱が爲されて居る(小學校令施行規則第一八〇條ノ二第一項)。戰爭又は戰爭に準すべき事變に際し公務に依り從軍したる者の同一戸籍内に在る子及弟妹に付ては、授業料の全部又は一部を免除することを得るのである(同條第二項)。
- (二) 市町村立以外の小學校並に各私立中學校に於ても、右に準じ授業料は勿論入學考査料、入學金を免除又は減額せしめることゝして居る(昭和八年五月二十五日發普第六六號各地方長官、官公私立高等學校長(七年制高等學校に限る)男女高等師範學校長宛文部次官通牒)。
- (三) 今次事變に際し文部省より各地方長官に通牒を發し、其の管下學校、社會教育團體及體育運動團體等をして左の事項等に付、地方の實情に應じ適當に措置せしめることゝした(昭和十二年七月三十一日、發普第一〇四號)。

(1) 派遣應召軍人の子弟に付ては市町村立小學校に在りては、小學校令施行規則第八十條ノ二第二項に依り授業料の全部を免除し、公私立中學校、青年學校及私立小學校に在りては、昭和八年五月二十五日發普第六六號文部次官通牒の趣旨に依り授業料、入學考査料等の減免を爲すこと。

(2) 派遣應召軍人の子弟に付ては、學齡兒童就學獎勵規程に依る學用品其の他の給與及學校給食に關し特に考慮を拂ふこと。

(3) 教職員互助會、育英會等に於ては、其の事業の施行に當り、派遣應召軍人の子弟又は遺家族に對し特に考慮を拂ふこと。

三 ラヂオ聴取料及許可料の免除

今次事變關係應召及出征軍人、軍屬の家族及遺族にして軍事扶助法に依り扶助を受くる者又は同法に該當せざるもラヂオ聴取料の支拂困難なる者に對しては、今次事變中に限り市町村長等の證明に依りラヂオ聴取料及許可料が免除せられることと爲つて居る(昭和十二年八月六日逓信省告示第二二八〇號)。(昭和六四年四月一日逓信省告示第八九四號)。

四 政府米拂下

今次事變の出征者、應召者の家族、遺族にして政府米の拂下を希望する者に對しては、事情の許す限り優先的に之が拂下を實行し、又其の鐵道貨物運賃に付ても五割引の優遇取扱を爲して居る。

【北支事變出征者應召者ノ家族ニ對スル政府米拂下ノ件(昭和十二年八月十三日十二米第一、六九六號各地方長官宛農林省米穀局長通牒)及支那事變ニ因ル出征者應召者ノ家族遺族ニ對スル政府米拂下ニ對シ貨物運賃割引ニ關スル件(昭和十二年九月鐵道省告示三一八號同十四年改正)】

五 職業紹介機關の應召關係家族に對する就職斡旋の便宜供與

右に關しては昭和十二年七月二十六日發社第八八號各地方長官宛社會局長官通牒を以て指示した。

六 支那事變應召軍人、軍屬に對する簡易生命保險及郵便年金の保險料又は掛金の拂込豫猶等の便宜供與(昭和十二年八月二十七日逓信省令第六十二號郵便年金支那事變特別取扱規則)

信省令第六十一號簡易生命保險支那事變特別取扱規則及昭和十二年八月二十七日逓信省令第六十二號郵便年金支那事變特別取扱規則

右の外傷痍軍人又は遺族のみに對する優遇に付ては、夫々の箇所に於て述べることにする。

尙以上の如く各方面に於て各種の減免が行はれて居るのであるが、縱令斯くの如き減免が行はれても、軍事扶助法に依る扶助を受けるが如き場合、被扶助者の生活費算定に當つて之を控除するものとすれば、遺族、家族の優遇又は隣保相扶の精神作興の點から見ても適當でない爲、曩にも述べた如く昭和十二年九月四日の社會局社會部長通牒を以て、家賃、租税、水道瓦斯及電燈使用料等の減免は、總て軍事扶助法に依る扶助額算定の場合に生活費中より之を控除せざるも差支なき取扱を爲すことと爲つた。

七 應召者の職業保障其の他

昭和十二年七月二十八日社會局長官通牒を以て、「今次事變ニ關シ應召シタル各種事業ノ被備者ニ付テハ雇傭主ヲシテ入營者職業保障法ノ勵行活用ヲ圖ラシムルハ勿論出來得ル限り優遇ノ方途ヲ講ゼシメ云々」と指示したのであるが、政府及道府縣其の他公共團體に於ては、右の趣旨に基き應召者は成るべく之を現職の儘として取扱ひ、給與も従前の收入を保障する方針を採ると共に、民間の會社、工場、團體等に對しても成るべく此の政府の方針に倣はしめ、應召者をして後顧の憂なく軍務に服せしめる措置を執る様勵奨した結果、廣く民間に於ける會社、工場、團體等も深き理解を以て政府の方針に協力し、事情の許す限り應召者の地位と給與の保障に努めることと爲つた。

然しながら事變が長期に亘るに従ひ一部中小會社、工場等に在つては、斯くの如き應召者處遇の維持に相當困難を來す者も生ずると共に、一面農林漁業者や商工業者其の他の自營業者等の如きは、何等斯かる恩典を受けることを得ず、爲に俸給生活者等に比し處遇上不均衡あるを免れないのであるが、斯くの如き者に對しては軍事扶助法や軍人援護事業助成費等の適正なる運用に依り、極力其の間の不均衡を是正すると共に、關係家族の生活の安定を圖りつゝある。

## 第四編 歸郷軍人の援護

## 第四編 歸郷軍人の援護

### 第一章 概 説

抑々我國兵制の本義は國民皆兵であつて、苟も日本臣民にして男子たる限り一旦命を受くれば、一身一家を顧みず専心護國の重任に當るべきものであることは言ふ迄もない所であるが、又一面所謂「良兵良農」も我國古來の傳統的美風であつて、軍務に服した爲萬一其の生業を失ふが如きことがありとすれば、國民至高の義務を盡す軍人を遇する所以でないと共に、延ては國民の思想上に及ぼす影響も亦大に憂慮すべきものがある。

斯かる點に鑑み、政府は兵役義務者の職業を保障し、其の失業を防止すると共に、國民の兵役義務に對する尊重の念を助長すべく、昭和六年四月法律第五十七號を以て入營者職業保障法を制定公布したのであるが、同年十一月一日之が實施以來其の趣旨は漸次普及せられ、著々其の効果を收め、今次事變に至つたのである。

而して今次事變勃發するや政府は昭和十二年七月二十八日、「今次事變ニ關シ應召シタル各種事業ノ被傭者ニ付テハ傭傭主ヲシテ入營者職業保障法ノ勵行活用ヲ圖ラシムルハ勿論云々」なる通牒を發して本法の適正なる運用を期すると共に、事變の擴大長期化に伴ひ更に整備強化の必要を認め、昭和十三年四月法律第六十二號を以て之が改正を行ひ、昭和十三年四月一日より此の改正法律を施行して、愈々入營者の職業保障に萬遺憾なきを期したのである。

更に政府は之と同時に右の通牒を以て「出來得ル限り優遇ノ方途ヲ講ゼシメ云々」と指示したのであるが、政府始め道府縣其の他公共團體等に於ては、率先應召者は成るべく之を現職の儘取扱ひ、其の原職復歸を確實ならしめる措置を



講じ、民間の會社、工場、團體等に於ても亦出來得る限り右の方針に従つたことは曩に述べた通である。

斯くの如く、政府は種々の方法に依て今次事變に關して軍務に服する軍人の職業確保に努めつゝあるのであるが、農山漁家、商工業者等の自營業者等に對して、更に別個の對策を講ずる必要があるに鑑み、政府は召集解除者生業援護事業を樹立實施することゝ爲つた。

以下歸郷軍人の援護に付召集解除者生業援護事業を中心として述べることにする。

## 第二章 召集解除者生業援護事業

國民至高の義務たる軍務に服し、無事任務を果して歸郷する軍人の生業復歸を確保することの重要なことは、前記の通である。

今次事變に於ては多數の出征軍人を出すと同時に、事變の漸く長期に亘るに従ひ軍の一部交替等に因り歸郷する軍人の數も尠くなく、從て之等歸郷軍人をして一日も早く生業に復歸せしめ、家族の生活を安定せしめるの要も亦特に大なるものがあるに至つた。仍て政府に於ては、今次事變に當り召集解除又は除隊と爲り歸郷する軍人をして歸郷後直に生業に復歸せしめる爲、昭和十三年二月二十八日各地方長官宛厚生次官通牒「召集解除者ノ援護ニ關スル件」を發し道府縣をして之等軍人の生業復歸の援護を爲さしめることゝ爲つた。而して之が經費としては、取敢へず政府保管の軍事扶助事業資金（後に軍人援護事業資金と改稱）中より一萬七千八百四十二圓餘を助成して之に充當せしめたのであるが、其の後事變の進展に伴ひ愈々本事業の重要性を加へ來つた爲、昭和十三、十四兩年度に於ては夫々七百萬圓の國庫豫算を計上して之を道府縣に助成することゝした。

以下本事業の内容を數次の通牒の要旨に従つて記すことにする。

### 一 事業主體

本事業は一面歸郷軍人に對する政府の銃後對策たる性質を有するものであるが、本來は軍人に對する隣保相扶に依る銃後援たるが爲、道府縣をして之が實施主體たらしめ、政府は之に對して助成するの原則を採ることゝしたのである。

### 二 援護を受け得る者

本事業に依り援護を受け得る者は「今次事變發生の日より別に通知する迄の間に於て、召集解除又は除隊と爲りたる下士官兵にして、其の召集解除又は除隊後直に生業に復歸する爲援護を要する者」と爲つて居る。

即ち本事業の趣旨に鑑み、援護を受け得る者は歸郷軍人中生業復歸困難なる爲眞に援護を要する者に限り、而も其の範圍は各道府縣に於て軍事扶助法及軍人援護事業の實施に當り準據する標準に依り之を定むべきものとして居る。尙本事業に依り援護を受くるに付ては、其の家族が現に軍事扶助法又は軍人援護事業に依り扶助又は援護を受けて居ると否とに拘らないのであつて、右の標準に照し、眞に援護を要する者の總てを包含するを妨げない。

### 三 援護の種類、程度、方法及手續

#### (一) 援護の種類

##### (1) 生業費の給與

農山漁家、商工業者等の自營業者に對しては生業に必要な器具、資材の購入費又は少額の資本を給與し、職工、日雇其の他の勞務者に對しては就職準備の爲必要な資金例へば就職地迄の旅費、書類の作成費又は支度料等を給與する。

##### (2) 生活費の補給

歸郷軍人が歸還して各自の生業に復歸し、一家の生活を維持し得るに至る迄には、尙相當の準備期間を要するのを通常とする。従て其の準備期間内に於て生活に困難する様な事情ある場合に於ては、軍事扶助法に依る生活扶助に準じて本人及家族の生活費を補給する。

### (3) 醫療費の給與

多數の歸郷軍人中には傷痍、疾病の爲醫療を要する者も相當あるが、之等の者の中其の傷病が戦闘、公務に起因し又は服務に關聯したものであり且本人の故意又は重大なる過失に因らず、其の傷病の爲一種以上の兵役免除と爲り或は召集解除となつた者に對しては、夫々軍事扶助法に依る醫療又は軍事保護院(業務局)に於て實施する傷痍軍人保護事業に依る醫療等の途が拓かれて居るが、縦令應召中又は現役中の傷病であつても其れが戦闘若は、公務に起因し又は服務に關聯したものでないが爲前記の醫療を受け得ないか、又は召集解除若は除隊の際健康に異狀がなかつたのであるが、歸郷後傷痍疾病を受け、之が爲生業復歸困難な者に對して、何等かの醫療の途を講ずることは本事業の趣旨目的に鑑み蓋し然るべき所である。尙又本人は健在なるも其の家族の傷痍疾病の爲本人の生業復歸が困難であるが如き場合に於ても亦事情は同様であるが爲、斯くの如き場合に於ては本人をして成るべく速に生業に復歸せしめる爲、本人又は其の家族に對する醫療費を軍事扶助法に準じて給與し得ることとして居る。但し本人に付ては軍に於て適當な措置を講ずるもの、例へばマラリヤ患者の如きは之を除外することとして居る。

尙<sup>恩賜</sup>財團軍人援護會に於ても歸郷軍人に對する援護事業を行ふこととして居るが爲、兩者の對象を左の通區別することとして居る。即ち國庫助成金に依り道府縣に於て行ふ本事業の對象者は「召集解除又ハ除隊後大體三箇月以内ノ者」に限り<sup>恩賜</sup>財團軍人援護會に於て行ふ援護の對象者は「召集解除又は除隊後大體三箇月ヲ經過セル者」と定めて歸郷軍人の

援護に遺漏なきを期しつゝある。

### (4) 生業資金貸付補助

歸郷軍人に對しては生業費を給與すること前記の通であるが、其の給與額が後述の如く少額である爲、主として比較的多額の資金を必要とする中小商工業者等に在つては右の生業費給與の途だけでは、十分な生業復歸の援護を遂行し難い場合も尠くない。仍て、昭和十四年度以降に於ては、之等比較的多額の資金を要する中小商工業者等に對しては、別に相當多額の生業資金を貸付ける途を拓くこととして爲つた。即ち各道府縣に在る<sup>恩賜</sup>財團軍人援護會支部が之等中小商工業者に對して、眞に生業援護の目的を達成し得るものと認め生業資金の貸付を爲す場合に於ては、各道府縣は國庫助成金を以て貸付金額一件當五百圓を限度として其の貸付額の三分の二を補助し得るのである。

- 一 貸付利率は年利三分程度と爲すこと
  - 二 償還期間は据置期間を通じて十箇年以内に於て貸付金額、業態等を考慮して決定すること
  - 三 貸付手續は市町村經由の方法に依ること
  - 四 前各號以外の貸付條件は地方の實情に應じ定むること
- 而して右資金の貸付は前記の生業費の給與と併せ行ふことを得ない建前に爲つて居る。

### (二) 援護の程度

#### (1) 生業費の給與

(イ) 農山漁家、商工業者等自營業者に對するものは

六大都市に在りては 七十圓以内  
 其の他の市に在りては 六十圓以内  
 町村に在りては 五十圓以内

と爲つて居るが、歸郷軍人一人に對する給與額は生業費の給與の外生活費の補給を併せ給與する場合に於ても、其の金額は合せて右の限度を超えることを得ないのであつて、特別の事情ある場合に限り百圓迄は増額することが出来る。

(ロ) 職工、日雇其他勞務者に對するものは就職準備金として 二十圓以内  
 に於て給與される。

(2) 生活費の補給  
 生活費給與の限度額は軍事扶助法に依る生活扶助の限度額に準ずるのであるが、其の給與日数は

(イ) 農山漁家、商工業者等自營業者に對しては概ね二十日以内

に限られるのであるが、軍事扶助法に依る被扶助者は同法第十三條ノ二に依て二十日以内繼續扶助を受け得るが爲之を除くことゝ爲つて居る。

(ロ) 職工、日雇其他勞務者に對しては軍事扶助法に依る被扶助者に對しては同法に依る繼續扶助の期間二十日を通じて五十日以内給與し得る。然し右の期間は特別の場合に於ては三箇月間迄延長し得ることゝ爲つて居る。

(3) 醫療費の給與  
 軍事扶助法に依る醫療に準じ、且除隊又は召集解除後三箇月以内に限られること前記の通である。

(4) 生業資金の貸付補助

生業資金の貸付は一件當五百圓を限度とし其の三分の二を補助すること及各支部の貸付條件として據らしむる標準は前記の通であるが、茲には各支部に於ける貸付條件を記すこととする。

(イ) 貸付を行ふ支部

大阪府、沖繩縣の兩支部を除く各支部

(ロ) 貸付金額の限度

鹿児島縣支部 一件 三百圓

其の他の支部 一件 五百圓

(ハ) 償還期間

十箇年(据置期間ヲ含ム) 三二道府縣

九箇年(同) 一府

六箇年(同) 七府縣

五箇年半(同) 一縣

五箇年(同) 四縣

(ニ) 貸付利率

各支部共年三分

(ホ) 其の他の條件

東京府支部を除くの外は原則として保證人及擔保を要しない。

(三) 援護の方法

本事業の目的及生業復歸の容易且確實な點に鑑み、援護は原則として應召又は入營前の生業（原職）に復歸せしめる方針の下に之を行ひ、本人又は周圍の事情に因り已むを得ない場合に限り他の新たな生業を選択せしめることゝ爲つて居る。

(四) 援護の手續

援護の手續は軍事扶助法に依る扶助に準ずるものであつて、市町村長をして補助機關たらしめ、特に實情調査を基礎として地方長官が實施するのであるが、勞務者に對する就職準備金のみは事の性質上、職業紹介所を通じて給與されることもある。而して右の實情調査は本事業が眞に援護を要する者のみに對し行はるべきものであつて、漫然歸郷軍人たる以上總ての者に對して行ふ性質のものでない點に鑑み、特に重要視されなければならないものであり、之が爲各道府縣には特に實情調査費が配付されて居る。

四 援護實施上の注意

本事業の實施に當ては、本事業が本來隣保相扶に基く銃後援護と共歸郷軍人に對する政府の銃後對策（復員對策）たるものであつて、専ら歸郷下士官兵の生業援護を目的とするものであるが爲、苟も出征に對する手當又は報酬の如き觀念を挟む餘地なからしめ、以て國民の兵役義務に對する崇高なる觀念を傷つけることなき様留意せしめて居る。

五 事業實施狀況

本事業の實施以來の成績は左表の通であつて豫算に比し実績が非常に尠いのであるが、之は本事業が一に戦局の進展如何に懸り、爲に從來除隊又は召集解除者の數が少なかつたことの當然の結果であつて、決して援護に漏るゝ者があつ

た爲又は本事業の趣旨が不徹底であつた爲ではない。

昭和十二年度召集解除者生業援護事業成績

一 事業費	金	額	備考
授 護 費	一四、一八三・四八	円	内譯別表ノ通
調 査 費	一、一八一・一六		
計	一五、三六四・六四		

二 援護費内譯

生 業 費 生 活 費 醫 療 費 計	自 營 業 者		勞 務 者		計	
	戸 數	金 額	戸 數	金 額	戸 數	金 額
給 與	一五	六、三四・三三	七九	二、八七・六七	二四四	九、三六・九〇
補 給	三	二、四三・〇〇	六	二、四三・九六	二一八	四、九四・九六
給 與	三三	八、八二・六三	一三五	五、三七・一五	三六三	一四、一八・三〇
計	五一	一五、三六・九二	九〇	五、七四・五八	一四一	二一、一一・五〇

昭和十三年度召集解除者生業援護事業成績

一 事業費

第四編 歸郷軍人の援護

授 費	金	額	備	考
調 査 費	九六八、〇五二・一二	内課別表ノ通		
計	一、〇一一、八五五・〇三三			

二 授護費内譯

生 業 費 ノ 給 與	生 活 費 ノ 給 與	醫 療 費 ノ 給 與	自 營 業 者		勞 務 者		計
			戸 數	金 額	戸 數	金 額	
一三、二六七	七五七	一、〇〇八・九三	六、〇一〇・八四	三、四一九	七九、六四〇・二九	一六、六八六	七三九、六五七・一三
(一八六)	(一八六)	一、〇〇八・九三	二、〇〇八・九三	四、八八二	一七、九六三・三七	(一〇七五)	一九五、九七二・二九
(一八六)	(一八六)	一、〇〇八・九三	一、〇〇八・九三	三、七三三	一五、七〇二・三三	(一五五)	三三、四六五・七〇
(一八六)	(一八六)	一、〇〇八・九三	一、〇〇八・九三	一、〇〇八・九三	三、三三三・三三	(一三三〇)	九六八、〇五二・一三
計			七、〇一〇・八四	八、一七四	二、三三、一〇五・九九		

三 授護費單價  
備考 戸數欄ニ於ケル括弧内ノ數字ハ他ノ授護ト併給セルモノナリ

自 營 業 者	勞 務 者	授 護 費		計
		生 業 費	生 活 費	
一 人 當 授 護 費	一 人 當 授 護 費	四、八七四	三、六九九	八、五七三
三、六九九	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
計	計	計	計	計

第三章 其の他

軍務に服した者が除隊又は召集解除と爲つた場合に其の服役前の職業、地位を保障すべき制度として、昭和六年入營者職業保障法が制定せられたことは前記の通である。而も政府は今次事變發生するや昭和十二年七月發社第八八號各地方長官宛社會局長官通牒を以て「今次事變ニ關シ應召シタル各種事業ノ被傭者ニ付テハ雇傭主ヲシテ入營者職業保障法ノ勵行活用ヲ圖ラシムルハ勿論云々」と指示して、本法の適正圓滑なる運用に依り歸郷軍人の職業確保に努めたのであるが、本法從來の規定を以てしては事變下其の目的達成上遺憾の點もあつた爲、第七十三回帝國議會の協贊を経て、三所要の點に付改正を行ひ、右改正法律は昭和十三年四月一日より施行した。

- 今、此の改正法律に依る入營（應召を含む）者職業保障の要點を摘記すれば左の通である。
- 一 就職を求める場合入營又は應召の故を以て不利益な取扱を受けることがない
  - 二 常時三十人以上を使用する雇傭主の下に働いて居つた場合、入營又は應召に依つて解雇されることがあつても、除隊又は召集解除後三箇月以内に元の雇傭主は再び其の者を雇入れなければならぬ
  - 三 右の再雇傭の場合に於ける給料や地位は少くとも應召前の給料や地位と同等又は其れ以上でなければならぬ
  - 四 入營又は應召前に雇傭關係のなかつた者が除隊又は召集解除後三箇月以内に新に就職せんとする場合は、職業紹介所の紹介に依り優先的に雇傭されることが出来る
- 斯くの如く今次事變に於ては入營者職業保障法の整備擴充に依り極力歸郷軍人の職業保障に遺憾なからしめたのであるが、職業行政の主管部局たる厚生省職業部に於ては、本法の適正なる運営を圖り且本法適用範圍外に在る歸郷軍人の

職業をも併せ確保すべく、道府縣廳及國營職業紹介所約四百箇所を指揮督勵して、廣く歸郷軍人一般の就職斡旋に努めつゝある。而して之が圓滑に行はれるが爲には、先づ第一に除隊者又は召集解除者に對して本人將來の職業問題に關し十分の注意を喚起するの要あるを認め、軍部各部隊と連絡を執つて除隊又は召集解除前、在隊期間中に大要左の諸點を認識徹底せしめることに努めて居る。

- 一 原職復歸即ち入營又は應召前の業務に復することを本則とすること
- 二 入營前雇傭關係に在つた者は入營者職業保障法の適用の有無に拘らず退營前に元の雇傭主に對し歸郷後の就職に付通知又は依頼を爲すこと
- 三 入營前雇傭關係に在つた者は退營後速に元の雇傭主に面會し又は已むを得ない場合は書面を以て再雇傭若は復職を確定し、約束したことは之を嚴守すること
- 四 應召前の業務に復歸することが出來ず事情已むを得ず新に就職しなければならぬ者は其の就職先や給料等に付自己の經歷等に鑑み相當以上の希望を起さないこと

而して就職希望者は在隊中其の所屬部隊の就職斡旋委員に其の旨申出で、右委員から道府縣に連絡し、道府縣は職業紹介所と協力の下に軍部隊に出向、就職希望軍人に面接し個々に職業相談を行ひ、之に基いて本人の希望が達成せられる様凡らゆる努力を拂つて居るのであるが、歸郷後の就職希望者に對しては、職業紹介所及其の補助機關たる市町村長及職業紹介所聯絡委員が全国的に其の就職斡旋に努めつゝある。

## 第五編 傷痍軍人の援護

## 第五編 傷痍軍人の援護

### 第一章 總 說

今次の事變に因り傷痍を受け又は疾病に罹つた將兵は相當數に上つて居る。之等勇士と従前よりの傷痍軍人とを併せ之が援護の周到及萬全を期することは、洵に緊要な要務と謂はなければならぬ。

惟ふに名譽の戦傷を負ひ或は不幸病魔に冒された之等傷痍軍人に對しては、國家及國民を擧げて一意尊敬感謝の至情を捧げると同時に、之等勇士が速に其の身體的及精神的な障碍の除去恢復に努め、再び國防の第一線に立ち又は銃後に在つて奉公の誠を效し得る様最善の手段を講じなければならぬ。今や事變の推移に伴ひ傷痍軍人援護の事業は洵に其の重要性を加へつゝある。

元來傷痍軍人保護の事業は極めて重要な事項に屬して居るのみならず、其の内容が亦極めて複雑多岐に亘り且幾多困難な事項を包含して居ることは言ふ迄もない。即ち傷痍の種類程度、家庭の狀況等は各人各様であつて、夫々適應した措置を個別的に必要とするのみならず、而も之が敏速懇切且的確を期することが肝要である。

要は唯、傷痍軍人自身の矜持を高くし志操を鞏くし、其の社會的名譽を永く保持する様、周到な注意と最善の方途に依り専ら其の精神の鍊磨陶冶に努め、以て其の獨立獨行の念を一層旺盛、熾烈ならしめる様之が指導教化に努めると共に、一面傷痍軍人に對する一般國民の尊敬感謝の念を高め永く之を持続せしめることに力め、而も其の傷痍又は疾病に對しては諸種の手段に依り、療養の効果を最高限度に發揚して、再び戦線又は郷土に在つて勇躍活動し得る様之が職業

の指導就職の斡旋及職業の再教育を爲す等、有效適切な方策を樹立實施するにある。斯くして初めて之等傷痍軍人をして眞に再起の熱意を有し一意奉公の精神に燃えしめることを得るのである。而して之等事業の實施に當つては傷痍軍人に對し國家及國民を擧げて只管尊敬感謝の赤誠至情を表はし、之等勇士が郷土に在るも仍克く國民としての本分を盡し國家社會に寄與するに遺憾なからしめる様、各般の措置を講ずることが緊要である。即ち傷痍軍人援護の圓滿な遂行は眞に國家及國民が一體と爲り、相互協力萬腔の熱意と不斷の努力とを以て終始變らざる協力支援を與へることを基調とする。

之を要するに傷痍軍人の援護は、本來の性質に鑑み、既往に於ける斯種事業と全然異り、新なる指導精神、新なる根據に依る一切の建設的計畫の下に樹立實施されなければならないことと言ふ迄もない。而して聖戰の功勞者としての傷痍軍人に對する國家及國民の深き尊敬感謝の精神を以て之が援護の根柢としなければならぬ。而も一面傷痍軍人をして徒に其の國家の恩遇に忤れることなく、深く自ら戒慎奮起し以て君國に報ゆるの志操を一層鞏固ならしめる様、慎重な留意と最善の努力を拂ふことを必要とする。

而して傷痍軍人援護の實施に付、政府に於ては事變發生以來或は傷痍軍人保護對策審議會を設置し或は傷兵保護院(後の軍事保護院)を創設し敍上の方針に依り最善の努力を傾注し來つたのであるが、目下何れも概ね圓滑な運営を見つゝある。今其の事業を大別すれば、(一) 教養教化、(二) 醫療保護、(三) 職業保護、(四) 優遇其の他である。以下項を分つて説明することとする。

## 第二章 醫療保護

### 第一節 概 說

今次事變勃發以來傷痍軍人の醫療保護は、既往に於ける戰役事變等の經驗に徴し、最も重要且緊急を要する問題である。而して之が萬全を期するが爲には、從來の方途を改善すると同時に新なる方策を考究して速に適切なる施設を實施せざるべからずとする方針の下に、政府は先づ陸海軍の關係官其他十一人の専門家を依囑し、昭和十二年十二月八日より五回に亘り夫々専門的見地より調査研究を遂げた結果、醫療保護對策として考究すべき事項を左の通決定した。

- 一 全國に約十六箇所の温泉保養所を設置し必要なる醫療設備を爲すこと、其他必要ある場合は温泉旅館の借上を爲して利用すること
  - 二 精神障害者を收容する爲必要な(恐らく一箇所位)精神保養所を設置すると共に一般の精神病院を利用する等の措置を講ずること
  - 三 結核胸膜炎に罹りたる者を收容する爲の療養所を必要數設くること
  - 四 以上の外必要に依り一定の施設に付醫療を受け得る方途を講ずること
- 以上の事項に付ては其の後も引續き調査研究されたのであるが、昭和十三年一月傷痍軍人保護對策審議會よりも同様な答申があり、且政府に於ても事變勃發後既に半歳餘を経過し相當多數の傷病將兵を出だし、之が保護對策の樹立實施は緊急を要する實情にあつた爲、取敢へず、昭和十三年三月より公私の保護施設へ委託して收容保護の方途を講ずることとし、之が所要經費豫算八三、七〇〇圓(昭和十二年度歳出臨時部傷痍軍人保護應急施設費一四〇、一三三圓の内)を昭和十二年度追加豫算として帝國議會に提出した。之と同時に恒久的組織的對策として差當昭和十三年度に於て主として結核性疾患者を收容保護する傷痍軍人療養所二十五箇所(建設費豫算一箇所七五萬圓、總額一、八七五萬圓)温泉療養を要する者を收容保護する傷痍軍人温泉療養所十箇所(建設費一箇所二五萬圓、總額二五〇萬圓)及精神障害者を收容



容保護する傷痍軍人精神療養所一箇所（建設費豫算二五萬圓）を建設することとし、昭和十三年十月より事業を開始する計畫を樹てた（之が經營費昭和十三年度六箇月分豫算四、四四一、二五一圓）。而して之等施設の建設に至る迄の間は勿論、施設建設後に於ても諸種の事情に依り療養所へ入所すること能はざる者も生ずる爲、之等の者を官公私立の療養所、病院、温泉旅館等に委託する委託療養制度（昭和十三年度豫算四〇〇萬圓）及居室に於て居住地附近の醫院、病院等に就き醫療を受けしめる居室醫療制度（當時隨所醫療と稱した昭和十三年度豫算三萬圓）を實施することとし、昭和十三年三月所要の經費豫算を昭和十三年度追加豫算として帝國議會に提出し之が協賛を経たので、昭和十三年度より愈々之が對策を實施することとした。

### 第二節 傷痍軍人療養所

#### 一 概 説

結核性疾患（胸膜炎を含む）の爲除役又は召集解除される者に對し醫療保護の萬全を期することは、傷痍軍人の保護對策上極めて緊要な事なるのみならず國民保健の見地よりするも洵に重要な事項である。仍て之等の者に對する收容施設を急速に實現すること爲り、昭和十三年度に於て二十五箇所（一箇所收容定員平均五百人）の傷痍軍人療養所を新設することとした。而して其の分布に關しては、患者が治癒恢復後社會人として活動するが爲には、其の地方の氣候風土に慣れて居ることが肝要であり、隨て各々其の地方に於て療養せしめることを適當とするに因り、各地に療養所を建設することとし、先づ設置すべき道府縣を決定し、當該地方長官に候補地の推薦を依頼し本院より係官を派遣し、實地に付調査を遂げ其の敷地を決定した。而して敷地決定後直に建設工事に着手し、而も之が建設工事の執行に付ては、當該地方長官に委託したのであるが（第六章参照）、各地方に於ては本施設の性質に鑑み銳意其の進捗に努め、急速に

之が竣功を見るに至り昭和十三年十二月千葉、愛知、岡山及福岡の各療養所の事業開始に引續き他の療養所も逐次開所した。現在青森療養所を除くの外全療養所の開所を見て居るのであるが、今其の名稱、位置、入所區域及事業開始時期を示すと左の通である。

傷痍軍人療養所一覽

療 養 所 名	所 在 地	入 所 區 域	事 業 開 始
傷痍軍人千葉療養所	千葉縣千葉郡千城村	千葉縣、茨城縣、東京府、埼玉縣	昭和十三年十二月
傷痍軍人愛知療養所	愛知縣知多郡大府町	愛知縣、靜岡縣、長野縣、岐阜縣、三重縣	同
傷痍軍人岡山療養所	岡山縣都窪郡早島町	岡山縣、兵庫縣、島根縣、鳥取縣、廣島縣、香川縣	同
傷痍軍人福岡療養所	福岡縣糟屋郡古賀町	福岡縣、山口縣、大分縣、佐賀縣、熊本縣、長崎縣	同
傷痍軍人石川療養所	石川縣江沼郡藤原村	石川縣、福井縣、富山縣	昭和十四年二月
傷痍軍人廣島療養所	廣島縣賀茂郡西條町	廣島縣、岡山縣、山口縣、愛媛縣	同
傷痍軍人長野療養所	長野縣水上内郡若槻村	長野縣、群馬縣、新潟縣、富山縣、山梨縣	同
傷痍軍人宮城療養所	宮城縣亙理郡山下村	宮城縣、岩手縣、山形縣、福島縣、茨城縣、栃木縣	同
傷痍軍人京都療養所	京都府綴喜郡青谷村	京都府、福井縣、滋賀縣、岐阜縣、三重縣、奈良縣	同
傷痍軍人新潟療養所	新潟縣刈羽郡柏崎町	新潟縣、長野縣、富山縣、福島縣、群馬縣、山形縣	同
傷痍軍人東京療養所	東京府北多摩郡清瀬村	東京府、埼玉縣、群馬縣、栃木縣、千葉縣、茨城縣	同
傷痍軍人大阪療養所	大阪府泉南郡貝塚町	大阪府、京都府、奈良縣、三重縣、和歌山縣、滋賀縣、兵庫縣	同

傷疾軍人兵庫療養所	兵庫縣有馬郡三輪町	兵庫縣、京都府、大阪府、鳥取縣、岡山縣	同	七月
傷疾軍人愛媛療養所	愛媛縣温泉郡北吉井村	愛媛縣、德島縣、香川縣、高知縣、廣島縣	同	七月
傷疾軍人宮崎療養所	宮崎縣宮崎郡赤江町	宮崎縣、大分縣、熊本縣、鹿兒島縣	同	六月
傷疾軍人三重療養所	三重縣河藝郡大里村	三重縣、岐阜縣、愛知縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣	同	五月
傷疾軍人佐賀療養所	佐賀縣三養基郡中原村	佐賀縣、福岡縣、長崎縣、熊本縣	同	六月
傷疾軍人德島療養所	德島縣麻植郡西尾村	德島縣、愛媛縣、香川縣、高知縣、和歌山縣	同	八月
傷疾軍人神奈川療養所	神奈川縣中郡東栗野村	神奈川縣、靜岡縣、東京府、山梨縣	同	九月
傷疾軍人秋田療養所	秋田縣由利郡本莊町	秋田縣、青森縣、山形縣、岩手縣	同	昭和十五年一月
傷疾軍人鹿兒島療養所	鹿兒島縣掛箱郡指宿町	鹿兒島縣、熊本縣、沖繩縣、宮崎縣	昭地十四年十月	
傷疾軍人島根療養所	島根縣八束郡乃木村	島根縣、鳥取縣、山口縣、廣島縣	同	十二月
傷疾軍人青森療養所	青森縣東津輕郡西平内村	青森縣、岩手縣、秋田縣、北海道	(昭和十五年六月ノ豫定)	
傷疾軍人北海道療養所	北海道龜田郡七飯村	北海道、青森縣	昭和十五年三月	
傷疾軍人福井療養所	福井縣三方郡八村	福井縣、石川縣、京都府、滋賀縣、岐阜縣	同	三月
計 二五箇所				

二 規模、構造及設備

本療養所は患者の分布状況其の他諸種の事情を參酌し、千床二箇所、五百床十七箇所、四百床二箇所、三百床四箇所と爲し、其の構造は本館は木造二階建にして他は概ね木造平家建とし、一部の療養所は敷地の都合等に依り療棟を木造二階建とした所もある。而して敷地は收容定員一人に付百坪を目標とし、大體五萬坪内外と爲つて居り、病院としての治療設備を完備すると共に、輕快者の療養設備をも併置して居る。本館には所長室、會議室、事務室其の他必要な設備を爲し、入所者、見舞人等の便利の爲分館が設けられて居る。治療棟には醫局、藥局、診察室、レントゲン室、治療室手術室等を設け、結核治療に關する専門的設備は勿論内科、外科、耳鼻科、眼科、齒科等各科の治療設備を整へて居る。療棟は概ね南面して採光通風に意を用ひ各療棟は約五十人を收容することとし、比較的輕症者を收容する六人乃至八人定員の室を主とし、重症者の爲に特に收容定員の約一割二、三分の個室を設ける外、看護婦室、配膳室、娛樂室、食堂面會室等を設けて居る。次に大氣浴をせしめる爲數個の静臥室を設け又輕快者に外氣療養を徹底せしめる爲、外氣小家庭園、養豚、養鶏、養兔場及作業場の施設をも爲して居る。以上は本館及治療に關する設備の大要であるが、右の外炊事場、洗濯場、消毒場、浴場等療養所經營上必要な諸設備を整へると共に看護婦寄宿舍及職員官舎をも附設して居る。

三 組織

本療養所は所長の下に醫務課及庶務課を置き、所員は夫々右二課に分屬して居るのであるが、所員數は五百床の療養所に於ては大體左の通である。

- 奏任官 所長(醫官)一人、事務官又は理事官(庶務課長とす)一人、醫官四人(内一人醫務課長とす)、調劑官一人、計七人
- 判任官 屬四人、醫官補二人、調劑官補二人、看護婦長一人、計九人
- 嘱託 指導官一人(概ね退役陸海軍佐官)、齒科醫一人、其の他必要なる外科、耳鼻科、眼科等の嘱託員を置く

雇 傭 員 雇五人、看護婦二五人、看護婦助手約四〇人、自動車運轉手、機關手、營繕手、電氣手、水道手、作業手、巡視その他併せて約四〇人計一一〇人内外

而して所長及醫官は、結核治療に關する専門的經驗を有する者を必要とするのであるが、特に文部省の協力に依り帝國大學及醫科大學より適任者の推薦を得て夫々支障なく陣容を整備することを得た。次に看護婦に付ては療養所事業開始後、各療養所に於て養成する方針を執つたのであるが、差當必要な人員に付ては療養所所在地の道府縣に依頼し、未経験者を見習看護婦として募集した。之に對しては銃後後援の熱誠に燃ゆる多數の應募者があり、募集豫定人員の數倍に上る狀況であつた爲、之等の者の中より成績優秀なる者を選抜採用し、療養所開所前約三箇月間最寄の日本赤十字社支部病院に依託して、差當必要な學科及技術を習得せしめる目的を以て講習を受けしめた。斯くして必要數の有資格看護婦を採用し不取敢事業を開始した。

看護婦養成所は療養所が事業を開始すると同時に各療養所に之を附設し、見習看護婦として採用した者を更に本養成所に入所せしめ必要な學科を授けると共に療養所の看護業務を實習せしめて居る。而して本養成所の修業年限は二箇年であつて、卒業後一箇年間療養所に勤務することと爲つて居る。尙看護婦規則(大正四年六月二十日)に依り無試験檢定を以て看護婦免許狀を下付されることに所管地方長官より夫々指定を受けて居る。

#### 四 經 費

昭和十三年度經常費豫算は、六箇月分を計上し、一箇所一六四、五二五圓、二十五箇所分四、一一三、二二五圓である。昭和十四年度に於ては、工事遅延の爲事業開始の遷延するものあるが爲一箇所年額二七五、〇〇〇圓のもの十九箇所分五、二二五、〇〇〇圓及一箇所十箇月分二二九、一六六圓のもの六箇所分一、三七四、九九六圓合計六、五九九、九九六圓を

計上した。其の一箇所經費豫算年額の内譯を示すと左の通である。

奏 任 俸 給	一一一、三三〇圓
判 任 俸 給	八、八六五圓
廳 費	六、七六〇圓
各 所 修 繕	七、〇〇〇圓
内 國 旅 費	七、八〇〇圓
雜 給 及 雜 費	五三、二四五圓
患 者 費	一七〇、〇〇〇圓
計	二七五、〇〇〇圓

#### 五 治 療 及 處 遇

治療及療養に關しては、後に七の「傷痍軍人醫療委員會」に於て述べる同委員會の答申に則り實施して居る。即ち大氣安靜療法を治療の根幹とし、その他必要な對症療法を實施すると共に、輕快者に對しては作業療法を實施し、其の體力の恢復を圖り或は珠算、簿記、數學、國語等を教授して退所後の職業に資することとして居る。治療及療養に關しては以上の通であるが、入所者は一般の患者と其の趣を異にし、傷痍軍人としての規律を保持し又修養に努めしめる必要がある爲、常に名譽ある傷痍軍人たるの矜持を保持し、聖諭を服膺し、傷痍軍人五訓を體し、療養心得を守り、眞摯旺盛なる療養精神を以て規律ある療養生活に精進し、以て疾病克服、退所後は結核豫防の先覺者として廣く國民に範を示す様指導して居る。

而して結核性疾患は、概ね長期間に亘り療養を要するを常とするものであつて、此の間適切な衛生講話若は各種の講習又は慰安方法をも講じ、療養生活をして有効ならしめて居る。慰安施設としては、ラヂオ、蓄音器、圖書、雜誌、新聞等を備附け、或は地方學童等より寄贈の書畫、手藝品、盆栽、遊戯具等を配備し又は時々慰安演藝會、映畫會等を催して居る外、日用品、嗜好品の給與等を爲して居るが、之等事項の實施に付ては、恩賜軍人援護會、地方有志の協力支援に依る所大なるものがある。又身上萬般に關する相談に應じ夫々關係各方面と連絡を採り適切な解決を圖つて居る。尙直接療養に要する経費は全部國費を以て支辨せらるるは勿論、入退所旅費、家族見舞旅費の支給及家族近隣住宅料補給の方途も講ぜられて居るが爲、入所者は安んじて療養に専念することが出來、既に再起奉公の實を擧げつつある者も多數ある。

#### 六 入所資格及手續

入所資格及入所手續に付ては、軍事保護院療養所入所規程の定める所である。該規程は當初昭和十三年十二月十六日厚生省告示第六十五號を以て傷兵保護院療養所入所規程として制定、同月五日より施行されたのであるが、昭和十四年七月十五日軍事保護院の設置に伴ひ「軍事保護院療養所入所規程」と改正された。

入所資格を有する者は左に掲げる二種の者である。

(一) 軍人として恩給法の規定に依る公務傷病の爲に退職（一種以上の兵役免除、召集解除等以下同じ）したる者にして、其の退職の原因と爲りたる傷痍疾病又は其の傷痍疾病に基因し結核性疾患（胸膜炎を含む）に罹り、療養を必要とするもの。

(二) 軍人として故意又は自己の重大なる過失に因るに非ずして服務に關聯して結核性疾患（胸膜炎を含む）に罹り之が爲退職し、療養を必要とするもの。

而して前記の軍人とは恩給法に規定する就職中の軍人及準軍人を謂ふのであつて、即ち現役軍人に在りては任官したる者又は入營若は入團したる者、非現役軍人に在りては、召集に依り部隊編入せられたる者又は志願に依り軍人たる勤務に就きたる者にして、準軍人とは陸軍の見習士官及海軍の候補生並に勅令を以て指定する陸軍又は海軍の學生、生徒（陸軍士官學校、陸軍幼年學校、陸軍戸山學校、陸軍工科學校、海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理學校の生徒、陸軍の士官候補生、海軍豫備生徒並に海軍豫備練習生にして軍人に非ざる者）を謂ふのである。

入所手續は一の「概説」に掲げたる傷痍軍人療養所一覽に掲ぐる入所區域の療養所長に所定の入所申請書（之には最後に治療を受けたる陸軍病院長又は海軍人事部長よりの前掲入所資格を有することの證明書及醫師の診斷書を添附することと爲つて居る）を提出して其の許可を受けることと爲つて居る。此の入所申請書は既に歸郷した者は居住地の地方長官を経由して提出するものであつて、此の場合申請者は市區町村役場を経て提出するを便宜とする。又陸海軍病院に在院中の者が退院後引き続き療養所に入所せんとするときは、當該病院長を経由して提出することを得るのであつて、居住地より入所する方法と陸海軍病院より直接入所する方法とを執つて居る。斯くして入所を許可された者は所定の誓約書及身元引受書を提出することと爲つて居る。

#### 七 傷痍軍人醫療委員會

傷痍軍人療養所の概要は以上の通であるが、本療養所は二十五箇所の多きに上り、且斯かる規模の施設を實施經營することは、我が國に於ては未だ其の類例を見ない實に劃期的なものであつて、之が運営及醫療の適否は常に傷痍軍人保護事業の成否に至大の關係を有するのみならず、國民保健の見地よりするも亦常に重要であつて、醫療に關する適正なる方針を樹立實施し、其の萬全を期するを必要とするが爲、厚生大臣の諮問機關として學識經驗ある者等を以て組織す

る傷痍軍人醫療委員會を設置し、本療養所の醫療に關する重要事項を調査審議せしめることとして居る。而して本委員會の官制は昭和十四年七月二十八日勅令第四百九十八號を以て公布せられ、同時に委員、幹事等も任命された。其の官制及委員、幹事等は左の通である。

傷痍軍人醫療委員會官制 (昭和十四年七月二十八日勅令第四百九十八號)

第一條 傷痍軍人醫療委員會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ結核性疾患ニ罹レル傷痍軍人ノ軍事保護院療養所ニ於ケル醫療ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ軍事保護院總裁ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

トヲ妨ゲズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ厚生大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 委員會ニ書記ヲ置ク厚生大臣ノヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

傷痍軍人醫療委員會會長、委員、幹事

會 長

(陸軍省 醫務局長)

(陸軍軍醫學校長)

(海軍省 醫務局長)

(海軍軍醫學校長)

(東京帝國大學醫學部附屬病院長)

軍事保護院總裁男爵

本 庄

繁

陸軍軍醫中將

三 木

良 英

陸軍軍醫少將

桃 井

直 幹

海軍軍醫中將

中 野

太 郎

海軍軍醫中將

田 中

肥 後

東京帝國大學教授

坂 口

康 藏

東京帝國大學教授

中 泉

正 德

京都帝國大學教授

戶 田

正 三

東北帝國大學教授

熊 谷

岱 藏

九州帝國大學教授

小 野

寺 直

大阪帝國大學教授

今 村

荒 男

厚生省豫防局長

高 野

六 郎

(慶應義塾大學醫學部附屬病院長)	軍事保護院副總裁	兒玉政介
(軍事保護院顧問)	軍事保護院授護局長	數藤鐵臣
(軍事保護院參與)	軍事保護院業務局長	櫻井安右衛門
(東京市療養所 東京市技師)	厚生技師	古屋芳雄
(東京市療養所 東京市技師)	從四位勳三等	西野忠次郎
(東京市療養所 東京市技師)	正三位勳二等	長與又郎
(東京市療養所 東京市技師)	從四位勳四等	北島多一郎
(昭和十四年七月二十八日任命 同年八月一日解任)	陸軍軍醫	岡本秀次郎
(前陸軍軍醫學校長)	中將	寺師義信
(陸軍省醫務局醫事課長)	陸軍軍醫大佐	鎌田調
(海軍省醫務局員)	海軍軍醫大佐	大須賀都美次
(厚生省豫防局結核課長)	厚生技師	勝俣稔
(軍事保護院總裁官房總務課長)	軍事保護院書記官	平井章
(軍事保護院業務局醫務課長)	軍事保護院技師	濱野規矩雄

幹事

本委員會が設置せらるるや、直に本療養所に於ける結核治療に關する方針を決定する爲、同年九月十五日厚生大臣より「傷痍軍人療養所に於ける結核治療に關し執るべき方策」に付諮問せられ、同委員會は第一回總會に於て長與委員を委員長とする特別委員會を設け、前後五回に亘り慎重なる調査研究の結果成案を得、同年十二月四日第二回總會に於て答申案を決定し、同月二十一日厚生大臣に答申したのであるが、其の諮問及答申は左の通である。

而して本院に於ては之に基き療養規律及治療方針を決定し、各療養所長に對して通牒を發し、現に之が實施を見つゝある。

諮問第一號

傷痍軍人醫療委員會

傷痍軍人療養所ニ於ケル結核治療ニ關シ執ルベキ方策ニ付其ノ會ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年九月十五日

厚生大臣 小原直

説明

傷痍軍人療養所ニ於ケル結核性疾患ニ對スル治療方針ヲ定メ又入所者ヲシテ遵守セシムベキ療養規律ヲ定メ以テ有效適切ナル治療ヲ爲スコトハ極メテ緊要ナルニ鑑ミ之ガ方針及規律ヲ定ムルノ要アリト認ム

依テ其ノ會ノ意見ヲ求ム

答申

曠古ノ聖戰ヲ遂行スルノ秋ニ方リ現下國民各層ニ浸潤シツ、アル結核蔓延ノ狀況ハ轉タ深憂ニ堪ヘザルモノアリ

由來戰爭ガ結核蔓延ニ一層ノ拍車ヲ加フベキコトハ過去ノ實例ニ付觀ルモ明ナル所ニシテ我國結核蔓延ノ現況ニ徴シ

特ニ之ガ對策ヲ講ズルコトハ刻下喫緊ノ要務ナリ

曩ニ傷兵保護院創設セラル、ヤ特ニ此ノ點ニ鑑ミ結核性疾患ノ醫療保護ノ徹底ヲ圖ルタメ取敢ヘズ年餘ニシテ廿五ヶ所ノ傷痍軍人療養所ヲ設置シ治療ノ萬全ヲ期シ併セテ本病ノ蔓延ヲ防止シ國策遂行ニ萬遺憾ナカラシメタルハ各國ニ其ノ例ヲ見ザル所ニシテ其ノ效果見ルベキモノアルヲ確信ス

傷痍軍人療養所ニ職ヲ奉ズル者克ク之ガ設立ノ趣旨ヲ體シ入所者ノ發病動機ノ一般ト異ナル所以ヲ察知シ敬愛以テ之ニ接シ完全ナル理解同情ヲ以テ療養ニ專念セシメ醫療效果ヲ最大限ニ發揚スベク渾身ノ努力ヲ傾ケ入所者亦名譽アル傷痍軍人タルノ矜持ヲ保持シ、聖諭ヲ服膺シ、傷痍軍人五訓ヲ體シ、療養心得ヲ守リ、結核痼病ニ於テモ亦好キ戰士トシテ勇氣、冷靜、忍耐、感謝ノ念ヲ以テ痼疾ヲ克服シ退所後ハ結核豫防ノ先覺者トシテ範ヲ廣ク國民ニ示シ再起奉公ノ誠ヲ效ス氣魄ナカルベカラズ

以上ノ觀點ニ基キ傷痍軍人療養所ニ於ケル療養規律及結核治療方針ハ概ネ左ノ如シ

一、療養規律ニ關スル事項

(一) 療養精神ノ強化

療養精神ノ振起昂揚ヲ期センガ爲ニハ鴻恩ノ無邊ニ感佩シ銃後國民ノ援護ヲ肝銘シテ自奮自勵再起奉公ノ誠ヲ效スベク希望ト感謝ノ裡ニ療養ニ專念セシムルヲ以テ其ノ根幹トナスコト

1 皇室ノ御仁慈闡明

2 傷痍軍人五訓ノ趣旨徹底

3 療訓ノ制定

4 軍人援護事業ノ内容、趣旨ノ領得

5 戰場ニ在ル皇軍ノ君國ニ殉ジツ、アル狀況説示

6 精神指導講師ノ講話

7 精神教育映畫ノ觀覽

8 療養、闘病上有益ナル冊子類ノ配布

9 祝祭日ニ於ケル精神訓話

10 國旗掲揚日ノ設定

11 情操及趣味ノ醇化向上

(二) 療養規律ノ確立

療養規律ノ維持振興ハ療養所ノ業務遂行ノ根幹ニシテ療養目的ノ達成ニ影響スル所極メテ大ナルニ鑑ミ幹部職員ハ個人トシテ且又國家意思ノ代行者トシテ所長ヲ中核トシ渾然一體トナリ克ク療養所設立ノ眞義ニ徹シ定メラレタル診療ノ根本方針ニ從ヒ率先垂範衆望歸趨ノ中心トナリ入所者ヲシテ全幅ノ信賴裡ニ療養ニ邁進セシムルハ本規律確立ノ要諦ナリ又處方ハ即命令トシテ患者ニ遵守セシムベキモノナレバ特ニ慎重ヲ期スベキモノトス尙入所當初所長、醫官又ハ指導官ニ於テ左記要旨ノ訓示、指示又ハ注意ヲ與ヘ爾後適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

1 療養所ノ特殊性

(イ) 入所即任務ノ觀念強調

第五編 傷痍軍人の援護

入所者ハ國家施設ニ依ル完全ナル診療ヲ受ケ速ニ疾病ヲ恢復輕減シテ再度第一線復歸ノ態勢ヲ整ヘ或ハ銃後生産戰士トシテ再起奉公ノ途ニ勵ミ以テ皇恩ニ報イ奉リ國家社會ノ恩遇ニ酬ユベキ任務ヲ負フモノナリ

(ロ) 診療ノ範圍及内容ニ對スル認識ノ徹底

療養所ハ國家ノ責任ニ於テ肉體的治療ト共ニ精神的創傷ノ治療、職業教育等物心兩面ノ完成ヲ醫學的管理ノ下ニ企圖施行スル一大道場ニシテ一般病院トハ診療範圍及内容ニ於テ其ノ趣ヲ異ニス

(ハ) 療養所ト軍トノ緊密性

療養所ハ軍特ニ陸海軍病院ト常ニ密接ナル連繫ヲ保持シ入所者ノ大部ヲ陸海軍病院ヨリ直送シ療養方針ノ根本ニ於テ一貫セル連鎖ヲ構成セルハ本療養所ノ特色ニシテ他ニ其ノ類例ヲ見ズ即入所者ハ命令ノ服行、起居、容儀等其ノ心構ニ於テ何等陸海軍病院ニ在リシ時ト差違アルモノニ非ズ

2 療養規律確立ノ意義

診斷、治療、精神指導、入所者心得及療訓ノ揭示、作業、外出、慰安娛樂等之何レモ廣義ノ診療ノ根據ヨリ出發セルモノニシテ各々一貫セル立場ニ於テ實施セラレ、モノナリ從ツテ之等診療ニ關スル命令ヲ遵奉スルコト是即療養規律ノ確守ニシテ療養規律ノ嚴守即治療再起ヘノ捷徑タリ療養規律ノ確立ニハ賞罰ヲ明カニスルヲ要シ苟モ規律、命令、注意ニ反シ療養所々風ヲ紊ル者ニ對シテハ處斷ノ已ムヲ得ザル場合ナキニ非ルベシ  
右ノ外特ニ症狀經過、志操、感情ノ動向、家庭ノ情況其ノ他身上萬般ノ事情ヲ個別的ニ調査闡明シ之ニ應ズル適切ナル措置ヲ講ジ以テ安心悟道ノ境地ニ到ラシメ希望ト感謝トノ裡ニ療養ニ專念シ得ル如ク啓導薰育スルモノトス

二、結核治療ニ關スル事項

(一) 大氣安靜療法ニ關スル事項

大氣安靜療法ヲ以テ結核治療ノ根幹トナスコト  
療養所ニ於テハ氣象特ニ風向、氣溫等ヲ考慮シ療室ノ開放ヲ圖ルコト  
安靜度及運動程度ハ別表第一ニ準據シ區別シ置クコト  
安靜時間ハ午前午後ノ二回ニ亘リ合計三時間乃至四時間ヲ以テ原則トスルコト  
安靜時間中ハ床上ニ靜臥シ讀書談話等ヲ禁ジ、身心共ニ安靜ヲ保タシムルコト

(二) 肺虛脫療法ニ關スル事項

肺虛脫療法(人工氣胸術、油胸術、橫隔膜麻痺手術、胸廓整形術、斜角筋切斷術、肋膜外充填術)ノ實施ニ關シテハ特ニ慎重ニ其ノ適應症ヲ確定シテ之ヲ行ヒ其ノ病歴、經過等ヲ詳細ニ記錄シ置クコト

(三) 藥物療法ニ關スル事項

對症藥物並ニ特殊藥物ノ使用ハ必要ナル限度ニ止メ藥物依存ノ傾向ヲ是正スルコト  
使用藥物ハ原則トシテ一般的ニ承認セラレタル種類ノモノトシ、其ノ他ノ新藥新製劑、賣藥、賣藥部外品等ノ使用ハ濫リニ之ヲ爲サザルコト

(四) 理學的療法ニ關スル事項

1 「エックス」線療法ハ表在性ノ結核ニ限定シ其ノ實施ニアタリテハ特ニ技術的ニ慎重ノ態度ヲ以テシ、且照射條件ヲ記載シ置クコト



2 人工太陽燈照射及日光浴等ハ外科的結核症及腹膜炎ニハ之ヲ使用シ得ルモ肺結核ノ胸部ニハ之ヲ行ハザルコト  
食餌療法ニ關スル事項

1 一般食餌療法

食餌ハ地方的ニ其ノ實狀ニ即應シ適宜工夫スルコト

熟量、調理、材料ノ選擇及患者ノ嗜好ニ注意シ努メテ營養素ノ部分的缺損ナキヲ期スルト共ニ患者ノ病症ニ應ジ

攝取スベキ食餌ノ種類、量等ニ付變化アルベキヲ以テ常ニ殘飯、殘菜等ニ付キ充分ナル觀察ヲ行フコト、療養所

ニ於テハ醫官ノ内適當ナルモノヲシテ食餌ニ關スル事項ヲ分擔セシムルコト

特別食(牛乳、鶏卵其ノ他)ハ症狀ニ依リ必要ト認メタルモノニ限り之ヲ給與スルコト

食物ハ良ク咀嚼シ食後ノ安靜ヲ守ラシムルコト

2 特殊食餌療法

特殊食餌療法(減鹽食療法、肥胖療法等)ノ實施ニ當リテハ適應症ヲ慎重ニ定メ之ヲ行フコト

(六) 作業療法ニ關スル事項

作業療法ノ實施ニ當リテハ克ク症狀ニ適應スル作業ヲ各人ニ處方シ、成ルベク個性ヲ考慮シテ退所後ノ職業ニ役立

ツモノヲ選ビ之ヲ課スルコト

作業トシテ望マシキモノヲ列擧スルバ次ノ如シ

養鶏、養兔、養豚、園藝、耕作、木工、裁縫、洋裁、製圖、簿記、珠算等、尙適當ナル地ニ主トシテ作業療法ヲ行

ハシムベキ療養所ヲ速ニ建設シ既設ノ療養所ト連絡ヲトリ、作業ニ適スル者ヲ之ニ轉所セシメ更ニ一層徹底セル作

業療法ヲ實施セシムルニ至ランコトヲ希望ス

(七) 入退所者ニ關スル事項

1 入所者ノ區分ニ關スル事項

イ 病狀ニヨル區分

(1) 擔送 別表第一第六級ノモノ

(2) 護送 別表第一第四級及第五級ノモノ

(3) 獨歩 別表第一第一級ヨリ第三級ノモノ

ロ 菌ノ排出ノ有無ニヨル區分

(1) 開放性

(2) 非開放性

療養所ニ於テハ右ノ外必要ト認ムル症狀區分ヲナスコトヲ妨ゲザルコト

2 退所者ノ區分ニ關スル事項

イ 全 治

症狀全ク消退シ六ヶ月以上菌ヲ證明セザルモノニシテ退所後直ニ職業ニ從事スルモ再發ノ虞ナシト認ムル者

ロ 略 治

症狀消退シ六ヶ月以上菌ヲ證明セザルモノ退所後尙當分ノ間特ニ攝生ヲ要スル者(輕易ナル作業ニ支障ナキ者ヲ

含ム)

ハ 輕 快

症狀緩解セルモ退所後尙療養ヲ必要トスル者  
 = 不 變  
 症狀入所時ト變化ナキ者  
 ホ 増 悪  
 症狀入所時ヨリ増悪セル者  
 へ 死 亡  
 事故退所者及轉所者ニ就キテモ右ノ區分ニ從フベキコト  
 3 退所後ノ連絡ニ關スル事項  
 退所後ノ状態ヲ詳知スルコトハ療養所ノ使命達成上極メテ重要ナル事項ナルヲ以テ左記ニ依リ緊密ナル連絡ヲ圖ルコト  
 イ 所長個人名ニテ封書ヲ以テ別表第二ノ様式ニヨリ問合スコト  
 ロ 右問合セハ退所後六月目、一年目ニ夫レ夫レ行ヒ爾後四年間毎年一回以上行ヒ必要ニ應ジテハ六年以上ニテモ繼續スルコト  
 醫官並ニ看護婦ニ關スル事項  
 1 職員特ニ醫官及看護婦増員ニ關スル事項  
 入所者未ダ收容定員ニ滿タザル現在既ニ療養所ニ於テ醫官並ニ看護婦ハ相當過重ノ勤務ヲナシツ、アリテ看護婦ノ内ニハ病氣ニヨリ缺勤スルモノ乃至休養ヲ要スルモノ總數ノ約二割ニ達スル現状ナリ、如斯事態ノ下ニアリテハ患者ニ對スル治療其ノ他ノ處遇並ニ規律保持ニ關シテ遺憾ノ點尠シトセズ

(八)

醫官ハ療養所ノ實情ニ鑑ミ少クトモ入所者五十名ニ對シ一名、看護婦ハ少クトモ入所者五名ニ對シ一名ノ割合トナス様之ガ補充ヲ要ス  
 2 看護婦ノ保健ニ關スル事項  
 病氣缺勤乃至要休養者發生ノ現状ニ鑑ミ將來看護婦ノ採用ニ當リテハ特ニ嚴重ナル身體検査ヲ行フコト  
 採用後ハ毎月健康診斷ヲ實施シテ健康増進ニ留意シ出勤中ハ常ニ「マスク」ヲ使用セシメ勤務並ニ休養ノ調節ニ付テハ十分ナル注意ヲ拂ヒ尙體力増進ヲ圖ルコト  
 「ツベルクリン」皮内反應陰性者ニ對シテハ毎月皮内反應其ノ他必要ナル検査ヲ實施シ、成ルベクB・C・G、注射ヲ行フコト  
 尙看護婦専用ノ病室ヲ速ニ設置セラレムコトヲ希望ス

別表第一 安靜度又ハ運動程度區分

分 類	安 靜 度 又 は 運 動 程 度	標 識
第一級	一定の作業を許可す	緑に白線一本
第二級	全散歩區域の戶外散歩を許可す	緑に白線二本
第三級	療棟附近の戶外散歩を許可す	緑に白線三本
第四級	療棟内の歩行のみを許可す	白に赤線一本
第五級	室内歩行のみを許可す	白に赤線二本
第六級	絶對安靜	赤

別表第二

一三〇

貴方が當療養所を退所されてから最早 年になります、其の後如何お暮しでせうか。  
最近の貴方の御様子に就て次の事項を知り度いのです、御手数でせうが折返し御回答下さる様御願ひ致します。

昭和 年 月 日

所 長 個 人 名

殿

現 住 所

氏 名

- 一 丈夫で居りますか
- 二 何處か工合の悪い所はありませんか
- 三 退所後も同じ状態ですか
- 四 どんな仕事をされてゐますか
- 五 仕事せずぶらぶらしてゐますか
- 六 療養生活を続けてゐますか
- 七 醫者にかゝつてゐますか  
醫者は何處の誰ですか
- 八 家族に病人はありませんか
- 九 感想又は希望はありませんか

第三節 傷痍軍人温泉療養所

傷痍軍人にして、退職の原因と爲つた傷痍疾病が歸郷後再發し又は之に基因する傷病が新發して温泉療養の必要が起つた様な場合、之等の者を收容して療養せしめる施設として交通、氣候、泉量、泉質等凡らゆる觀點より醫療に適當と認められた温泉地十箇所を選び、傷痍軍人温泉療養所が設置されて居る。

本療養所は之等傷痍軍人の身體的、精神的創痍を治療し、退所後は進んで一般社會人に伍して再起奉公の誠を效さしめることを使命として居るが、所長以下全職員は入所者をして療養精神の維持昂揚に努めしめると共に適正な醫療を實施し、療養所本來の目的達成の爲、最善を盡して居る。

療養所内には豊富な温泉を以て各種浴場を設け水治療、電氣治療、機械治療等の外一般治療に事缺かぬ各科の諸設備が整つて居る。近くは又各方面の援助を得て運動設備、慰安修養施設等が著々充實しつゝある。

入所資格は上に述べた所と多少重複するのであるが、軍人として恩給法の規定に依る公務傷病の爲退職した者であつて、其の退職の原因と爲つた傷痍疾病又は其の傷痍疾病に基因する疾病の爲温泉療養を必要とし、且現在傳染性疾患精神病等に罹つて他人に迷惑を及ぼす虞なき者である。

入所手續は前節傷痍軍人療養所の場合と同様であり、入退所に要する旅費は官費を以て之を支給する。  
今温泉療養所の名稱、所在地、收容定員、現在入所人員、事業開始年月日等を挙げれば左の通である。

傷痍軍人温泉療養所ノ所在地、收容定員及事業開始年月日

(昭和十五年三月末日現在)

療養所名	所在地	收容定員	事業開始年月日	備考
傷痍軍人湯田温泉療養所	山口縣山口市	七五	昭和十四年八月二十日	在所人員三月卅一日
白濱温泉療養所	和歌山縣西牟婁郡白濱町	一〇〇	同 九月十七日	六六
小濱温泉療養所	長崎縣南高來郡小濱町	七五	同 十月十五日	二四
伊東温泉療養所	靜岡縣田方郡伊東町	一五〇	同 十一月十五日	七五
鹽原温泉療養所	栃木縣鹽谷郡鹽原町	一〇〇	同 十一月十七日	七七
別府温泉療養所	大分縣別府市	一二五	同 十二月十日	五九
三朝温泉療養所	鳥取縣東伯郡三朝村	一〇〇	昭和十五年一月六日	七二
宇奈月温泉療養所	富山縣下新川郡内山村	一〇〇	昭和十四年十二月廿六日	六五
花巻温泉療養所	岩手縣稗貫郡湯本村	一〇〇	昭和十五年三月三十日	二
登別温泉療養所	北海道札幌別郡札幌村	七五	同 三月十日	三一

第四節 傷痍軍人精神療養所

精神に障害を受けた傷痍軍人に對しては、一般精神患者とは取扱を異にする必要がある爲、昭和十三年度に於て一箇所(收容定員百人)を新設することと爲つたが、其の後の情況に因り昭和十四年度に於て更に收容定員を二百人増加す

ることと爲り、結局收容定員三百人のものを東京府北多摩郡小平村に目下建設中である。而して之が設備、入所者の處遇等に關しては傷痍軍人療養所に於けると同様萬全を期することと爲つて居る。

第五節 委託療養及居宅醫療

一 概 説

傷痍軍人の醫療保護は、傷痍軍人療養所、同温泉療養所、同精神療養所等の各施設に收容して之を爲すを原則として居るのであるが、之等施設が事業を開始する迄の間又は事業開始後に於ても種々の事情に因り之に收容し得ない者に對しては、官公私立の病院、療養所、温泉旅館等に委託療養せしめ或は輕症にして入院の必要な者等は居宅に於て最寄の醫院病院等に就き醫療を受けしめることとした。而して昭和十二年度末に於て約半箇月間應急施設として滿洲事變以後の傷痍軍人に對し之を實施し、昭和十三年度より他の保護施設と共に組織的に實施することと爲つたのであるが、之が實施に付ては地方長官が其の衝に當つて居る。

二 被保護者

昭和十二年度に於ける應急的保護實施に付ては、昭和十三年三月十五日附を以て各地方長官に通牒を發し、職業再教育を要する者を併せ、左の者を保護の對象とした。

- (一) 今次事變に當り戦闘又は公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹り、之が爲一種以上の兵役を免除せられたる軍人は職業再教育を要する者とし、貧困者に限らざること
- (將校及准士官を含む)にして、結核、胸膜炎其の他の疾病傷痍に因り猶醫療を要し若は特に温泉療養を要する者又は職業再教育を要する者とし、貧困者に限らざること
- (二) 滿洲事變以後の傷痍軍人にして特に保護を要する者は之に含めて差支なきこと

而して昭和十三年度に於ては、傷兵保護院の設置せらるると共に、之が實施に付各地方長官に通牒を發して保護を受け得る者は、「軍人又は之に準すべき者にして戦闘又は公務に因り傷痕を受け若は疾病に罹り之が爲に恩給法に依り増加恩給、傷病年金又は傷病賜金を受け又は受くる見込確實なる者（將校及准士官を含む）」と爲つたのであるが、其の後實施の經驗に鑑み、昭和十三年八月より其の保護の範圍を擴張し、「現役中若は應召中故意又は自己の重大なる過失に因るに非らずして服務に關聯して傷痕を受け又は結核性疾患（胸膜炎を含む）等に罹り之が爲一種以上の兵役を免ぜられ若は召集を解除せられたる者にして其の兵役免除若は召集解除の原因と爲りたる傷病繼續し若は其の傷病再發し又は其の傷病に基きて發したる疾病に罹りたる場合に於ても其の症狀が醫療保護を要すと認めらるる場合」に於ては、前記恩給受給者に準じ醫療保護を爲し得ることと爲つた。

### 三 實施方法

本事務は各地方廳に於て之を取扱ふものであつて、要保護者は委託療養願又は居宅醫療願を居住地の地方長官に提出し其の許可を受けることと爲つて居る。道府縣廳に於ては許可を爲すと同時に、病院、療養所、温泉旅館等に委託し又は醫師に醫療を依頼するのであるが、委託費は療養所、病院等は一人一日二圓五十錢程度（已むを得ざるときは三圓迄支出する）温泉療養所、温泉旅館等は一人一日二圓程度以内にて必要額を支出するのであつて、委託中に於ける併發症等の爲特別の處置を要する場合に於ては、其の處置に要した費用を支出し、居宅醫療費に付ては其の實費（醫師會規約の二割引）を支出するのである。尙居住地より療養地迄の汽車、電車、汽船、乗合自動車等の往復旅費又は居宅醫療の場合の交通費等をも支出することと爲つて居る。

而して委託療養及居宅醫療を實施するに當つては、當初陸海軍當局より本院へ除役又は召集解除せられたる者の通報を受け、之を本院より當該道府縣へ通報し、道府縣に於ては傷兵軍人保護臺帳に記載し、保護に漏れる者なき様慎重を期したのであるが、此の通報は昭和十四年二月以降陸海軍病院より直接當該道府縣へ通牒を發することとし、其の迅速な處理を圖ることと爲つた。

實施方法の概要は以上の通であつて、昭和十二年度に於ては短期間の爲保護を爲した者は少數であつた。昭和十三年度及昭和十四年度に於ては、其の趣旨も漸次普及し保護も相當徹底するに至つた。然るに昭和十四年十月及十一月の兩月に亘り恩賜財團軍人授護會の協力を得て同年九月迄の歸郷傷兵軍人に對し各道府縣に於て一齊に健康診斷を實施し、再起奉公に缺くることなきを期せしめ、要治療者に對しては夫々の施設に於て治療を受けしめ更に保護の徹底を圖り、一層其の適正を期する様之が方途を講ずる見込である。

### 四 經費

經費豫算は昭和十三年度は委託療養費四百萬圓、居宅醫療費三萬圓（第十目保護雜費四萬圓の内隨所醫療費とす）であつて、昭和十四年度は委託療養及居宅醫療を併せ四百拾五萬圓である。

### 第六節 特殊保護

軍人にして在營又は應召中戦闘若は公務に因り又は服務に關聯して癩に罹り、之が爲一種以上の兵役を免ぜられ若は召集を解除せらるる者が少數ではあるが若干ある。之等の者を收容保護する爲特殊の療養施設を設けることは其の對象と爲るべき者が比較的少數であり又諸種の事情に依り之が施設は設けず、國立、道府縣立及私立癩療養所に入所させて居る。之等の者に對しては特別に保護慰藉の方途を講ずるの必要がある爲、昭和十三年度に於ては一人當百圓を支出し寢臺、毛布、蒲團、衣服及居室裝飾品等の新調費並に修養慰安費等に充當せしめた。昭和十四年度に於ては前年度保護

慰藉を爲した者に對しては一人當五十五圓、本年度新に保護慰藉する者に對しては一人當百圓を支出した。之が實施に當つては國立療養所長、府縣療養所管理者たる府縣知事又は私立療養所所在府縣知事に委託した。

### 第七節 國立結核療養所

#### 一 概 説

平時に於ても結核性疾患の爲除役せらるる軍人は毎年相當多數に上つて居る。爲に之等の者に對する療養施設を爲すの必要があり、昭和十一年内務省衛生局及其の外局たる社會局に於て種々調査研究の結果、昭和十二年度より同十六年度迄の五箇年繼續事業として三千床の療養所を設置するの計畫を樹て、昭和十二年度に於て<sup>財團</sup>法人日本結核豫防協會の經營に係る茨城縣那珂郡村松村所在の村松晴嵐莊（當時收容定員五百人）を同會より寄附を受け國の經營に移した。同時に同年度より同十六年度迄毎年度收容定員五百人の療養所一箇所宛五箇所を建設することとし、昭和十二年三月之が所要經費豫算の成立を見た。

斯くして昭和十二年六月二十三日勅令第二百六十一號を以て國立結核療養所官制が公布され、同時に前記村松晴嵐莊は右官制に基く療養所と爲り、次で昭和十二年度に於て設置すべき療養所は同莊に五百床を増設することと爲り、昭和十三年九月擴張工事を了し同莊は一床と爲り、又昭和十三年度に於て設置すべきものは靜岡縣濱名郡赤佐村に之を建設し昭和十五年三月竣功し其の名稱を天龍莊と定めた。而して國立結核療養所に關する事務は當初内務省衛生局の所管であつたが、昭和十三年一月厚生省が設置されると共に豫防局の所管と爲り、次で昭和十五年二月二十二日勅令第五十九號を以て軍事保護院官制の改正せられると共に其の所管が本院に移された。

#### 二 設備、組織、經費其他

本所の規模、構造及設備、組織、經費、治療及處遇等は概ね傷痍軍人療養所と同様である爲茲には記述することを省略する。

#### 三 入所資格及手續

入所資格は官制の規定よりして陸海軍下士官兵にして結核の爲一種以上の兵役を免ぜられたる者に限るのであつて、入所手續は國立結核療養所入所規程（昭和十二年六月二十三日）<sup>（内務省告示第四百二十八號）</sup>及各療養所長が定めたる入所細則に依り、入所希望者は療養所長宛に入所申請書を提出し、其の許可を受けたる場合は所定の誓約書及身元引受書を提出することと爲つて居る。而して本所に於ては入所料一日一圓四十錢を徴することと爲つて居るが、特別の事情ありと認めるときは減免することを得ることと爲つて居る。

## 第三章 職業保護

### 第一節 概 説

一身を捧げて皇國の爲に盡した傷痍軍人に對しては、國民舉つて感謝の至情を捧げ各種優遇の途を拓くと共に、之等の人々が歸還後と雖も動員前と變らざるが如き生活状態に復歸し、社會に立つて立派に獨立し、生計を立て得る様、職業保護の方途を確立することが肝要である。

傷痍軍人保護對策審議會答申に「傷痍軍人ノ保護對策ハ其ノ動員前ノ状態ヲ目標トシテ心身ノ恢復ヲ圖ルト共ニ恩給ノ支給ニ加ヘテ傷痍軍人ノ社會的經濟的復活ニ資スル各般ノ措置ヲ執ラザルベカラズ」とあり、又昭和十三年四月、閣

議決定の支那事變歸郷軍人等に關する復員要綱第十に「傷痍軍人ノ職業ヲ保護スルコト、之ガ爲傷痍軍人ニ付テハ原職復歸ヲ原則トシ（中略）之ガ職業保護ニ關シ適切ナル施設ヲ講ズルモノトス」とあるのも蓋し此の謂に外ならぬ。隨て從來の如く傷痍軍人を廢兵と稱し、別個の存在の如く考へ、恩給徒食者の如き状態に置き、又は自ら墮せしめるが如きは誠に遺憾なことであつて、飽く迄も社會の一員として又健全な國民として積極的に各自其の能力に應じた職業を通じて皇國に盡さしめることが肝要である。之れ生産力擴充の要が緊切な現下の情勢に於ては國家の人的資源の活用と云ふ點から見ても極めて必要なことであるのみならず、傷痍軍人自身としても其の残された能力を最高限度に活用して前途に希望と光明とを抱きつゝ再起奉公に精進することは、更に一層其の名譽を發揚する所以とも爲るのである。斯くして傷痍軍人の職業保護は、實に傷痍軍人の終生に亘る生活確保の根幹を成すものであり、其の徹底を俟つて始めて傷痍軍人保護の完璧を期し得るのである。

職業保護の對象と爲る傷痍軍人とは「軍人又ハ之ニ準ズベキ者トシテ戦闘其ノ他ノ公務ニ従事シ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲恩給法ニ依リ増加恩給、傷病年金若ハ傷病賜金ヲ受ケ又ハ受クル見込確實ナル者」を謂ひ、其の他の傷病兵は職業保護の上から一應之を切離して歸郷軍人としての一般保護を受けるものである。

惟ふに傷痍軍人の職業問題は、實に生涯を通じての問題であり、従つて之が對策は極めて慎重を要し、又各方面の協力を必要とするものである。職業保護の機關としては、中央機關たる軍事保護院が中心と爲り、厚生省職業部、道府縣及職業紹介所と聯絡を保ち之が保護の萬全を期しつゝあるが、傷痍軍人は普通人と異り其の職業保護に當つては特殊な専門的取扱を要するが爲、特に其の方面に造詣深き人を傷痍軍人職業顧問に委嘱し、或は特に心理學に素養のある者を傷痍軍人職業指導専務職員に、教化指導に經驗ある者を事務囑託として本院又は道府縣に配置し、夫々第一線の事務に當らしめて居る。

傷痍軍人の職業保護は固より各般の事項を包含するものであるが、今之を大別すると職業指導及職業輔導並に就職後の輔導等、傷痍軍人自身に對する方面と國家及國民全體が協力して行ふべき就業援護に關する方面とである。

身體的障礙に因り普通人に比し、謂はゞハンディキャップを附せられた傷痍軍人に取つての最大の關心事は、其の將來の立身方法殊に其の職業の問題に外ならぬ。是非とも何等かの職業に就きたいと云ふ固き決意を有する者もあり、果して再び職業生活に入り得るや否やを危惧して居る者もあり、或は將來の職業に付全く絶望して居る者もあり、爲に寸時も早く其の職業問題に關し希望を興へ、將來の生活に對する光明を持たしめることを必要とする。之が爲、陸海軍病院在院中より職業の相談指導を實施して居るのであるが、其の職業意識を確立することが早ければ早い程、職業人としての成功を收め得る可能性も亦随て多いのである。

而して傷痍軍人の職業相談指導に當つては、本人の従前の素養經驗と最も關係深き職業即ち原職への復歸を先づ前提とし、當該の傷痍が果して之に對して障礙と爲るや否やを第一着手として攻究することを必要とするものであるが、此の分野に於ても現在の科學は職業に對する傷痍の制約を克服すべき幾多の手段方法を提供して居るが爲、傷痍程度の輕き者は大多數の職場に於て働き得ること、傷痍程度の幾分重い者と雖も作業義肢若は作業補助具の著しい進歩に依り又は作業設備、作業方法等の改善に依り、或は又再教育の徹底に依つて殆ど従前と變らない能率を以て働き得る場合の多いことが現に承認されて居る。

斯くして傷痍軍人に對しては「先づ原職復歸」と云ふ原則が樹立されなければならぬのであつて、原職場こそは永年の就業に依つて收め獲たる貴き技能經驗を最も有効に利用し得べき場所である。隨て其の職場への復歸に付ては傷痍

程度及作業態を凡らゆる観点より調査研究し、出來得る限りの手段方法を講じて之が實現を期せしめることに努めなければならぬ。

而も、傷痍軍人の職業問題中就業の問題は官民擧げての協力に依り、始めて之が達成を期し得るものであつて、官廳に於ても採用資格の緩和等に因る優先採用に依つて率先其の範を示して居るが、殊に民間事業主の傷痍軍人の能力に對する理解、認識及雇傭協力は不可缺の要件であり、而も相當重度の戦傷者も出づるが爲、傷痍軍人の雇傭の促進及確保を圖るの目的を以て道府縣に傷痍軍人雇傭委員會を設置し、雇傭に關する各般の重要事項の調査協議を行ひ、専ら事業主の道義的精神に訴へ其の自發的協力に依る雇傭の圓滑を圖りつゝある。

個々の事業主に對しては、傷痍軍人の工場等への就職に際し、必要ある場合には其の傷痍疾病に適應する如く作業設備、作業方法を改善し、其の就業を容易ならしめる外、疲労又は危険防止の設備を爲し、作業能率の増進を圖る様奨勵を爲し、之に對して補助金を交付し以て雇傭奨勵の一助と爲して居る。

尙職業保護は就職後の輔導を俟つて始めて其の完璧を期し得るものである。故に就職後の傷痍軍人をして支障なく永く其の職務に専念せしめるが爲、雇傭主と協力し、通信又は訪問其の他の方法に依り適切な輔導の實施に當つて居る。而して自營業に従事する傷痍軍人に對しては、恩賜財團軍人援護會を通じ、生業資金の貸付及生業輔導の方法に依り之が援護に努めて居る。

四肢障礙者に對しては作業義肢、作業補助具を支給するの外、新職修得又は原職繼續の上より職業再教育を要する者にして比較的長期又は高度の再教育を要する者は國立の職業輔導所に收容し、短期又は地方的特色ある職業に付ては道府縣に設置された施設に依り、夫々職業再教育を實施しつゝある。

又職業再教育を受けるが爲の手段として學校教育を希望する者に對しては、學資給與の途を拓き將來成業の見込確實なる者を工業、農業、商業其の他の再教育に適當な科目を有する大學、專門學校、實業學校其の他各種の學校に入學せしめ以て必要な知識と技術とを修得せしめて居る。

更に傷痍軍人にして教育者たらんと希望を有し且之に適する者に對しては、必要な教育を施し、小學校教員又は中等教員たらしめ、其の「戦線に於ける生きた尊い體驗」を通じて第二國民の黨化教育に當らしめるが爲、教員養成の施設を爲して居る。

尙傷痍軍人にして失明するに至つた者に對しては、其の受けた精神的衝擊の大なると身體的不自由の殊に著しきものがあるに鑑み、特別な施設を講ずることとし、失明傷痍軍人寮及同教育所を設け之が保護指導を行つて居る。

斯くの如く職業保護は、複雑多岐に亘り而も其の實施に當つては各般の事情を考慮して個別的取扱を要するの外、敏速且的確を期するの要あるが爲、各陸海軍病院より退院する除役者及召集解除者の通報を受け、地方廳と緊密な聯絡を採り之に基き保護に漏るゝ者なき様之が實施に遺憾なきを期して居る。

## 第二節 職業指導及就職斡旋

傷痍軍人の職業相談及指導並に就職斡旋に當つては傷痍軍人に勤勞報國の意義を理解せしめると共に、職業精神を涵養し、職業に關する知識を與へ、其の求職意思の發見を助長する等特に精神的指導に留意し、之が實施に當つては、地方廳及職業紹介所が中心と爲り病院當局、在郷軍人職業輔導部其の他の關係機關と密接な聯絡協力の下に第一線の事務に當るのであるが、特に専門的知識を必要とする場合には、職業顧問の援助を求めて之が實施を期して居る。

職業相談指導は定期又は随時に陸海軍病院に出張し、在院中の傷病兵に對し個々面接相談等の方法に依り、綜合相談



又は分離相談の形式の下に實施し、出來得るならば豫め就職先の決定を爲し、退院後直に就職し得る様配慮する。

職業指導の方針は出來得る限り入營又は應召前の原職に復歸する様指導するにあるが、之が困難な者に對しては原職に類似する職業の中より適職を選定して之に従事する様指導し、新就職又は轉職を必要とする者に對しては其の志望、素質、性向、經驗、家族關係、居住地等主觀的要素と、職業分析、經濟的、社會的事情等客觀的要素とを綜合的に斟酌して、左の如き諸條件を具備する職業の中より本人の希望に應じて適職を選定する。

- 一 傷害部位及其の程度より見て就業困難ならざるのみならず相當能率を擧げ得るもの
- 二 本人の知能、性向に適したるもの
- 三 必要なる収入を生み出し得るもの
- 四 將來性あるもの
- 五 家庭の事情等より見て無理のないもの

新職修得又は原職繼續の上にも職業再教育を必要とし、又は本人の希望ある場合には退院後遲滞なく職業再教育を受ける様指導する。

相談指導を爲した者に付ては、傷痍軍人職業相談票を作成し、求職の要ある者に付ては傷痍軍人求職票を作成し、職業保護の基礎資料と爲し、關係道府縣の聯絡に資して居る。

就職斡旋の爲、當初道府縣に傷痍軍人就職斡旋組織及職業委員會を設置するの外、病院所在地所轄の職業紹介所には専任の係員を定め、之が斡旋に努めしめた。

傷痍軍人就職斡旋組織は各道府縣に於ける主要職業紹介所長、在郷軍人職業輔導部主事等を以て組織せしめ、歸郷軍人

就職斡旋部の設ある道府縣では其の専門部として傷痍軍人就職斡旋部を設置せしめ傷痍軍人の就職斡旋に努めしめた。昭和十三年十月二十日現在の地方廳よりの報告に依れば、斯かる組織を設置した道府縣が十八、既設のものを充用して居るものが七、計畫中のものが六である。

傷痍軍人職業委員會は、實業家、雇傭主、各種團體代表者、官公吏等關係各方面の有力者を網羅し、傷痍軍人の就職問題に關し、調査協議を行ひ、以て其の就職を容易ならしめる方途を講ぜしめたのであるが、昭和十三年十月二十日現在の地方廳よりの報告に依れば、設置した道府縣が六、計畫中のものが九と爲つて居る。

該傷痍軍人就職斡旋組織及傷痍軍人職業委員會は其の後情勢の推移に因り後述の傷痍軍人雇傭委員會に改組された。

### 第一目 傷痍軍人職業顧問

#### 一 設置理由及任務

今次事變の發生に伴ひ相當多數の傷痍軍人の出ることが豫想され、而も在院中の傷病兵の最大の關心事は將來の立身方法殊に其の職業の問題である。仍て在院中より傷病兵の職業相談に應じて其の職業の選擇を適切ならしめ、職業的不安を取除き更に職業生活に光明と希望を與へることは極めて肝要であり而も傷痍疾患に適應する職業の判定は堪能な専門的知識經驗を有する學者、實際家の協力に俟つことが多い事實に鑑み、昭和十三年三月、當時の厚生省臨時軍事援護部に職業顧問を設置した。其の任務は之を左の通り要約し得る。

- (一) 陸海軍病院に入院中の傷病兵の職業選擇及輔導に付て専門的立場から病院長以下の業務を輔佐し適切なる援助を與へること

- (二) 一般傷痍軍人の職業の相談に應じて適切な指導を爲すこと

(三) 必要あるときは、傷痍軍人の職業輔導を擔任する者に専門的指導を爲すこと

二 職業顧問の構成

職業顧問は左の人々を以て之を構成する。

- (一) 傷痍と適業との關係を知悉する者
  - (二) 職業紹介の經驗を有する者
  - (三) 作業義肢又は作業補助具の知識を有する者
  - (四) 傷痍軍人に信頼の念を起さしめ得る者であつて而も能く傷痍軍人の意思を付度し得る者
- 以上の如き條件を備へた者の中より適任者八十一人を選定し、傷痍軍人の職業保護の各般の問題に付相談に應じ得る様師管別道府縣を基準として適宜三、四人を以て班を構成し、此の班には師團司令部又は海軍人事務勤務の在郷軍人職業輔導部主事も職業顧問として加へ、且一班毎に其の職務を補助せしめる爲専任の助手一人を附屬せしめることとした。

傷痍軍人職業顧問分擔表

管區別	班別	氏名	備考
一第・衛近・湊	一	青木誠四郎	千葉、下志津
	二	上野義雄	
	三	桐原森見	
	四	渡邊徹	
一第・衛近・湊	一	樋浦信徳	習志野、國府臺、佐倉、東一
	二	豊原又男	
	三	中野西利	
	四	井野温造	
一第・衛近・湊	一	守屋喜元	熱海、伊東、横須賀(海軍病院)日赤東二
	二	渡邊政徳	
	三	中村泰造	
	四	高瀬保也	
一第・衛近・湊	一	守屋喜元	習志野、國府臺、甲府、佐倉
	二	原田武	
	三	小林六治	
	四	工藤不二郎	

管區別	班別	氏名	備考
賀須横	一	淡路圓次郎	軍醫學校
	二	橋本覺勝	
	三	高瀬安貞	
	四	木田徹郎	
八・七・二第	一	栗林宇一	若松、高田、新發田、村松
	二	千葉胤成	
	三	遊佐敏彦	
	四	工藤不二郎	
三第	一	宇都宮仙太郎	名古屋、日赤名古屋、下呂、岐阜
	二	狩野廣之	
	三	内田勇三郎	
	四	角松佐太郎	
四第	一	伊藤熊太郎	大坂
	二	中道登時夫	
	三	那須時夫	
	四	上村種敬男	
吳五第	一	古賀行義	廣島、福山
	二	赤松清一郎	
	三	井上浩	
	四	藤木仁四郎	
十第	一	前川誠一	姫路、日赤姫路、岡山、日赤岡山
	二	谷口直彦	
	三	岸正一	
	四	佐々木猛	
十第	一	久保良英	皆生、鳥取、日赤鳥取、松江、日赤松江
	二	久保良英	
	三	久保良英	
	四	久保良英	

第十第一		第九第十		第六		第二十野府別		第四第十		第十第六	
二十二	堀口潤一郎	十一	堀口潤一郎	二十五	松行翁介	二十六	松行翁介	七	鈴木舜一	十六	野上俊夫
古賀行義	富田幸雄	藤澤乙夫	伊藤滿基	松行翁介	坂本淺一	坂本淺一	坂本淺一	岡部彌太郎	小野磐彦	園原太郎	森護來
木野内(爲次郎未定)	澤村利一	川内知元	澤村利一	一万田敏雄						稻田基隆	關口一元
	佐柳與四郎	松島格太郎	西村吉一		碓善夫	碓善夫	碓善夫	木村開策	京都、日赤京都、福知山、奈良		高宮章
	善通寺、丸龜、日赤善通寺、松山、日赤	澤村利一	敦賀、鯖江、日赤鯖江	坂崎七郎	一ノ瀬英太	一ノ瀬英太	久留米、別府、小倉、大村、福岡、武蔵佐世保	宇都宮、水戸、日赤水戸、上山田、高崎日赤高崎、松本	京都、日赤京都、福知山、奈良		高宮章
	松山、徳島、高知、日赤高知、道後	澤村利一	熊本、日奈久、大分、都城、鹿兒島						天津、津		高宮章

備考

- 一 各班ノ分擔スベキ病院ハ師團司令部所在地ノ地方長官ニ於テ決定スルモノトス
- 二 顧問氏名ノ第一段ハ職業心理學者第二段ハ職業紹介經驗者第三段ハ義手義足等ノ知識ヲ有スル者第四段ハ在郷軍人職業輔導部主事ナリ

臨時軍事援護部に於ては昭和十三年三月十九日内務省會議室に於て、三月二十二日大阪借行社に於て、夫々第一回の事務打合會を開催し、傷痍軍人の職業相談指導、就職斡旋等職業保護の各般の事項に互り協議を遂げた。

三 運用及派遣

斯くして構成された職業顧問は、陸海軍病院長の希望に依り其の病院に出張し、病院長と協議の上必要とする在院患者に對し其の職業上の相談に應ずるのであるが、之が爲師團司令部所在地の地方長官は、陸海軍病院長と協議の上、班の病院巡回計畫を樹て、厚生大臣に職業顧問の派遣を申請することとした。一師團管區は一班又は數班を以て擔當し、昭和十三年三月中旬に第一回の巡回相談を了する豫定の下に實施に着手した。

四 經過及現況

其の後事變の推移に伴ひ後述の傷痍軍人職業指導専務職員が配置されたこと及職業紹介機構が改變されたことに則應して、職業顧問の再編成を爲すことが適當と認められるに至つた。其處で一般的には各顧問は夫々の専門的立場から適宜地方廳に於ける職業指導其の他職業保護の業務を援助することとし、他面地方廳職員、職業紹介所職員又は在郷軍人職業輔導部主事の地位に在る者に對しては、之を機として一應顧問の委囑を解き、其の本來の立場から協力を煩はすことゝ爲り、同時に師管別班制を廢し昭和十三年七月之が改組を斷行した。顧問は現在二十五人である

傷痍軍人職業顧問名簿

官職其ノ他	氏名	官職其ノ他	氏名
東京帝國大學助教授	淡路圓次郎	傷兵院長	原田武成
日本勞働科學研究所	桐原森見	東北帝國大學教授	千葉龍
東京農業專門學校教授	青木誠四郎	第二高等學校教授	栗林宇一
日本勞働科學研究所	上野義雄	大阪市産業能率研究所技師	伊藤熊太郎
東京帝國大學助教授	岡部彌太郎	關西學院大學教授	今田利一
日本大學教授	渡邊覺	義肢研究所	澤村利一
東京府立高等學校教授	橋邊政勝	姫路工業學校教授	佐々木猛
財団法人義誠研究所長	工藤不二郎	名古屋高等商業學校教授	宇都宮仙太郎
財団法人啓成社監事	遊佐敏彦	京都帝國大學教授	野上俊夫
財団法人三井報恩會	豐原又男	京都市兒童院	藤原太一郎
厚生省、東京府嘱託	中村泰造	元京都少年教育相談所長	藤澤乙夫
在郷軍人職業輔導部主事	守屋喜元	廣島文理科大學教授	久保良夫
財団法人啓成社教育課長			古賀行義

而して十四年度に於ては事務職員の技能も相當進歩し事務も圓熟した爲、顧問は重度戦傷者の中殊に職業指導に困難を感ずる者又は退院後重度戦傷の爲就業困難な者に對する職業指導、職業輔導、就職後の輔導等を一貫して専門的立場

より調査研究し、事務職員の職務の援助を要する場合に於てのみ其の協力を求めることとした。

昭和十三年四月以降十四年十一月末日現在の活動状況は左の通である。

傷痍軍人職業顧問職業相談實施状況調 (自昭和十三年四月至昭和十四年十一月)

道府	縣	病院數	相談者						計	巡回々數	
			原職復歸	轉職	新就職	再職	職業要生金	其ノ他			
北海道	森手	六	二	一	一	一	一	一	一	一	一
青森	岩手	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岩手	宮城	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮城	秋田	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山形	形	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福島	島	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
茨城	城	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
栃木	木	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
群馬	馬	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
埼玉	玉	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
千葉	葉	六	三	一	一	一	一	一	一	一	一
東京	京	六	三	一	一	一	一	一	一	一	一
海											
計			二二	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
			三三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
			三三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

第二目 傷痍軍人職業指導専務職員

計	東	兒	三	島	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	島	山
一、五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三、七七八	一、五〇	三、八	八	四〇	一、三	三、三	四、四	四、〇	三、六	一、八	四、八	五、一	六、七	三、七	五、〇		
一、三、一一	七、四六	三	一	二	四	一〇	一、四	三	七	六	三	五	一、六	五	八		
二、九〇一	八〇	五〇	八	二九	〇〇	二八	四、六	三、三	一、四	二、五	一、四	四、四	四、一	三、三	三、六		
七、九	三、三	三、三	一	六	三	四	一、四	七	一	六	二	八	二	三	六	五	
一、八七	五、四			一	一			四	二	一	二	三		三			
二、六二六	三、二六	三、五	四	四〇	三、三	七、三	七、四	八、一	二、九	五、九	三、九	四、〇	三、三	四、〇			
一、四六三	二、三八一	三、〇	二〇	一一	一、六	一、五	一、九	一、三	六、六	一、八	七、四	一、四	一、〇	三、二	一、三		
六、三	四、八	九	六	二〇	一〇	一、四	一、六	二、六	七、七	三、三	九	一、七	七、七	二、一			

島	鳥	和	奈	兵	大	京	滋	三	愛	靜	岐	長	山	福	石	富	新	神	
歌																		奈	
根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重	知	岡	阜	野	梨	井	川	山	湯	川	
三	三	四	一	五	七	六	三	二	八	八	三	三	一	四	六	二	三	一	
一、五〇	一、五	二、四		一、八	六	三	六		二、七	一、三	六	二	三	五	六	三	六	九	
二〇	三	七		一〇	三	四	七		一、八	二、九	六	四		三	五		一、六	三	
六	一	五		一、九	二	四	四		二、七	七	三	二		三	二	四	一、八	七	七
二	五	三		三	四	七	三		四	五	〇	一				三	八	二	八
八	三			九	一	四	三		二	八	三	二				五		三	
六	四	一		一、四	六	三	六		九	二	九	三	六	二	五	二	四	三	九
三、七	三、〇	五		六	四	一	七		五	六	四	四	一	三	一〇	一〇	八	六	七
二〇	一〇	七		四	三	二	三		二	〇	〇	一〇	二	二	二	一	五	三	五

一 設置の理由

傷痍軍人職業指導相談の爲、先づ前記の職業顧問が設置されたのであるが、事變の長期化、戦局の擴大と共に相當多數の傷痍軍人の出ることが豫想され而も其の取扱は各人に付個別的に相談指導を爲し、就職後の輔導迄一貫して當らしめる必要がある爲、茲に専任の係員を設置することゝ爲つた。即ち當初職業顧問の各班に附屬せしめ其の職務を補助せしめる豫定であつた顧問助手は、之を改めて傷痍軍人職業指導専務職員として道府縣に配置し、第一線の現場的事務に當らしめることゝ爲つた。

二 構成及任務

専務職員は心理學に素養のある者を以て之に充て、各道府縣に技師又は技手として一人を配置する。其の任務は從來の職業顧問に代つて第一線に立ち、傷痍軍人の職業指導、職業輔導、就職援護、就職後の輔導等、職業保護に關する技術的方面を擔當することに在る。

三 經過及現況

其の後被相談指導者の増加と各種施設の増設に伴ひ其の擔當事務が繁忙と爲つた爲、之を輔佐せしめる目的を以て、道府縣に事務囑託費を配當し、教化指導に經驗ある者を事務囑託として採用せしめ、専務職員を輔佐し之と一體と爲つて職業保護事務の萬全を期して居る。其の業務實施狀況は左の通である。

傷病兵職業相談實施狀況調 (自昭和十四年四月至昭和十四年十月)

道府縣	相談者數	同 上 中 内 課				其ノ他	府縣へ聯絡スベキモノ
		復職	轉職	新就職	再教育		
北海道	450	87	110	56	10	26	112
青森	194	18	55	89	2	2	111
岩手	141	30	48	16	3	3	91
宮城	236	76	76	33	14	3	56
秋田	217	33	33	59	2	3	10
山形	90	17	42	21	6	3	26
福島	145	10	33	33	6	3	6
茨城	70	8	23	3	6	3	6
栃木	434	88	94	9	4	3	103
群馬	111	11	43	4	2	1	4
埼玉	111	5	43	1	2	2	4
千葉	211	43	43	55	1	6	118
東京	454	15	15	83	1	4	51
神奈川	95	13	33	49	7	1	24
新潟	456	95	116	22	29	6	26



二 臨時東京第三陸軍病院ハ本院中心トナリ厚生省職業部、在郷軍人職業輔導部、東京府及神奈川縣參加ノ上實施セル取  
 扱件數ナリ  
 三 累計欄ハ昭和十三年十月ヨリノ累計數ナリ  
 傷痍軍人就職斡旋狀況調  
 〔自昭和十四年四月  
 至昭和十四年十月〕

道府縣	求職者				斡旋				願末	
	復原職	轉職	新就職	合計	復原職	轉職	新就職	計	斡旋中ノモノ	他府縣ハ聯絡シタルモノ
北海道	三三	三三	九三	三五六	三七	八九	四七	一七三	一八四	一九
青森	一六	二八	九五	一三九	一〇	三三	三六	七七	六七	一
岩手	二	四八	二六	七六	四	三三	七	三三	二四	一
宮城	三	一四六	一八	一六七	九	九八	一六	一三三	一五	一
秋田	一	一八	四〇	五九	一	一五	二七	四三	三二	一
山形	二四	六四	一四	一〇二	一四	四六	二二	七六	二六	二
福島	五	六七	三九	一一一	一四	三七	三五	八六	一九	二
茨城	一〇	五三	八六	一四八	二八	四九	五三	一三〇	三三	一
栃木	六	六八	七四	一四八	六	五三	五七	一一六	二五	二
群馬	二〇	六四	七四	一五八	三	七	一六	一八四	一六	一
埼玉	八	四七	四九	一〇三	一八	七	四九	一〇九	一四	一
東京	一六	六三	三〇九	九八八	三三	二七九	三三九	六〇〇	一三七	七五
神奈川	六〇	二六三	二五七	五八〇	三三	一三三	一三六	三〇〇	五二	三五
新潟	二二	一八〇	九五	二九七	三	一〇一	六六	三三三	四三	三
富山	二五	六五	八四	一七四	四	七	八七	一〇七	六三	四
石川	二七	一七六	三九	二四二	一〇	六八	九六	一七四	七	二
福井	六	二四	一七	二九	一	二五	六	三三	七	一
山梨	一	四七	二二	六八	一	三三	一〇	四四	一六	一
長野	一	四三	一〇三	一四七	一	三九	三六	一三三	一四	一
岐阜	一七	八二	六七	一六五	七	八九	六三	一八〇	二五	二
静岡	一八	一五八	六九	二四五	二〇	九〇	八〇	二九〇	四	二
愛知	一五	二九二	一五四	四四五	三三	九〇	一八〇	四〇八	四	二
三重	一〇〇	二二〇	九〇	三〇〇	一〇三	七五	七七	二五五	八	六
滋賀	三三	三三三	三三	六八〇	三〇	四〇	三三	一三三	一一	八
京都	一四	一五三	一三九	三〇六	一四	八六	八七	二〇〇	二六三	一
大阪	四八	四八	三三	一二九	二六	三六	一四〇	二七九	四九	三
兵庫	一〇〇	三八一	一九三	六七三	一八九	三二	一七	六七一	四	三
奈良	七	三〇	一〇〇	一三七	三	四	五	一三七	一一	六
和歌山	五六	一〇九	二二	一八七	三	三	六	二二	三	七
合計	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三

道府縣	復原職	轉職	新就職	合計	復原職	轉職	新就職	計	斡旋中ノモノ	他府縣ハ聯絡シタルモノ	其ノ他	合計
北海道	三三	三三	九三	三五六	三七	八九	四七	一七三	一八四	一九	七六	四三四
青森	一六	二八	九五	一三九	一〇	三三	三六	七七	六七	一	三六	一八〇
岩手	二	四八	二六	七六	四	三三	七	三三	二四	一	二四	八三
宮城	三	一四六	一八	一六七	九	九八	一六	一三三	一五	一	一三	一六〇
秋田	一	一八	四〇	五九	一	一五	二七	四三	三二	一	八	一〇〇
山形	二四	六四	一四	一〇二	一四	四六	二二	七六	二六	二	一五	一四六
福島	五	六七	三九	一一一	一四	三七	三五	八六	一九	二	三九	一四六
茨城	一〇	五三	八六	一四八	二八	四九	五三	一三〇	三三	一	一九	一四六
栃木	六	六八	七四	一四八	六	五三	五七	一一六	二五	二	三三	一四六
群馬	二〇	六四	七四	一五八	三	七	一六	一八四	一六	一	三三	一四六
埼玉	八	四七	四九	一〇三	一八	七	四九	一〇九	一四	一	三三	一四六
東京	一六	六三	三〇九	九八八	三三	二七九	三三九	六〇〇	一三七	七五	三	一四六
神奈川	六〇	二六三	二五七	五八〇	三三	一三三	一三六	三〇〇	五二	三五	三	一四六
新潟	二二	一八〇	九五	二九七	三	一〇一	六六	三三三	四三	三	三	一四六
富山	二五	六五	八四	一七四	四	七	八七	一〇七	六三	四	三	一四六
石川	二七	一七六	三九	二四二	一〇	六八	九六	一七四	七	二	三	一四六
福井	六	二四	一七	二九	一	二五	六	三三	七	一	三	一四六
山梨	一	四七	二二	六八	一	三三	三六	一三三	一四	一	三	一四六
長野	一	四三	一〇三	一四七	一	三九	三六	一三三	一四	一	三	一四六
岐阜	一七	八二	六七	一六五	七	八九	六三	一八〇	二五	二	三	一四六
静岡	一八	一五八	六九	二四五	二〇	九〇	八〇	二九〇	四	二	三	一四六
愛知	一五	二九二	一五四	四四五	三三	九〇	一八〇	四〇八	四	二	三	一四六
三重	一〇〇	二二〇	九〇	三〇〇	一〇三	七五	七七	二五五	八	六	三	一四六
滋賀	三三	三三三	三三	六八〇	三〇	四〇	三三	一三三	一一	八	三	一四六
京都	一四	一五三	一三九	三〇六	一四	八六	八七	二〇〇	二六三	一	三	一四六
大阪	四八	四八	三三	一二九	二六	三六	一四〇	二七九	四九	三	三	一四六
兵庫	一〇〇	三八一	一九三	六七三	一八九	三二	一七	六七一	四	三	三	一四六
奈良	七	三〇	一〇〇	一三七	三	四	五	一三七	一一	六	三	一四六
和歌山	五六	一〇九	二二	一八七	三	三	六	二二	三	七	三	一四六
合計	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三

第五編 傷痍軍人の授護



鳥取	39	101	77	53	103	76	22	101	33	66
島根	101	69	97	44	103	76	80	43	43	66
岡山	50	22	24	50	46	79	183	44	23	263
広島	60	22	24	50	46	79	183	44	23	263
山口	46	33	36	44	53	60	79	80	80	101
徳島	26	33	36	44	53	60	79	80	80	101
香川	6	44	47	77	80	80	80	80	80	101
愛媛	39	33	36	44	53	60	79	80	80	101
高知	2	5	5	7	7	7	7	7	7	7
福岡	133	133	133	133	133	133	133	133	133	133
佐賀	32	33	36	44	53	60	79	80	80	101
長崎	12	7	7	7	7	7	7	7	7	7
熊本	19	47	51	53	53	53	53	53	53	53
大分	26	101	111	111	111	111	111	111	111	111
宮崎	7	36	44	53	60	79	80	80	80	101
鹿児島	39	36	44	53	60	79	80	80	80	101
沖縄	101	111	111	111	111	111	111	111	111	111
合計	2,016	1,543	1,543	1,543	1,543	1,543	1,543	1,543	1,543	1,543
果	5,955	10,445	10,445	10,445	10,445	10,445	10,445	10,445	10,445	10,445

百分比	二四	四三	三三	100	12	三三	10	六三	11	一	二六	100
-----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	---	----	-----

備考

- 一 本表へ道府縣ニ於テ取扱ヒタル就職斡旋状況ナリ
- 二 求職者數ハ其道府縣ニ於テ受付ケタルモノナリ
- 三 斡旋願末ハ其道府縣ニ於テ斡旋セルモノ(他道府縣ヨリ聯絡ヲ受ケテ斡旋セルモノヲ含ム)ナリ
- 四 他道府縣聯絡中ノモノ等アルニ因リ總計欄ノ求職者合計數ト斡旋願末合計數ト符合セザルニ付「他府縣へ聯絡シタルモノ」ノ欄ニ相當加除シ一應符合セシメタリ
- 五 累計欄ハ昭和十三年三月ヨリノ累計數ナリ

第三目 臨時東京第三陸軍病院に於ける職業相談指導

臨時東京第三陸軍病院は各地の陸軍病院より轉送された傷病兵に對し、特殊治療を行ふ病院である。而して退院者數が最も多く且全國に亘り、職業指導、就職斡旋等職業保護を要する者が多數あるに鑑み、本院に於ては病院當局と協議の上同病院内に臨時出張所を設け、厚生省職業部、在郷軍人職業輔導部、東京府、神奈川縣、東京職業紹介所、横濱職業紹介所及川崎職業紹介所の協力の下に毎月三回定期に同病院に出張し、左の要綱に依り傷病兵の職業相談を實施することとし、昭和十三年七月中旬より開始今日に至つた。

- 一 關係各機關は混然一體と爲り職務に従事し全般的總括的事務は軍事保護院主任者之に任ずること
- 二 職業相談を終了した者の相談票は軍事保護院主任者協力の下に神奈川縣主任者に於て之を整理し、他府縣へ送附すべきものに付ては送附の手續を執ること
- 三 厚生省職業部主任者は就職斡旋の事務を主宰し、其の敏速且適確を期する爲必要な處置を要する事項に付ては





者を軍事保護院の相談に廻すこととした爲、常置職員を設置があれば其の都度面接し得ることと爲り、病院當局と密接な聯絡を保持し得る便宜がある。

五 在院中の傷病兵は機能検査、職業調査、治療法、體力増強、判定、恩給、診断等間断なく日課を課せられつゝある爲、現在の機構に依る職業相談を受けるには事の簡單なるものも約半日を要することと爲り、傷病兵にとり相當支障困難がある模様である。

六 臨時東京第三陸軍病院の如く在院者多數の病院では、傷病兵が日課の餘暇に隨時且容易に職業問題及一般傷兵保護事業に付説明を求め得べき施設を設けて置く必要がある。

七 國立職業補導所、道府縣職業再訓練施設の整備に伴ひ、之と緊密な連繋を取り、退院後の再教育施設利用を指導する必要がある、又學資給與、生業助成其の他の援護方法に付ても十分懇切に指導する必要があるが、然し現在の狀況では斯かる徹底した指導は到底之を爲し難い。

以上の諸點よりして常置連絡職員を設置し(一)定期日に行ふ職業相談の爲の準備調査、參考資料の蒐集を爲し(二)在院傷病兵に對し再教育施設、學資給與、生業助成、醫療保護等各種傷兵保護事業を理解徹底せしめ(三)一般軍事保護事業の周知徹底を圖り(四)病院當局及軍事保護院との連絡事務に當らしめることと爲り、昭和十四年六月下旬より之が實現を見た。

常置連絡職員は臨時東京第三陸軍病院に出勤し、病院當局と十分協調の上、傷病兵の職業保護の事務に従事し、業務の輕易なるものに付ては直に解決を與へ、重度戰傷者、傷狀固定した者、除役申請済の者を定期相談日に出頭せしめる様豫め準備を爲し置き職業相談指導を爲したる者の顛末を明瞭ならしめる爲職業相談原簿及執務日記を作製するのである。

昭和十三年七月以降昭和十四年十一月迄臨時東京第三陸軍病院に於て實施した職業相談指導累計数は二、四二六人であり、内本相談九一〇人、豫備相談一、五一六人である。今本相談の内譯を擧げると左表の通である。

臨時東京第三陸軍病院退院者求職聯絡狀況調

自昭和十三年七月  
至昭和十四年十一月

道府縣	聯絡數	同				計	道府縣	聯絡數	同				計
		復原職	轉職	新就	再教育				復原職	轉職	新就	再教育	
北海道	五	二	一	一	一	東	七二	八	二	二	二	二七	
青森	五	一	一	一	一	京	一三	二	一	一	一	一三	
岩手	三	一	一	一	一	川	一六	二	一	一	一	一六	
宮城	一〇	一	一	一	一	山	二	一	一	一	一	二	
秋田	五	一	一	一	一	井	八	二	一	一	一	八	
山形	三	一	一	一	一	川	二	一	一	一	一	二	
福島	二	一	一	一	一	石	三	一	一	一	一	三	
茨城	三	一	一	一	一	福	七	一	一	一	一	七	
栃木	四	一	一	一	一	山	一	一	一	一	一	一	
群馬	三	一	一	一	一	梨	一	一	一	一	一	一	
埼玉	七	一	一	一	一	野	一〇	一	一	一	一	一〇	
千葉	六	一	一	一	一	長	三	一	一	一	一	三	
						岐	四	一	一	一	一	四	
						愛	三	一	一	一	一	三	
						知	三	一	一	一	一	三	
						重	三	一	一	一	一	三	
						計							